

**地方公共団体実行計画（区域施策編）
策定・実施マニュアル
（地域脱炭素化促進事業編）**

別冊 コラム・認定事業に対する特例・様式集・法令

令和 7 年 3 月

環 境 省

大臣官房 地域脱炭素政策調整担当参事官室

目次

第 1 認定事業に対する特例	1
1 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の特例.....	2
(1) 農山漁村再エネ法の概要	2
(2) 地球温暖化対策推進法と農山漁村再エネ法の関係.....	3
(3) 農山漁村再エネ法の特例措置	5
2 温泉法に関する特例	8
(1) 温泉法に関する特例の根拠	8
(2) モニタリングの重要性	10
3 森林法に関する特例	12
(1) 森林法に関する特例の根拠	12
(2) 促進区域における民有林・保安林の取扱い	17
4 農地法に関する特例	18
(1) 農地法に関する特例の根拠	18
(2) 促進区域における農用地の取扱い.....	20
(3) 第 1 種農地の不許可の例外	22
5 自然公園法に関する特例	24
(1) 自然公園法に関する特例の根拠.....	24
(2) 自然環境保全区域に関する促進区域との関係性	26
(3) 事前審査の運用.....	26
(4) 地熱発電の優良事例との関係性.....	28
6 宅地造成及び特定盛土等規制法に関する特例	30
(1) 盛土規制法に関する特例の根拠.....	30
(2) 盛土規制法の特例に係る手続	32
7 河川法に関する特例	36
(1) 河川法に関する特例の根拠	36
(2) 河川法の特例に係る手続	37
8 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関する特例.....	41
(1) 廃掃法に関する特例の根拠	41
(2) 廃掃法の特例に係る手続	42
9 環境影響評価法の特例	44

(1) 環境影響評価手法に関する特例の根拠	44
(2) 環境影響評価法特例とその他のワンストップ化の特例との関係	45
(3) 環境影響評価法特例に係る留意点	46
第2 事業者インセンティブ	47
第3 通知	51
第4 コラム	58
1 水力を活用する地域脱炭素化促進事業について	59
2 バイオマスを活用する地域脱炭素化促進事業について	60
3 再生可能エネルギー熱供給施設について	60
4 促進区域の設定に向けた有効な検討手段：ゾーニングについて	61
(1) 考え方	61
(2) ゾーニングマップの作成	63
(3) ゾーニングマップの作成を踏まえた促進区域設定の考え方	66
5 地熱発電に係る再エネポテンシャルの把握について	67
6 地域に裨益する再生可能エネルギー事業の実施に関するガイドライン	68
(1) 実施いただきたい地元協調策（概要、詳細は相談の上決定）	68
(2) その他、協定書に記載させていただく事項	69
(3) 協定書には、記載しないがご協力いただきたい事項	69
7 建築物省エネ法に基づく建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度について	70
(1) 促進計画について	70
(2) 再エネ利用促進区域内での義務及び特例	70
(3) 促進計画策定の流れと主な特例許可の例	71
(4) 建築物省エネ法に基づく再エネ利用促進区域制度と地球温暖化対策推進法に 基づく促進区域との関係について	71
8 地熱発電における協議会について	73
9 地域脱炭素化促進事業計画の認定と土地権利の取得について	76
第5 法令	77
1 地球温暖化対策推進法（抄）	78
2 地球温暖化対策推進法施行規則（抄）	93
3 地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令（抄）	100
4 高度化法施行令（抄）	105
第6 付録（様式・参考様式集）	106

第1 認定事業に対する特例

1 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の特例

(1) 農山漁村再エネ法の概要

農山漁村再エネ法は、農山漁村における再生可能エネルギー発電設備の整備について、農林漁業上の土地利用等との調整を適正に行うとともに、地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を併せて行うこととすることにより、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電を促進し、農山漁村の活性化を図るものです。

市町村は、協議会の場の積極的な活用等により、地域の関係者の合意形成を図りながら基本計画を作成します。農山漁村再エネ法に基づく設備整備計画の認定を受けようとする設備整備者は、再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする地域をその区域に含む市町村の基本計画の内容を十分踏まえて設備整備計画を作成し、当該市町村に認定の申請を行い、設備整備計画の認定の申請を受けた計画作成市町村は申請の内容を確認し認定の是非を判断することになります。

基本計画の「設備整備区域」の設定にあたり、地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を行う土地利用として有効活用するため、再生利用が困難な荒廃した農地を含めることを推進しています。

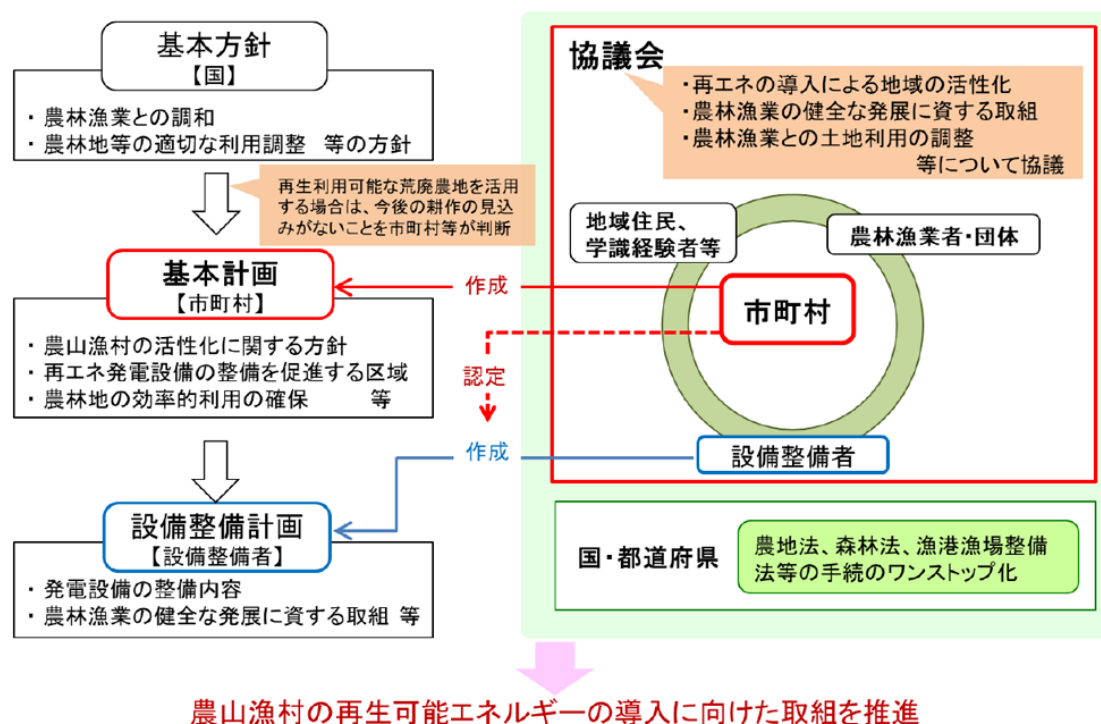


図 1-1 農山漁村再エネ法に基づく取組の流れ

(2) 地球温暖化対策推進法と農山漁村再エネ法の関係

市町村が、促進事業に関する事項を含む区域施策編を定めた場合であって、後述する要件を満たす場合は、当該区域施策編を農山漁村再エネ法に基づく「基本計画」とみなし、農山漁村再エネ法に基づく各種規定を適用できます。

区域施策編の記載事項のうち、促進事業には、再エネ発電設備の整備が含まれ、また、促進事業と併せて促進する地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組には、農林漁業の健全な発展に資する取組も含まれる可能性があります。そこで、区域施策編に農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項が定められ、かつ当該事項が農山漁村再エネ法第 5 条第 5 項で定める基準に適合した区域に係るものであり、さらに促進事業に係る記載事項が基本方針に適合する場合、当該区域施策編に定められている再エネ発電設備の整備（当該市町村が作成した基本計画に定められているものを除く。）については、当該区域施策編を基本計画とみなすこととし、農山漁村再エネ法の設備整備計画の認定に係る規定（設備整備計画の認定、設備整備計画の変更、酪肉振興法、漁港及び漁場の整備等に関する法律及び海岸法の特例（農地法、森林法、自然公園法及び温泉法に係る規定を除く。）等）を適用できます（法第 21 条の 2 第 1 項）。

なお、本制度を活用しようとする事業者等がわかるよう、市町村は、自らが策定した区域施策編を基本計画とみなす場合には、区域施策編にその旨を記載することが望ましいです。

また、区域施策編を基本計画とみなし、農山漁村再エネ法の設備整備計画の認定に係る規定を適用するためには、事業者は促進事業計画の認定を受ける必要があります。地球温暖化対策推進法における農山漁村再エネ法の特例措置との関係は図 1-2 のとおりです。

第 1 認定事業に対する特例

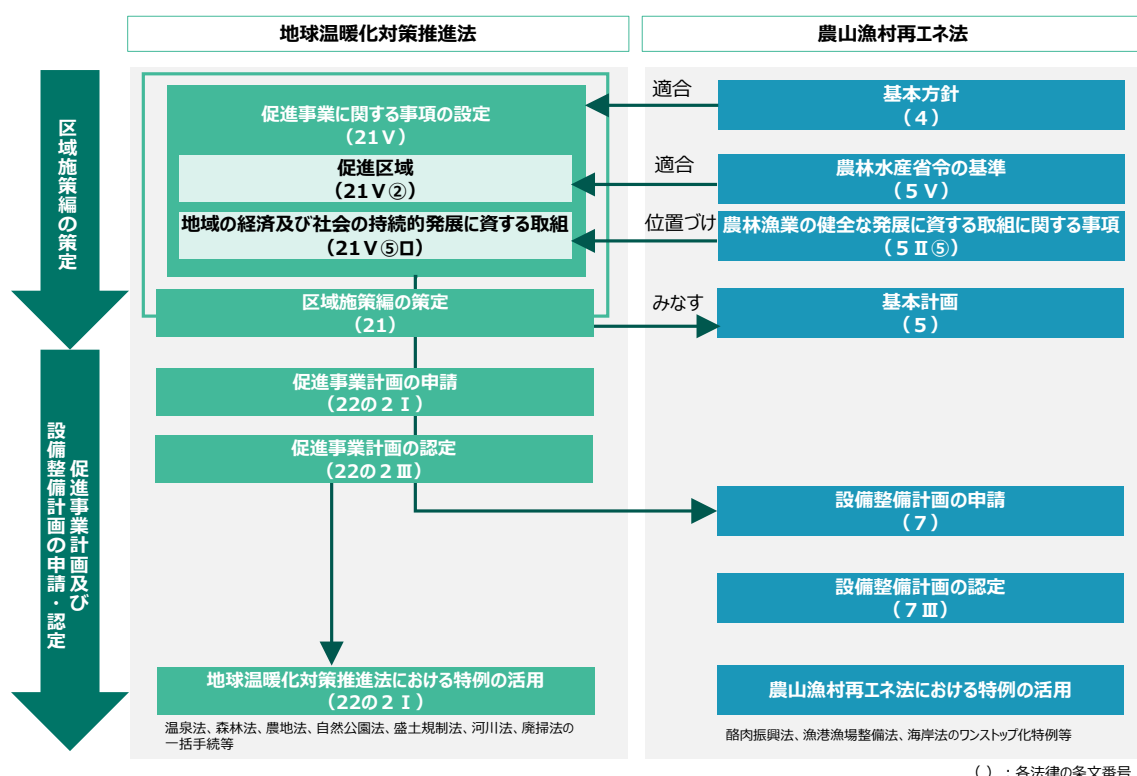


図 1-2 地球温暖化対策推進法における農山漁村再エネ法の特例措置

農山漁村再エネ法第5条第1項の規定により、地球温暖化対策推進法第21条第5項に規定する促進事業に関する事項を定めた場合は、以後、農山漁村再エネ法に基づく基本計画を策定することはできず、地球温暖化対策推進法に基づく区域施策編を基本計画とみなして農山漁村再エネ法の特例を活用することになります。したがって、促進事業に関する事項を検討する際には、農山漁村再エネ法の所管部署とも記載の内容についてよく調整してください。

なお、農山漁村再エネ法に基づく基本計画と促進事業に関する事項を定めた区域施策編の策定の有無により、適用となる計画が異なります。その関係は表 1-1 のとおりです。

第 1 認定事業に対する特例

表 1-1 基本計画及び実行計画の策定状況と設備整備計画の認定に適用される計画の関係

促進事業に関する事項を 定めた区域施策編の策定	地球温暖化対策推進法第 21 条の 2 の適用 (農山漁村再工ネ法の特例)
× (未策定)	非適用 (基本計画の策定可) ※ただし、促進事業に関する事項を定めた場合は、以後、地球 温暖化対策推進法第 21 条の 2 を適用
○ (策定済)	適用 (以後、基本計画の策定は不可) ※ただし、促進事業に関する事項を定める以前に策定した区 域施策編に記載のある施設整備については、農山漁村再工 ネ法の規定を適用

※区域施策編を策定した場合であっても、地球温暖化対策推進法第 21 条第 5 項各号の地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めていない場合は、農山漁村再工ネ法に基づく基本計画の策定は可能です。

(3) 農山漁村再工ネ法の特例措置

農山漁村再工ネ法で設備整備計画の認定を受けた場合に係る特例措置として、関連法の許可又は届出の手續のワンストップ化（認定により許可があったものとみなす等）や、再工ネ発電設備の円滑な整備と農地の集約化を併せて図るために行う、市町村による農林地所有権移転等促進事業（計画の作成・公告による農林地等の権利移転の一括処理）を定めています。

土地などの利用に関連する許可や届出の手續を、市町村段階にてワンストップで行うことができます。市町村が、本来の許可権者である大臣や都道府県知事から「同意」を受け、その上で認定することで、許可があったものとみなす仕組みです。農地法、森林法、漁港及び漁場の整備等に関する法律など合計 7 つの法律の 13 の許可又は届出の手續を「ワンストップ化」の対象としています。

第 1 認定事業に対する特例

表 1-2 ワンストップ化の対象となる行為の一覧

法律名	条項	行為	手続	(参考) 本来の許可権者等
農地法	第 4 条第 1 項	農地の転用 (ワンストップ化に加え、 原則転用不許可の第 1 種農地であっても、再生利用困難な荒廃農地等であれば転用できるようになる)	許可	都道府県知事、指定市町村長
	第 5 条第 1 項	農地又は採草放牧地の転用のための権利移動	許可	都道府県知事、指定市町村長
酪肉振興法	第 9 条	集約酪農地域の区域内の草地の形質変更	届出 (事前)	都道府県知事
森林法	第 10 条の 2 第 1 項	地域森林計画の対象となっている民有林における開発行為	許可	都道府県知事
	第 34 条第 1 項	保安林における立木の伐採	許可	都道府県知事
	第 34 条第 2 項	保安林における土地の形質を変更する行為	許可	都道府県知事
漁港及び漁場の整備等に関する法律	第 39 条第 1 項	漁港区域内の水域・公共空地における工作物の建設等	許可	漁港管理者 (市町村・都道府県)
海岸法	第 7 条第 1 項	海岸保全区域（公共海岸に限る）における施設又は工作物を設けての占用	許可	海岸管理者 (都道府県知事・市町村長・港湾管理者の長)
	第 8 条第 1 項	海岸保全区域における施設の新設等	許可	海岸管理者 (都道府県知事・市町村長・港湾管理者の長)
自然公園法	第 20 条第 3 項	特別地域区域内における工作物の新築・改築等	許可	都道府県知事、環境大臣
	第 33 条第 1 項	普通地域内における工作物の新築・改築等	届出 (事前)	都道府県知事、環境大臣
温泉法	第 3 条第 1 項	温泉を湧出させる目的で土地を掘削すること	許可	都道府県知事
	第 11 条第 1 項	温泉の湧出路の増掘、又は温泉の湧出量を増加させるための動力の装置	許可	都道府県知事

出典：農林水産省「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（農山漁村再生可能エネルギー法）について（平成 28 年 5 月）」
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/pdf/houritsu.pdf>

「農林地所有権移転等促進事業」とは、再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の円滑な整備とその周辺の地域における農地の集約化等農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図るため、農林地等についての権利移転等を一括して行うことを可能とする制度です。

第 1 認定事業に対する特例

農林地所有権移転等促進事業を行う場合は、農山漁村再エネ法施行規則第 4 条に基づき、農業委員会の決定を経て、所有権移転等促進計画を定める必要があります。所有権移転等促進計画は、再エネ発電設備の整備予定地やその周辺の農林地に多数の地権者が存在する場合、再生可能エネルギー発電設備の整備や農地の集約化などを円滑に進める観点から、農林地等について複数の権利の移転又は設定を一括して行えるようにするものです。

この措置は、公的主体である市町村が中心となって地権者全員の合意を得て作成され、計画の公告により権利の移転又は設定の効果が発生するものです。また、市町村による嘱託登記の仕組みも併せて導入することにより、所有権移転等促進計画で発生した権利の移転又は設定後の不動産登記についても、市町村が必要な手続を行うこととなります。

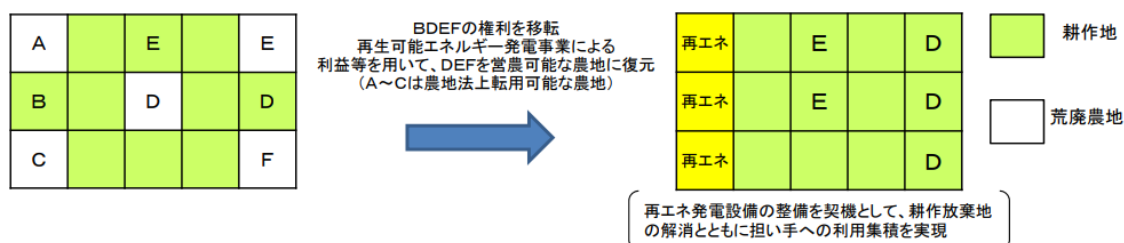


図 1-3 農林地所有権等促進事業における権利移転のイメージ

出典：農林水産省「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（農山漁村再生可能エネルギー法）について（平成 28 年 5 月）」
<<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/pdf/houritsu.pdf>>

2 温泉法に関する特例

(1) 温泉法に関する特例の根拠

計画策定市町村は、促進事業計画の認定をする場合に、当該計画に記載された整備又は取組に係る行為が温泉法第 3 条第 1 項、第 11 条第 1 項の許可が必要な行為に該当するとき、都道府県知事に協議し、同意を取得する必要があります（法第 22 条の 2 第 4 項第 1 号）。

都道府県知事は、促進事業計画について協議があった場合、当該協議に係る整備又は取組に係る行為が、温泉法第 4 条第 1 項の規定により温泉法第 3 条第 1 項、第 11 条第 1 項の許可をしなければならない場合に該当すると認めるとき、計画策定市町村による促進事業計画の認定に同意するものとします（法第 22 条の 2 第 5 項第 1 号）。

なお、都道府県知事は、当該促進事業計画認定に同意をしようとするとき、自然環境保全法第 51 条第 1 項に基づく審議会等の意見を聴いた上で、計画策定市町村への回答を行うこととなります（法第 22 条の 2 第 11 項第 1 号）。

また、当該協議に係る整備又は取組に係る行為が隣接都府県における温泉の湧出量等に影響を及ぼすおそれがある場合には、都道府県知事は環境大臣への協議を行った上で、計画策定市町村への回答を行うこととなります（法第 22 条の 2 第 9 項第 1 号）。

第 1 認定事業に対する特例

- 対象手続：土地の掘削の許可（温泉法第 3 条第 1 項）、ゆう出路の増掘又はゆう出量増加のための動力の装置の許可（温泉法第 11 条第 1 項）

許可権者	都道府県知事
許可基準	次のいずれかに該当する場合を除き許可をしなければならない（温泉法第 4 条）。 1. 掘削等が温泉の湧出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき。 2. 掘削等のための施設の位置、構造及び設備並びに当該掘削等の方法が掘削等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準に適合しないものであると認めるとき。 3. そのほか、掘削等が公益を害するおそれがあると認めるとき。 4. 申請者が一定期間内に温泉法に基づく罰金や許可取消しの経験があるとき。
特 例	認定があった場合には、上記の行為について許可があったものとみなす。

表 1-3 促進事業計画の認定申請に必要な書類
（温泉法第 3 条第 1 項の特例措置を受ける場合）

提出書類
・ 申請書（別記様式第 2 の 1） 特例の適用を受けようとする者の住所、氏名又は名称、温泉掘削地の所在、地番及び地目、温泉掘削地付近の状況、湧出路の口径、湧出路の深さ、工事の施行方法、主要な設備の構造、主要な設備の能力、予定日（着手、完了）
(1) 当該行為に係る地点を明示した図面及びその付近の見取図（整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面と同じものは、省略できる。）
(2) 当該行為に係る設備の配置図及び主要な設備の構造図
(3) 当該行為のための施設の位置、構造及び設備並びに掘削の方法が温泉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 35 号）第 1 条の 2 各号に掲げる基準に適合することを証する書面
(4) 温泉法施行規則第 1 条の 2 第 10 号に規定する掘削時災害防止規程
(5) (1) から (4) までに掲げるもののほか、当該行為が温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 4 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに該当するかどうかを審査するために必要となる書類
(6) 申請者が温泉法第 3 条第 2 項に規定する権利を有することを証する書類
(7) 申請者が温泉法第 4 条第 1 項第 4 号から第 6 号までに該当しない者であることを誓約する書面

第 1 認定事業に対する特例

表 1-4 促進事業計画の認定申請に必要な書類
(温泉法第 11 条第 1 項の特例措置を受ける場合)

提出書類
申請書（別記様式第 2 の 2） 特例の適用を受けようとする者の住所、氏名又は名称、増掘又は動力装置の場所、増掘又は動力装置の場所の付近の状況、温泉の現状（湧出量、温度、成分、湧出路の口径、湧出路の深さ）、増掘する場合（増掘後の口径、増掘後の深さ、工事の施行方法、主要な設備の構造、主要な設備の能力）、動力を装置する場合（動力装置の種類、動力装置の出力、動力装置の詳細、予定日（着手、完了）
(1) 当該行為に係る地点を明示した図面及びその付近の見取図（整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面と同じものは、省略できる。）
(2) 当該行為が増掘である場合にあっては、設備の配置図及び主要な設備の構造図
(3) 当該行為が増掘である場合にあっては、増掘のための施設の位置、構造及び設備並びに増掘の方法が温泉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 35 号）第 1 条の 2 各号に掲げる基準に適合することを証する書面
(4) 当該行為が増掘である場合にあっては、増掘に係る掘削時災害防止規程
(5) (1) から (4) までに掲げるもののほか、当該行為が温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 11 条第 2 項において準用する同法第 4 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで又は同法第 11 条第 3 項において準用する同法第 4 条第 1 項第 1 号若しくは第 3 号に該当するかどうかを審査するために必要となる書類
(6) 申請者が温泉法第 11 条第 2 項又は第 3 項において準用する同法第 4 条第 1 項第 4 号から第 6 号までに該当しない者であることを誓約する書面

(2) モニタリングの重要性

地熱発電事業を持続可能かつ周辺の既存温泉等に影響を与えないように適切に実施するためには、自身の蒸気井、還元井や周辺の源泉についてモニタリングを行い、噴出量（ゆう出量）や成分、温度等の推移を把握することにより、適切な資源管理を行うことが重要です。

モニタリングの実施箇所、頻度、項目及び測定方法等は、当該地熱開発の出力数や開発地域周辺の温泉利用状況に左右されますが、発電に利用する源泉以外に複数の源泉をモニタリングすることが望ましいです。「事業計画策定ガイドライン（地熱発電）」においては、地熱発電に関する FIT/FIP 認定申請（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 9 条第 1 項に基づく認定の申請をいう。）に必要となるモニタリング要件を記載しており、その他の法令等においてもモニタリングに関する規定があり、参考となる可能性があります。

また、温泉法に関連して、地方自治法に基づく技術的助言として環境省が策定している「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）」においては、地熱資源量の把握や周辺源泉への影響評価の観点から、温泉のモニタリングの重要性に関

第 1 認定事業に対する特例

する記述があります。さらに 2021 年 9 月の一部改訂では、大規模な地熱開発について、科学的根拠に基づいた地熱貯留層単位での地熱資源の持続可能な利用に関する計画策定やその継続的・弾力的な修正の重要性が述べられているほか、発電所運転開始以降も生産井の噴出量や温度、地熱貯留層の動態、周辺既存源泉や地表部の徴候を対象とするモニタリングを実施して「順応的管理」につなげていくべきであると記載されています。

3 森林法に関する特例

(1) 森林法に関する特例の根拠

計画策定市町村は、促進事業計画の認定をする場合に、当該計画に記載された整備又は取組に係る行為が森林法第 10 条の 2 第 1 項又は第 34 条第 1 項若しくは第 2 項の許可を受けなければならない行為に該当するとき、都道府県知事に協議し、同意を得る必要があります（法第 22 条の 2 第 4 項第 2 号及び第 3 号）。

都道府県知事は、促進事業計画について協議があった場合、当該協議に係る整備又は取組に係る行為が、下記に該当するものであると認めるとき、計画策定市町村による促進事業計画の認定に同意するものとします（法第 22 条の 2 第 5 項第 2 号及び第 3 号）。

- ・ 森林法第 10 条の 2 第 1 項の許可を受けなければならない行為であって同法第 10 条の 2 第 2 項の規定により当該許可をしなければならない場合に該当するとき
- ・ 同法第 34 条第 1 項の許可を受けなければならない行為であって第 34 条第 3 項又は第 4 項の規定により当該許可をしなければならない場合に該当するとき
- ・ 同法第 34 条第 2 項の許可を受けなければならない行為であって同条第 5 項の規定により当該許可をしなければならない場合に該当するとき

なお、都道府県知事は、当該促進事業計画認定に同意をしようとするとき、都道府県森林審議会の意見を聴いた上で、計画策定市町村への回答を行うこととなります（法第 22 条の 2 第 11 項第 2 号）。

第 1 認定事業に対する特例

- 対象手続①：地域森林計画の対象となっている民有林（保安林並びに保安施設地区の区域内及び海岸保全区域内の森林を除く。）における開発行為の許可（森林法第 10 条の 2 第 1 項）

許可権者	都道府県知事
許可基準	開発行為が次のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。 1. 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。 2. 当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。 3. 当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。 4. 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。
特 例	認定があった場合には、上記の行為について許可があったものとみなす。

第 1 認定事業に対する特例

表 1-5 促進事業計画の認定申請に必要な書類
(森林法第 10 条の 2 第 1 項の特例措置を受ける場合)

提出書類
申請書（別記様式第 2 の 3） 特例の適用を受けようとする者の住所、氏名又は名称、開発行為に係る森林の所在場所、開発行為に係る森林の土地の面積、開発行為の着手予定年月日、開発行為の完了予定年月日
(1) 当該行為に係る森林の位置図及び区域図（整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面において、当該行為に係る森林の位置及び区域を明らかにした場合には、省略できる。）
(2) 当該行為に関する計画書
(3) 当該行為に係る森林について当該行為の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることを証する書類
(4) 申請者が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
(5) 当該行為に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合（法第 22 条の 2 第 4 項各号（第 2 号を除く。）に掲げる行為に係る場合を除く。）には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）
(6) 当該行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類
(7) その他必要と認める書類

第 1 認定事業に対する特例

● 対象手続②：保安林における立木の伐採の許可（森林法第 34 条第 1 項）

許可権者	都道府県知事
許可基準	次のいずれか 1. 申請に係る伐採の方法が当該保安林に係る指定施業要件に適合するものであり、かつ、その申請(当該保安林に係る指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団の立木について当該申請が 2 以上あるときは、これらの申請のすべて)につき第 34 条第 1 項の許可をすることにより当該指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団に係る立木の伐採が当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えることとならないと認められるときは、これを許可しなければならない。 2. 申請に係る伐採の方法が当該保安林に係る指定施業要件に適合するものであり、かつ、その申請(当該保安林に係る指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団の立木について当該申請が 2 以上あるときは、これらの申請のすべて)につき同項の許可をすればこれにより当該指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団に係る立木の伐採が当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えることとなるが、その一部について第 34 条第 1 項の許可をすれば当該伐採の限度を超えることとならないと認められるときは、政令で定める基準に従い、当該伐採の限度まで、その申請に係る伐採の面積又は数量を縮減して、これを許可しなければならない。
特 例	認定があった場合には、上記の行為について許可があったものとみなす。

第 1 認定事業に対する特例

表 1-6 促進事業計画の認定申請に必要な書類
(森林法第 34 条第 1 項の特例措置を受ける場合)

提出書類	
・ 申請書（別記様式第 2 の 4）	特例の適用を受けようとする者の氏名又は名称、保安林の指定の目的、森林の所在場所（市郡、町村、大字、字、地番）、森林所有者（住所、氏名又は名称）、伐採の方法、伐採する立木の樹種及び年齢、伐採面積及び伐採立木材積、伐採の期間、森林経営計画の有無
(1)	当該行為に係る森林の位置図及び区域図（添付する森林の位置図及び区域図の様式は、森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号）第 48 条第 1 項の申請書の様式のイの申請書に添付する森林の位置図及び区域図の様式に準ずること。ただし、整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面において、当該行為に係る森林の位置及び区域を明らかにした場合には、省略できる。）
(2)	申請者が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
(3)	当該行為に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合（法第 22 条の 2 第 4 項各号（第 3 号を除く。）に掲げる行為に係る場合を除く。）には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）
(4)	当該行為に係る森林の土地の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）
(5)	申請者が当該行為に係る森林の土地の所有者でない場合には、当該森林において当該行為を行う権原を有することを証する書類
(6)	申請者が当該行為に係る森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類（森林法施行規則第 61 条第 2 項の規定により添付を省略することができる場合を除く。）
(7)	その他必要と認める書類

- 対象手続③：保安林における立竹の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草、落葉若しくは落枝の採取又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為の許可（森林法第 34 条第 2 項）

許可権者	都道府県知事
許可基準	申請に係る上記の行為が保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼすと認められる場合を除き、許可しなければならない。
特 例	認定があった場合には、上記の行為について許可があったものとみなす。

第 1 認定事業に対する特例

表 1-7 促進事業計画の認定申請に必要な書類
(森林法第 34 条第 2 項の特例措置を受ける場合)

提出書類
・ 申請書（別記様式第 2 の 5） 特例の適用を受けようとする者の住所、氏名又は名称、森林（土地）の所在場所（市郡、町村、大字、字、地番）、保安林の指定の目的、行為の方法、期間（始期、終期）
① 保安林の境界線及び当該行為に係る区域を明示した図面（添付する図面の様式は、森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号）第 48 条第 1 項の申請書の様式のイの申請書に添付する図面の様式に準ずること。ただし、整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面において、保安林の境界線及び当該行為に係る区域を明らかにした場合には、省略できる。）

(2) 促進区域における民有林・保安林の取扱い

一部改正された森林法施行令の施行（令和 5 年 4 月 1 日）により、地域森林計画の対象となっている民有林において、太陽光発電設備の設置を目的とする行為は 0.5 ヘクタール、道路の新設については 1 ヘクタールかつ幅員 3 m、その他 1 ヘクタールを超える開発行為を行う場合には、都道府県知事の許可が必要です（開発行為の許可；森林法第 10 条の 2 第 1 項、開発行為の規模；森林法施行令第 2 条の 3）。

保安林においても開発行為を行う場合、都道府県知事の許可が必要です（保安林の伐採許可；森林法第 34 条第 1 項、保安林内作業許可；同法第 34 条第 2 項）。また、保安林の指定解除に係る手続が必要となる場合もあります※。

促進事業については、林地開発許可や保安林内作業許可手続の一括手続の特例が措置されているほか、保安林の指定解除の手続における公的土地利用計画との関係性の説明が簡素化できます。

【参考】

林地開発許可、保安林の指定解除及び保安林内作業許可の基準について

■ 林野庁「林地開発許可制度の概要」

https://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/con_4.html

■ 林野庁「保安林の指定解除事務等マニュアル（風力編、地熱編）」

https://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/h_portal.html

4 農地法に関する特例

(1) 農地法に関する特例の根拠

農地法第 4 条第 1 項に規定する指定市町村¹以外の計画策定市町村が促進事業計画の認定をする場合に、当該計画に記載された整備又は取組に係る行為が農地転用の許可を要する行為に該当するときは、都道府県知事に協議し、同意を得る必要があります（法第 22 条の 2 第 4 項第 4 号）。

都道府県知事は、促進事業計画について協議があった場合、当該協議に係る整備又は取組に係る行為が、農地転用の許可をすることができない場合に該当しないと認めるとき、計画策定市町村による促進事業計画の認定に同意するものとします（法第 22 条の 2 第 6 項）。

また、都道府県知事は、当該促進事業計画認定に同意をしようとする場合、計画策定市町村の農業委員会の意見を聴く（法第 22 の 2 第 11 項第 3 号）とともに、転用しようとする農地の面積が 4 ヘクタールを超える場合に、農林水産大臣への協議を行った上で、計画策定市町村への回答を行うこととなります（法第 22 条の 2 第 9 項第 2 号）。

なお、計画策定市町村が指定市町村の場合には、都道府県知事への協議は要しません（法第 22 条の 2 第 14 項）が、促進事業計画の認定をしようとする場合は、農業委員会への意見聴取や 4 ヘクタールを超える農地転用に係る農林水産大臣への協議が必要となります（法第 22 条の 2 第 15 項）。

● 対象手続：農地転用の許可（農地法第 4 条第 1 項・第 5 条第 1 項）

許可権者	都道府県知事又は指定市町村長
許可基準	1. 農地を農地以外のものにする場合にあっては、農地法第 4 条第 6 項の規定により同条第 1 項の許可をすることができない場合に該当しないこと 2. 農用地を農用地以外のものにするために当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあっては、農地法第 5 条第 2 項の規定により同条第 1 項の許可をすることができない場合に該当しないこと
特 例	認定があった場合には、上記の行為について許可があったものとみなす。

¹ 農地法第 4 条第 1 項に規定する指定市町村：農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村

第 1 認定事業に対する特例

表 1-8 促進事業計画の認定申請に必要な書類
(農地法第 4 条第 1 項の特例措置を受ける場合)

提出書類
申請書（別記様式第 2 の 6） 農地を転用する者の氏名及び住所、施設の種類、土地の所在等（土地の所在、地番、耕作者の氏名、筆数、面積（田、畑別）、転用の時期（工事計画、着工年月日から終了年月日まで）、土地造成の所要面積、建築物の施設の種類、棟数、建築面積、所要面積、工作物の施設の種類、棟数、建築面積、所要面積、転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要
(1) 農地を転用する者が法人の場合にあっては、定款若しくは寄附行為の写し（別紙の添付書類と同じ場合には、省略できる。）又は法人の登記事項証明書
(2) 土地の位置を示す地図（整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面と同じ場合には、省略できる。）及び当該土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）
(3) 土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面
(4) 地域脱炭素化促進施設等の整備をするために必要な資力及び信用があることを証する書面（別表 1 及び別表 2 並びにそれらの添付書類と整合を図ること。それらの添付書類と同じ場合には、省略できる。）
(5) 農地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合にあっては、その同意があったことを証する書面
(6) 農地が土地改良区の地区内にある場合にあっては、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から 30 日を経過してもなおその意見を得られない場合にあっては、その事由を記載した書面）
(7) その他参考となるべき書類

第 1 認定事業に対する特例

表 1-9 促進事業計画の認定申請に必要な書類
(農地法第 5 条第 1 項の特例措置を受ける場合)

提出書類
申請書（別記様式第 2 の 7） 当事者の氏名及び住所（当事者の別、氏名、住所）、施設の種類、土地の所有者の氏名等（土地の所在、地番、土地の所有者の氏名、所有権以外の使用収益権が設定されている場合は権利の種類及び内容、権利者の氏名）、筆数、面積（田、畑、採草放牧地別）、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容（権利の種類、権利の設定・移転の別、権利の設定・移転の時期、権利の存続期間）、転用の時期（工事計画、着工年月日から終了年月日まで）、土地造成の所要面積、建築物の施設の種類、棟数、建築面積、所要面積、工作物の施設の種類、棟数、建築面積、所要面積、転用することによって生ずる付近の農用地、作物等の被害の防除施設の概要
(1) 譲受人が法人の場合にあつては、定款若しくは寄附行為の写し（別紙の添付書類と同じ場合には、省略できる。）又は法人の登記事項証明書
(2) 土地の位置を示す地図（整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面と同じ場合には、省略できる。）及び当該土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）
(3) 土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面
(4) 地域脱炭素化促進施設等の整備をするために必要な資力及び信用があることを証する書面（別表 1 及び別表 2 並びにそれらの添付書類と整合を図ること。それらの添付書類と同じ場合には、省略できる。）
(5) 農地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合にあつては、その同意があったことを証する書面
(6) 農地が土地改良区の地区内にある場合にあつては、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から 30 日を経過してもなおその意見を得られない場合にあつては、その事由を記載した書面）
(7) その他参考となるべき書類

(2) 促進区域における農用地の取扱い

農地法における農地転用の許可に際しては、農地の優良性や周辺の土地利用状況等に応じて農地を区分することとなり、優良農地である農業振興地域内の農用地区域内農地、甲種農地及び第 1 種農地については原則として農地転用の許可をすることができないこととされています（農地法第 4 条第 6 項第 1 号、農地法第 5 条第 2 項第 1 号）。

また、地球温暖化対策計画においては、「促進区域に農林地を含めようとする場合は、農山漁村再工ネ法の基本方針や同法第 5 条第 5 項の農林水産省令で定める基準にものをもって行うべきである。」とされていることから、農用地を促進区域に含めようとする場合の取扱いについては、農山漁村再工ネ法に基づき作成される設備整

第1 認定事業に対する特例

備区域の設定の考え方に準ずることとなります。

農山漁村再工ネ法においては、農用区域内農地や甲種農地は設備整備区域に設定することができないこととされており、また、第1種農地についても原則として設定することはできません。

ただし、第1種農地であっても、

- ① 農業上の再生利用が困難な荒廃農地
- ② 農業上の再生利用可能な荒廃農地のうち、受け手が見込まれないため、今後耕作の見込みがない土地

に該当する場合については、例外的に設備整備区域に含めることが可能となっています。

また、風力発電設備及び小水力発電設備については、転用面積が限定的であること、風況など立地場所に制約があること等から、沿道など農業上の利用に支障がない位置に配置する等の要件を満たす場合に、荒廃農地以外の第1種農地であっても設備整備区域に含めることができることとしています。

このため、促進区域に農用地を含める場合には、計画策定市町村は上記の取扱いを踏まえ、農業委員会の意見を聴いた上で都道府県（又は指定市町村）の農地転用担当部局との間で十分調整を行う必要があります。

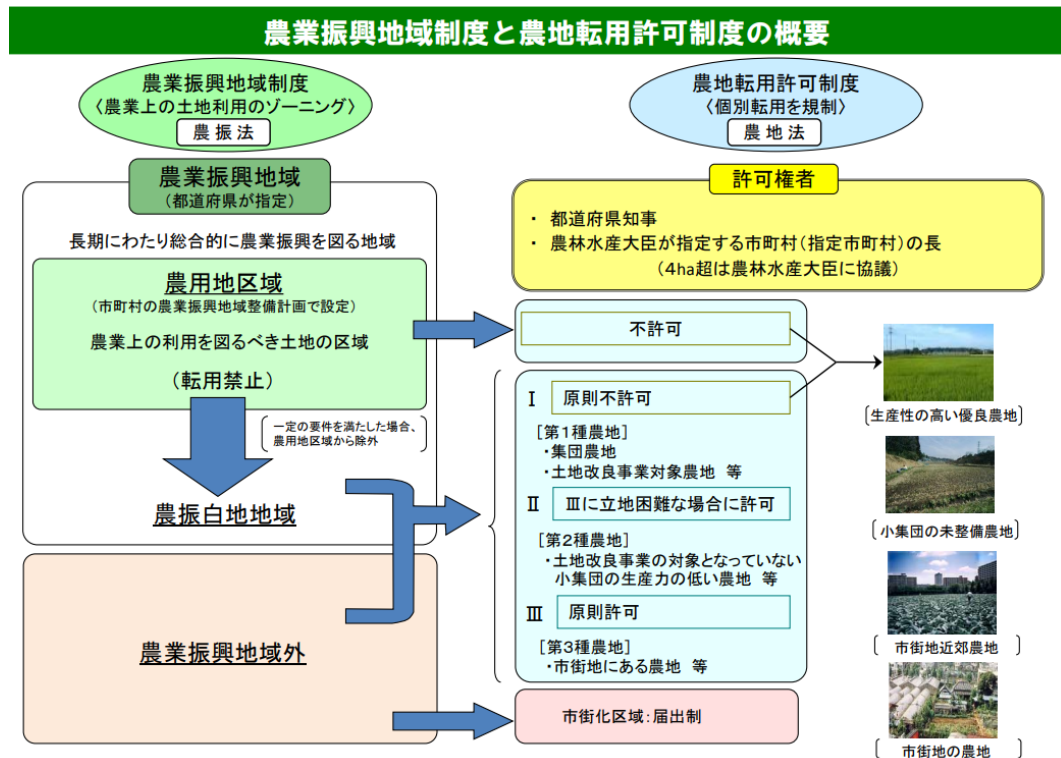


図 1-4 農業振興地域制度と農地転用許可制度の概要

出典：農林水産省「農業振興地域制度及び農地転用許可制度」
<<https://www.maff.go.jp/j/nousin/noukei/totiriyo/>>

第 1 認定事業に対する特例

農山漁村再エネ法における設備整備区域設定等に当たって配慮すべき事項としては、以下の事項が挙げられています。

表 1-10 農林漁業との調整に関する配慮すべき事項（※基本計画の項目 2 と関係）

項目		具体的な配慮事項
基本的事項		● 未利用地や荒廃土地等から優先的に区域設定 ● 以下の点への留意 ➢ 当該設備整備区域の範囲の妥当性の確認（設備規模等と比較） ➢ 農林漁業の健全な発展を妨げない ➢ 地域の関係者の合意形成を図る ➢ 各法律を所管する行政機関との事前調整
個別事項	農用地	【基本的取扱い】 ● 農地法に基づく農地区分に応じて ➢ 設定不可能：農用地区域内農地及び甲種農地 ➢ 原則設定不可能（一部荒廃農地は可能）：第 1 種農地 ● 農業上の土地利用との十分な調整 ● 農業上の効率的かつ統合的な利用に支障を及ぼさないこと（例：農用地の集団化、農作業の効率化 等） 【風力発電・小水力発電・附属設備の場合】 ● 再エネ設備の用に供することが適当 ● 地域内の他の土地で代替することが困難な場合に可能 等

出典：農林水産省「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針」
<<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/attach/pdf/houritu-6.pdf>> より作成

（3） 第 1 種農地の不許可の例外

地球温暖化対策推進法第 21 条の 2 第 1 項の規定により、計画策定市町村の区域施策編に農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項を定めるなど、一定の条件を満たす場合には、区域施策編を農山漁村再エネ法第 5 条第 1 項の規定に基づき市町村が定める基本計画とみなして、区域施策編に基づく再エネ発電設備の整備について農山漁村再エネ法の計画認定制度も適用できるとされています（「1 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の特例」参照）。

この点に関し、地球温暖化対策推進法第 21 条の 2 第 1 項の規定により、農地法については農山漁村再エネ法の計画認定制度を活用することはできませんが、基本計画とみなされた区域施策編に沿って作成され、農山漁村再エネ法第 7 条第 1 項の認定を受けた設備整備計画に従って行われる再エネ発電設備の整備については、農地転用許可基準上、第 1 種農地であっても例外的に農地転用の許可が可能（農地法施行規則第 37 条第 14 号）であるため、促進事業計画に係る都道府県知事の同意を受け

第 1 認定事業に対する特例

ることが可能となります。

このため、促進区域に第 1 種農地を含む場合にあっては、計画策定市町村における農山漁村再工ネ法の設備整備計画及び促進事業計画の認定があった場合に、農地転用の許可があったものとみなされることとなりますが、促進区域に第 1 種農地を含む場合の促進事業計画に係る都道府県知事の同意を受けようとする場合には、促進区域の設定を行う際に、あらかじめ計画策定市町村は農業委員会の意見を聴取した上で、都道府県（又は指定市町村）の農地転用担当部局において十分な土地利用調整が行われていることが必要です。

5 自然公園法に関する特例

(1) 自然公園法に関する特例の根拠

計画策定市町村は、促進事業計画の認定をする場合に、当該計画に記載された整備又は取組に係る行為が自然公園法第 20 条第 3 項の許可又は第 33 条第 1 項の届出が必要な行為に該当するとき、許可権者等に協議し、同意を取得する必要があります（法第 22 条の 2 第 4 項第 5 号及び第 6 号）。

許可権者等は、促進事業計画について協議があった場合、当該協議に係る整備又は取組に係る行為が、自然公園法第 20 条第 3 項の許可をしてはならない場合に該当しないと認めるときは、計画策定市町村による促進事業計画の認定に同意するものとします（法第 22 条の 2 第 7 項）。

- 対象手続及び許可権者：対象となる公園内の行為（工作物新築等）及び許可権者等は、表 1-11 に示すとおりです。

表 1-11 自然公園内での許可権者等

行為の種類			許可権者等
自然公園内の特別地域	工作物の新築、木竹の伐採、土石の採取等（許可）	国立公園	環境大臣
		国定公園	都道府県知事
自然公園内の普通地域	工作物の新築、土石の採取等（届出）	国立公園	環境大臣
		国定公園	都道府県知事

許可基準	自然公園法施行規則
特 例	認定があった場合には、上記の行為について許可又は届出があったものとみなす。

第 1 認定事業に対する特例

表 1-12 促進事業計画の認定申請に必要な書類
(自然公園法第 20 条第 3 項の特例措置を受ける場合)

提出書類
・ 申請書（別記様式第 2 の 8） 特例の適用を受けようとする者の住所、氏名（法人等にあつては、名称及び代表者氏名）、国立・国定公園名、目的、場所、行為地及びその付近の状況、行為の内容（工作物の新改増築、木竹の伐採、鉱物の掘採又は土石の採取、水位（水量）に増減を及ぼさせる行為、広告物の設置等、土地の形状変更等、その他の関連行為）、施行後の周辺の取扱、予定日（着手年月日、完了年月日）
(1) 行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 程度の地形図
(2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 程度の概況図及び天然色写真（カラー写真）
(3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺 1:1,000 程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図（立面図に彩色したものでも可）
(4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺 1:1,000 程度の修景図
(5) (1) から (4) までに掲げる図面について、整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面と同じものは、省略できる。
(6) 行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）の場所の面積が 1 ヘクタール以上である場合、行為がその延長が 2 キロメートル以上若しくはその幅員が 10 メートル以上となる計画になっている道路の新築（自然公園法の規定による許可を現に受け、又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。）である場合又は行為が当該行為の場所若しくはその周辺の風致若しくは景観に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要があると認められる場合にあっては、次に掲げる事項を記載した書類 ① 当該行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致又は景観の状況並びに特質 ② 当該行為により得られる自然的、社会経済的な効用 ③ 当該行為が風致又は景観に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するための措置 ④ 当該行為の施行方法に代替する施行方法により当該行為の目的を達成し得る場合にあっては、当該行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を風致又は景観の保護の観点から比較した結果
(7) その他、行為の施行方法の表示に必要な図面（構造図等）

第 1 認定事業に対する特例

表 1-13 促進事業計画の認定申請に必要な書類
(自然公園法第 33 条第 1 項の特例措置を受ける場合)

提出書類
・ 申請書（別記様式第 2 の 9） 特例の適用を受けようとする者の住所、氏名（法人等にあつては、名称及び代表者氏名）、国立・国定公園名、目的、場所、行為地及びその付近の状況、行為の内容（工作物の新改増築、鉱物の掘採又は土石の採取、水位（水量）に増減を及ぼさせる行為、広告物の設置等、土地の形状変更等、その他の関連行為）、施行後の周辺の取扱、予定日（着手年月日、完了年月日）
(1) 行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 程度の地形図
(2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 程度の概況図及び天然色写真（カラー写真）
(3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺 1:1,000 程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図（立面図に彩色したものでも可）
(4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺 1:1,000 程度の修景図
(5) (1) から (4) までに掲げる図面について、整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面と同じものは、省略できる。
(6) その他、行為の施行方法の表示に必要な図面（構造図等）

(2) 自然環境保全区域に関する促進区域との関係性

促進区域の設定に当たっては、国立/国定公園のうち、自然公園法の規定（審査基準）において再エネ設備の立地を原則として認めていないエリアは促進区域の設定時に一律に除外し、それ以外の区域であっても立地場所や施設の種類・規模等が自然公園法に基づく指定目的の達成に支障を及ぼすおそれがないかどうかを考慮することが必要です。

(3) 事前審査の運用

協議会に地方環境事務所や都道府県の自然公園担当部署をメンバーに追加することにより、事前審査を行うものとします。

国立/国定公園特別地域における各種行為については、行為や工作物の種類等ごとに許可基準が設けられており、例えば、仮設や分譲地内等以外の建築物の新改増築に係る許可基準は、以下のとおりです。

第 1 認定事業に対する特例

自然公園法施行規則第 11 条第 6 項 法第 20 条第 3 項第 1 号、第 21 条第 3 項第 1 号及び第 22 条第 3 項第 1 号に掲げる行為（前各項の規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築以外の建築物の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準				
本文	第 1 項 第 2 号	次に掲げる地域内において行われるものでないこと。		
		イ	特別保護地区、第 1 種特別地域又は海域公園地区	
		ロ	第 2 種特別地域又は第 3 種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であって、その全部若しくは一部について文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第 110 条第 1 項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定がされていること又は学術調査の結果等により、特別保護地区又は第 1 種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。）であるもの （1）高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 （2）野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 （3）地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 （4）優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域	
	第 1 項 第 3 号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。		
	第 1 項 第 4 号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。		
	第 1 項 第 5 号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。		
	第 4 項 第 7 号	当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が 30%を超えないものであること。		
	第 4 項 第 9 号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から 20m 以上、それ以外の道路の路肩から 5m 以上離れていること。		
	第 4 項 第 10 号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から 5 m 以上離れていること。		
	第 4 項 第 11 号	当該建築物の建築面積が 2000 m ² 以下であること。		
第 1 号	当該建築物の高さが 13m（その高さが既に 13m を超える既存の建築物の改築又は増築にあっては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。			
第 2 号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、前項第 2 号の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。			
	第 2 種特別地域内における敷地面積が 500 m ² 未満		10%以下	20%以下
	第 2 種特別地域内における敷地面積が 500 m ² 以上 1000 m ² 未満		15%以下	30%以下
	第 2 種特別地域内における敷地面積が 1000 m ² 以上		20%以下	40%以下
	第 3 種特別地域		20%以下	60%以下
	ただし書	既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であって、第 1 項第 5 号に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。		
		第 1 項 第 5 号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。	

第1 認定事業に対する特例

(4) 地熱発電の優良事例との関係性

自然公園内の地熱発電事業については、「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」及びその解説通知（令和3年9月環境省）において整理されており、優良事例等の場合、第1種特別地域地下及び第2・3種特別地域地上での開発が認められています。

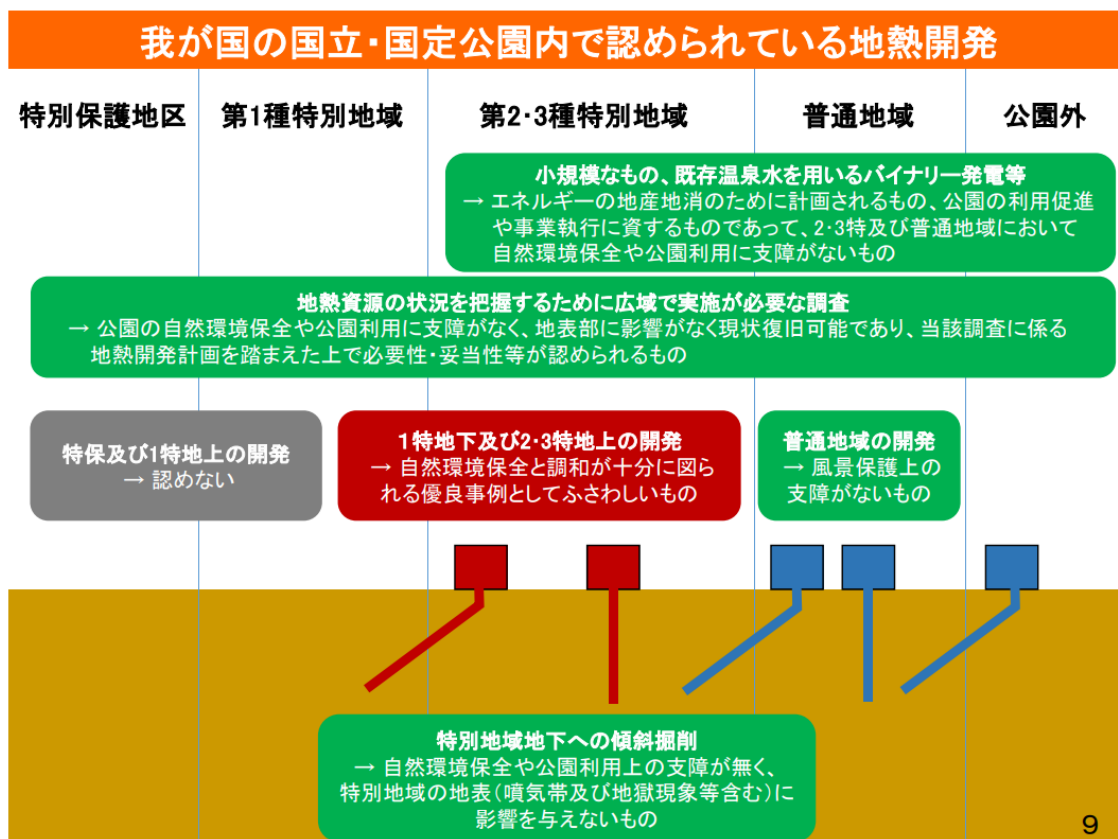


図 1-5 我が国の国立・国定公園内で認められている地熱開発

出典：環境省「地域共生型の地熱利活用に向けた温泉法及び自然公園法の運用等について」（令和3年7月19日）
<https://www.env.go.jp/nature/onsen/council/kyoseichinetsurikatsuyo/01kyoseirikatsuyo/shiryo02.pdf>

優良事例とは、自然環境の保全と地熱開発の調和を十分に図るため、表 1-14 のような特段の取組が行われ、その成果が着実に獲得されていく事例を指します。

第 1 認定事業に対する特例

表 1-14 優良事例の内容

項目	概要
地域関係者との合意形成（都道府県・市町村、住民、自然保護団体、温泉事業者等）	・地域協議会など合意形成のための場の構築 ・公平公正な地域協議会の構成やその適切な運営等
自然環境、風致景観等への影響を最小限にとどめる	・自然環境に配慮した立地選定、高さの低減、集約化、配管の適切な取り回し等の技術や手法の投入 ・造園、植生や野生動物等の専門家の活用
地域への貢献	・周辺の荒廃地の緑化や廃屋撤去、農業者への熱水供給等
情報共有	・長期にわたる自然環境や温泉等についてのモニタリングと、地域に対する情報の開示・共有

6 宅地造成及び特定盛土等規制法に関する特例

(1) 盛土規制法に関する特例の根拠

指定都市若しくは中核市又は都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 87 条の 2 第 1 項の規定によりその長が同項に規定する宅地造成等関係行政事務を処理する市町村（当該盛土等が盛土規制法第 12 条第 1 項の許可を要するものである場合に限る。）（1-1 において「指定都市等」という。）以外の計画策定市町村は、促進事業計画を認定する場合に、当該計画に記載された整備又は取組に係る行為が、盛土規制法第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の許可を受けなければならない行為（宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（以下「宅地造成等」という。））に関する工事に該当するときは、都道府県知事に協議し、同意を取得する必要があります（法第 22 条の 2 第 4 項第 7 号又は第 8 号）。

都道府県知事は、促進事業計画について協議があり、当該協議に係る整備又は取組に係る行為が、宅地造成等工事規制区域内において行う宅地造成等に関する工事又は特定盛土等規制区域内において行う特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事であって盛土規制法の許可をしてはならない場合に該当しないと認めるときは、計画策定市町村による促進事業計画の認定に同意するものとします（法第 22 条の 2 第 5 項第 4 号又は第 5 号）。

なお、盛土規制法の許可を自ら行う都道府県又は指定都市等が、当該工事が記載された促進事業計画を認定するときは、都道府県知事への協議は要しませんが、促進事業計画の認定をしようとする場合は、盛土規制法の許可をしてはならない場合に該当しないことを確認する必要があります（法第 22 条の 2 第 16 項）。

第 1 認定事業に対する特例

- 対象手続①：宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等に関する工事の許可（盛土規制法第 12 条第 1 項）

許可権者	都道府県知事又は指定都市等の長
許可基準	次の各号のいずれにも適合していること。また、申請手続が盛土規制法又は盛土規制法に基づく命令の規定に違反していないこと。 1. 宅地造成等に関する工事の計画が盛土規制法第 13 条の規定に適合するものであること。 2. 工事主に当該宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。 3. 工事施行者に当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力があること。 4. 当該宅地造成等に関する工事をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。
特例	認定があった場合には、上記の工事について許可があったものとみなす。

- 対象手続②：特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可（盛土規制法第 30 条第 1 項）

許可権者	都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長
許可基準	次の各号のいずれにも適合していること。また、申請手続が盛土規制法又は盛土規制法に基づく命令の規定に違反していないこと。 1. 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画が盛土規制法第 31 条の規定に適合するものであること。 2. 工事主に当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。 3. 工事施行者に当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を完成するために必要な能力があること。 4. 当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。
特例	認定があった場合には、上記の工事について許可があったものとみなす。

第 1 認定事業に対する特例

(2) 盛土規制法の特例に係る手続について

盛土規制法においては、盛土等に伴う災害から国民の生命・身体を守るため、土地の用途（宅地、農地、森林等）にかかわらず、都道府県知事等（都道府県知事又は指定都市等の長）の指定した宅地造成工事規制区域内又は特定盛土等規制区域内で行う一定規模以上の宅地造成等に関する工事については、都道府県知事等の許可（特定盛土等規制区域内における小規模なものは届出）が必要となります。

【許可対象規模】

<盛土・切土> 規制対象となる行為 例えは… ●宅地造成のための盛土 ●残土処分場における盛土 ●太陽光発電施設設置のための盛土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの（①、②を除く）	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの（①、③を除く）	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの（①～④を除く）
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいう。

<土石の堆積> 規制対象となる行為 例えは… ●ストックヤードにおける土石の仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

赤字 宅地造成等工事規制区域
青文字 特定盛土等規制区域
 ※赤字規模から届出対象
 ※許可対象規模は条例で引下げ可能

図 1-6 盛土規制法における盛土・切土及び土石の堆積の許可対象規模

地球温暖化対策推進法では、上記の盛土規制法に係る手続のうち、新規の許可又は変更の許可について促進事業計画の認定がされることで、この許可があったものとみなされる盛土規制法に係る市町村による一括手続きの特例が設けられています。

このため、促進事業計画を認定する場合に、当該計画に記載された整備又は取組に係る行為が、盛土規制法第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の許可を受けなければならない宅地造成等に関する工事に該当するときは、促進事業計画の認定申請の前に、住民への周知や土地所有者等全員の同意を得た上で、盛土規制法の工事の技術的基準に適合した促進事業計画を申請させる必要があります。認定申請に必要な書類は、宅地造成又は特定盛土等か土石の堆積かにより異なります。

手続に当たっては、以下に留意のうえ適切に行ってください。

- 盛土規制法の許可要件及び審査内容を変えるものではないことから、住民への周知や土地所有者等全員の同意の取得といった所要の手続を行い、また、盛土規制法の工事の技術的基準に適合した計画とすること。
- 事業者から提出を受けた認定省令別記様式第 2 の 10 又は別記様式第 2 の 11 による書類の正本及び副本は、以下の取扱いを基本とすること。

第 1 認定事業に対する特例

- ① 計画策定市町村は、都道府県知事へ正本及び副本を添付し促進事業計画を協議。
 - ② 都道府県知事は、計画策定市町村へ同意書を交付する際に副本を添付するとともに、正本を保管。
 - ③ 計画策定市町村が事業者へ認定通知書を交付する際に、副本を含む同意書を添付。
- 計画策定市町村は、都道府県知事から同意に当たっての条件が付された場合、促進事業計画の認定をする際に当該条件を認定の条件に付し、その内容を事業者に通知すること。
 - 都道府県知事は、計画策定市町村へ同意書を交付する際に同意番号を付与すること。事業者が完了検査等申請、中間検査申請及び標識の掲示を行う際に、当該同意番号を許可番号とみなして使用する。なお、計画策定市町村が付与した促進事業計画の認定番号を用いることも可能（都道府県の指示に従う）。
 - 計画策定市町村は、促進事業計画の認定後の公表に当たって、盛土規制法施行規則第 10 条各号に掲げる事項を公表する必要があること。
 - 計画策定市町村は、事業者から法第 22 条の 3 第 1 項に基づく促進事業計画の変更認定申請があった場合、上記に留意の上、都道府県知事に協議し同意を得ること。なお、軽微な変更の届出があった場合には、都道府県知事に通知すること。

なお、促進事業計画の認定により許可があったものとみなされた盛土規制法に係る工事であっても、上記の盛土規制法に係るものとして、軽微な変更に係る届出、3 箇月毎の定期報告、特定工程がある場合の中間検査、完了検査等については、市町村による一括手続の対象となっていないことに留意してください。

第 1 認定事業に対する特例

表 1-15 促進事業計画の認定申請に必要な書類

(盛土規制法第 12 条第 1 項のうち宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事又は盛土規制法第 30 条第 1 項のうち特定盛土等に関する工事の特例措置を受ける場合)

提出書類
認定省令別記様式第 2 の 10 による書類の正本及び副本 特例の適用を受けようとする者の氏名、工事主住所・氏名（法人役員住所・氏名）、設計者住所・氏名、工事施行者住所・氏名、土地の所在地及び地番（代表地点の緯度経度）、土地の面積、工事着手前の土地利用状況、工事完了後の土地利用、盛土のタイプ、土地の地形、工事の概要（盛土又は切土の高さ、盛土又は切土をする土地の面積、盛土又は切土の土量、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設、崖面の保護の方法、崖面以外の地表面の保護の方法、工事中の危害防止のための措置、その他の措置、工事着手予定年月日、工事完了予定年月日、工程の概要）、その他必要な事項
① 図面 位置図、地形図、土地の平面図、土地の断面図、排水施設の平面図、崖の断面図、擁壁の断面図、擁壁の背面図、崖面崩壊防止施設の断面図、崖面崩壊防止施設の背面図
② 擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書（鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合）
③ 土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書（盛土規制法施行令第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地において同号に規定する盛土をする場合）
④ 土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書（盛土規制法施行令第 8 条第 1 項第 1 号口の崖面を擁壁で覆わない場合）
⑤ 図面を作成した者が盛土規制法施行令第 22 条各号に掲げる資格を有する者であることを証する書類
⑥ 盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真
⑦ 住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって、氏名及び住所を証する書類（許可を受けようとする者が個人である場合）
⑧ 登記事項証明書、役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類（許可を受けようとする者が法人である場合）
⑨ 盛土規制法施行規則別記様式第 3 の資金計画書
⑩ 盛土規制法第 12 条第 2 項第 4 号の全ての同意を得たことを証する書類
⑪ 盛土規制法第 11 条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類
⑫ 都道府県等が宅地造成又は特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

※①～⑫は、盛土規制法施行規則第 7 条第 1 項各号又は第 63 条第 1 項各号に掲げる書類であり、正本及び副本のそれぞれに添付すること。

第 1 認定事業に対する特例

表 1-16 促進事業計画の認定申請に必要な書類

(盛土規制法第 12 条第 1 項のうち土石の堆積に関する工事又は盛土規制法第 30 条第 1 項のうち土石の堆積に関する工事の特例措置を受ける場合)

提出書類
認定省令別記様式第 2 の 11 による書類 特例の適用を受けようとする者の氏名、工事主住所・氏名（法人役員住所・氏名）、設計者住所・氏名、工事施行者住所・氏名、土地の所在地及び地番（代表地点の緯度経度）、土地の面積、工事の目的、工事の概要（土石の堆積の最大堆積高さ、土石の堆積を行う土地の面積、土石の堆積の最大堆積土量、土石の堆積を行う土地の最大勾配、勾配が 10 分の 1 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置、土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置、空地の設置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置、工事中の危害防止のための措置、その他の措置、工事着手予定年月日、工事完了予定年月日、工程の概要）、その他必要な事項
① 図面 位置図、地形図、土地の平面図、土地の断面図
② 当該措置の内容が適切であることを証する書類（盛土規制法施行規則第 32 条に定める措置を講ずる場合）
③ 当該措置の内容が適切であることを証する書類（盛土規制法施行規則第 34 条第 1 項各号に掲げるいずれかの措置を講ずる場合）
④ 土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真
⑤ 住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって、氏名及び住所を証する書類（許可を受けようとする者が個人である場合）
⑥ 登記事項証明書、役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類（許可を受けようとする者が法人である場合）
⑦ 盛土規制法施行規則別記様式第 5 の資金計画書
⑧ 盛土規制法第 12 条第 2 項第 4 号の全ての同意を得たことを証する書類
⑨ 盛土規制法第 11 条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類
⑩ 都道府県等が土石の堆積に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

※①～⑩は、盛土規制法施行規則第 7 条第 2 項各号又は第 63 条第 2 項各号に掲げる書類であり、正本及び副本のそれぞれに添付すること。

7 河川法に関する特例

(1) 河川法に関する特例の根拠

計画策定市町村は、促進事業計画の認定をする場合に、当該計画に記載された整備に係る行為が河川法第 23 条の 2 の登録を受けなければならない行為に該当するときは、河川管理者に協議し、同意を取得する必要があります（法第 22 条の 2 第 4 項第 7 号）。

河川管理者は、促進事業計画について協議があった場合、当該協議に係る整備又は取組に係る行為が、河川法第 23 条の 4 の規定により同法第 23 条の 2 の登録を拒否しなければならない場合に該当しないと認めるときは、計画策定市町村による促進事業計画の認定に同意するものとします（法第 22 条の 2 第 8 項）。

● 対象手続：流水の占用の登録（河川法第 23 条の 2）

登 録 者	河川管理者
登録基準	次に該当すると認める場合、登録を拒否しなければならない。 1. 申請者が一定期間内に河川法に基づく罰金や許可取消しの経験があるとき。（申請者が法人又は団体であって、その役員が該当する場合も含む） 2. 流水の占有について水利使用許可を受けた者の同意を得ていないとき。 3. そのほか、以下のとおり国土交通省令で定める場合に該当するとき。 ① ダム等からの放流水を利用した発電について、ダム設置者等の同意がない場合 ② ダム等からの放流水を利用した発電が新たに減水区間を発生させる場合 ③ 従属発電に関して同法第 24 条又は第 26 条第 1 項の許可が必要な場合に、当該許可を受ける見込みがない場合 ④ 虚偽の申請、申請に係る重要な情報が欠落している場合
特 例	認定があった場合には、上記行為についての登録があったものとみなす。

(2) 河川法の特例に係る手続

河川法では、同法第 23 条の許可を受けた水利使用のために取水した流水を利用する場合及びダム等放流水を利用する場合（図 1-7 参照）には、「流水の占用の登録」（河川法第 23 条の 2）が必要となりますが、地球温暖化対策推進法では、計画策定市町村により促進事業計画の認定がされることで、この登録があったものとみなされる河川法の特例が設けられています。

ただし、河川区域内での工作物の新築等、「流水の占用の登録」（同法第 23 条の 2）以外の許可を要する行為が伴う申請の場合、特例以外の当該許可を要する行為については、別途、事業者から河川管理者に対する許可申請が必要となります。

また河川法施行規則第 39 条において、当該登録を申請する場合には、関係する許可等の申請は同時に行わなければならないと規定されている趣旨を踏まえ、河川法の特例を活用する際に特例以外の許可が必要な場合は、事業者は促進事業計画を市町村に申請するタイミングで、関係する許可を河川管理者に申請する必要があります。

登録制の対象となる従属発電

- ① 既に許可を受けた農業用水等を利用して行う発電
（慣行水利権の流水を利用した従属発電についても、期別の取水量が明確であり、従属関係が確認できる場合は、登録制の対象となる。）
- ② ダム又は堰から次の場合に放流される流水を利用して行う発電
（魚道その他の魚類の通路となる施設を流下するものを除く。）
 - ・ 河川の流水の正常な機能を維持するために必要なとき
 - ・ 洪水調節容量を確保するために必要なとき
 - ・ 許可を受けた水利使用（発電以外のためにするものに限る。）のために必要なとき

図 1-7 登録制の対象となる従属発電（ワンストップ化特例の対象）

出典：国土交通省「小水力発電設置のための手引き」

<<https://www.mlit.go.jp/river/riyou/syosuiryoku/>>

第 1 認定事業に対する特例

表 1-17 促進事業計画の認定申請に必要な書類
(河川法第 23 条の 2 の特例措置を受ける場合)

地域脱炭素化促進事業計画の認定申請に必要な申請書類(省令第3条第2項第11号)	
項目	具体的内容
別記様式第2の10	水利使用に関する各項目を記載。(河川の名称、発電施設の名称及び位置、従属元水利使用の許可を受けた者等、取水口等の位置、取水量等、水利使用の期間、工期など)
添付図書	
○発電計画の概要	発電の目的及び電力の用途、発電の方法、施設管理者(従属元水利使用者と異なる場合)を記載。
○使用水量の算出根拠	最大使用水量及び常時使用水量の算出根拠について記載。
○誓約書	申請者が登録の拒否要件に該当しないことを誓約する書面。
○従属元水利使用の内容を示す書面	以下のとおり。
(1)従属元水利使用者	河川法第23条の許可を受けた利水者の同意。
(2)維持流量の放流の場合のダム等の設置者	ダム等設置者の同意。
○発電所工事計画の概要	以下のとおり。
(1)位置図	縮尺1/25,000～1/50,000 の図面に発電所の所在地、取水口、水路と河川の位置関係を示す地形図。
(2)平面図	従属元水利使用の経路と発電設備等の工作物の配置状況を確認できる平面図(従属元水利使用の許可申請時に経路が確認できるものが提出されている場合で、従属元水利使用の水路に直接発電設備を設置する場合は省略可。)
(3)一般図	水路、発電設備等の工作物の形状と寸法(幅・高さ)を確認できるもの。(発電設備は量産品等であればカタログ等で代替可能。
○発電設備が設置される場所をその上流又は下流側から撮影した写真に発電施設の外形を記載したもの	上流側又は下流側から発電設備の設置箇所を撮影した写真に、発電設備の外形を記載したもの。
○従属元水利使用の内容を示す書面	○ 既許可水利権の流水を利用するものは、従属元水利使用の水利使用規則の写しを添付(最新のものを添付すること)。 ○ 慣行水利権の流水を利用するものは、慣行水利権の取水量データ及び届出書の写しを添付。 なお、届出書の記載内容が河川法施行規則第11条の2第2項第4号に規定される内容を網羅していない場合には、不足する事項について、任意の様式により記載して提出するものとし、また、届出書が提出されていない場合においては、まず届出書を提出する必要がある。

※ 申請書の様式は異なりますが、添付図書については河川法の登録申請書類と同じとなります。

国土交通省では、「地方整備局等及び河川事務所」に窓口を設置し、小水力発電のプロジェクト形成支援を行っています。特例の対象となる登録申請を検討の際は、この相談窓口の活用と合わせ、以下で紹介する資料も参考にしてください。

(申請書類の作成に着手する前に、発電計画の概要を持って相談窓口にお問い合わせすることをお勧めします。手続に手戻りが生じないように、申請に必要な書類の内

第1 認定事業に対する特例

容を確認いたします。相談窓口の連絡先は「小水力発電設置のための手引き」と国土交通省HPで紹介しています。)

○事前相談の際にあると便利な資料(相談の段階では、全てそろっている必要はありません)

- ・ 発電予定箇所を示す位置図
- ・ 発電所の設置方法が分かる図面
- ・ 現況写真
- ・ 従属元水利使用の水利使用規則の写し又は慣行水利権の届出書の写し
- ・ 発電所の工事の工期

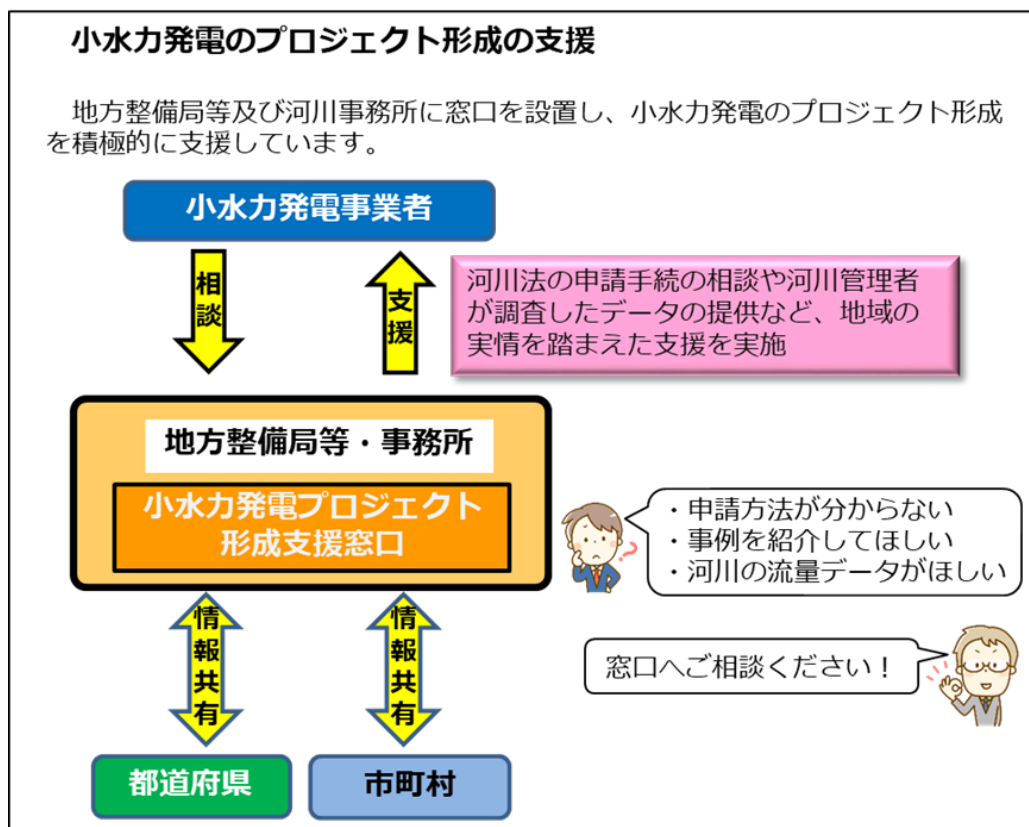


図 1-8 小水力発電のプロジェクト形成支援

出典：国土交通省「小水力発電設置のための手引き」
<<https://www.mlit.go.jp/river/riyou/syosuiyoku/>>

第1 認定事業に対する特例

	小水力発電を行うための水利使用の登録申請ガイドブック ※ 従属発電を行う際に必要な手続や申請書の作成方法等を紹介。
	小水力発電を河川区域に設置する場合のガイドブック（案） ※ 河川区域内に小水力発電施設を設置する上で設計上遵守すべき事項と設計時のアドバイスを紹介。
	小水力発電設置のための手引き ※ どのような地点または形態で小水力発電が行われ、河川法の許可等の取得にあたりどのような点がポイントになるかを事例毎に紹介。
これらの資料は下記のアドレスに掲載しています http://www.mlit.go.jp/river/riyou/syosuiryoku/index.html	
	既設砂防堰堤を活用した小水力発電ガイドライン（案） ※ 砂防堰堤を活用した小水力発電の設置事例や実施にあたって必要な手続を紹介。
この資料は下記のアドレスに掲載しています。 http://www.mlit.go.jp/river/sabo/seisaku/sabo_shosui.pdf	
	水力発電水利審査マニュアル（案） ※ 水力発電の水利使用許可審査のポイントを紹介。
この資料は下記のアドレスに掲載しています。 http://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/suirisinsa/pdf/manual.pdf	

図 1-9 小水力発電を検討する際の参考となる資料

出典：国土交通省「小水力発電設置のための手引き」
 <<https://www.mlit.go.jp/river/riyou/syosuiryoku/>>

8 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関する特例

(1) 廃掃法に関する特例の根拠

計画策定市町村は、促進事業計画の認定をする場合に、当該計画に記載された整備又は取組に係る行為が、廃掃法第9条の2の4第1項又は第15条の3の3第1項の認定を受ける行為（申請者が希望する場合に限る。）若しくは第15条の19第1項の届出をしなければならない行為に該当するときは、都道府県知事に協議し、同意を取得する必要があります（法第22条の2第4項第8号及び第9号）。

都道府県知事は、促進事業計画について協議があり、当該協議に係る整備又は取組に係る行為が、熱回収の機能を有する廃棄物処理施設の認定を受けることができる場合に該当するときは、計画策定市町村による促進事業計画の認定に同意するものとし（法第22条の2第5項第4号）。

なお、計画策定市町村が廃掃法第24条の2第1項の政令で定める市である場合には、都道府県知事への協議は要しません（法第22条の2第16項）。

- 対象手続①：熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設認定（廃掃法第9条の2の4第1項）、産業廃棄物処理施設認定（廃掃法第15条の3の3第1項）

認 定 者	都道府県知事
認定基準	次の各号のいずれにも適合していること。 1. 当該熱回収施設が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。 2. 申請者の能力が熱回収を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
特 例	認定があった場合には、上記の行為について認定があったものとみなす。

【参考】

廃掃法に関する認定制度の詳細について

■環境省環境再生・資源循環局「廃棄物熱回収施設設置者認定マニュアル（平成23年2月）（令和4年3月一部改訂）」

<https://www.env.go.jp/recycle/misc/thermal/index.html>

第 1 認定事業に対する特例

- 対象手続②：指定区域内における土地形質変更届出（廃掃法第 15 条の 19 第 1 項）

届 出 先	都道府県知事
特 例	認定地域脱炭素化促進事業者により認定促進事業計画に従って廃掃法第 15 条の 17 第 1 項で定める指定区域内において行われる地域脱炭素化促進施設の整備、又はその整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組のため行う行為について、指定区域内における土地形質変更届出手続は適用されない。

（２） 廃掃法の特例に係る手続

計画策定市町村が認定をしようとする促進事業計画で廃掃法第 9 条の 2 の 4 第 1 項又は第 15 条の 3 の 3 第 1 項の認定を受けることが必要な行為に該当する場合（申請者が認定を受けることを希望する場合に限る。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「廃掃法施行規則」という。）第 5 条の 5 の 5 第 1 項に掲げる事項を記載した申請書（別記様式第 2 の 11 又は第 2 の 12）の提出に加え、同条第 2 項に掲げる書類及び図面を添付する必要があります。

なお、廃掃法第 9 条の 2 の 4 第 1 項及び第 15 条の 3 の 3 第 1 項の認定を併せて申請する場合、申請書はそれぞれ提出する必要がありますが、添付書類が同一の内容であるときは、その旨を備考欄に記載して、どちらかの添付を省略することができます。

表 1-18 促進事業計画の認定申請に必要な書類
(廃掃法第 9 条の 2 の 4 第 1 項又は第 15 条の 3 の 3 第 1 項の特例措置を受ける場合)

提出書類
・ 申請書（別記様式第 2 の 11 又は 12） 特例の適用を受けようとする者の住所、氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）、熱回収施設の設置の場所、熱回収に必要な設備に関する事項（設備の種類及びその設備の能力、設備の位置、構造等の設置に関する計画、設備の維持管理に関する計画）、熱回収の内容に関する計画（熱回収施設において処分する一般廃棄物/産業廃棄物の種類、熱回収の方法、熱回収率）、許可の年月日及び許可番号
(1) 熱回収施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、処理工程図及び設計計算書並びに当該熱回収施設の付近の見取図
(2) 熱回収率の算定の根拠を明らかにする書類
(3) 当該熱回収施設における過去 1 年間の熱回収の内容に関する廃掃法施行規則第 5 条の 5 の 5 第 1 項第 4 号イからハまでに掲げる事項を記載した書類
(4) 熱回収施設について廃掃法第 8 条第 1 項又は同法第 15 条第 1 項の許可を受けていることを証する書類（バイオマス由来の廃棄物が許可対象の廃棄物として含まれているもののみ添付書類として認められる。）

第 1 認定事業に対する特例

表 1-19 促進事業計画の認定申請に必要な書類
(廃掃法第 15 条の 19 第 1 項の特例措置を受ける場合)

提出書類
申請書（別記様式第 2 の 13） 特例の適用を受けようとする者の住所、氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）、指定区域の所在地、土地の形質の変更の種類、土地の形質の変更の場所、土地の形質の変更の施行方法、土地の形質の変更の内容、地下にある廃棄物の種類、地下にある廃棄物の搬出の有無及び搬出先、土地の形質の変更の着手予定日、完了予定日
(1) 土地の形質の変更の施行に当たり周辺的生活環境に及ぼす影響について実施する調査の計画書
(2) 土地の形質の変更の施行に係る工事計画書
(3) 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした指定区域の図面
(4) 土地の形質の変更をしようとする指定区域の状況を明らかにした図面
(5) 埋立地に設置された設備の場所を明らかにした図面
(6) 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
(7) 土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面
(8) 石綿含有一般廃棄物、水銀処理物、廃水銀等処理物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が地下にある場合は、当該廃棄物の位置を示す図面

9 環境影響評価法の特例

(1) 環境影響評価手法に関する特例の根拠

促進区域は、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして促進区域設定に係る環境省令で定める基準に従い、かつ、都道府県が地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮するものとして都道府県基準を定めた場合にあっては、都道府県基準に基づき定める必要があります。

都道府県基準が定められている場合において、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして促進区域設定に係る環境省令で定める基準等に従い、かつ、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して都道府県基準に基づき定められた促進区域において、認定された地域脱炭素化促進事業計画に従って、地域脱炭素化促進施設の整備が行われる場合は、以下のいずれも満たすことで、重大な環境影響の回避が確保され、更には環境の保全へのより適正な配慮が図られます。

ア 事業者による個別の事業計画立案に先立ち、市町村において環境の保全に適正に配慮した区域設定がなされること。

イ 当該区域内において、市町村が定めた地域の環境の保全のための取組を満たす形で事業者が事業計画を立案し市町村により認定を受けること。

環境影響評価法においては、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業を第一種事業として定め、事業計画の早期立案段階において計画段階配慮事項について検討する手続（配慮書手続）を義務付けています。

配慮書手続においては、事業が実施されるべき区域など（事業を実施する区域の位置、事業の規模又は発電設備等の構造若しくは配置）を決定する際に、事業の実施が想定される区域における事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項（計画段階配慮事項）についての検討を行うことを義務付けており、これにより重大な環境影響の回避を図っています。

都道府県基準が定められている場合には、促進区域において認定促進事業計画に従って行う事業については、以下のいずれも満たすことから、事業の実施に係る環境の保全へのより適正な配慮の確保が図られることとなります。

ア 配慮書手続の段階で検討すべき事項である事業計画立案の早期段階における事業の位置・規模等の検討段階の環境保全のために配慮すべき事項（計画段階配慮事項）について、市町村による検討が行われていること。

イ 検討の結果を踏まえて、事業者において環境の保全上の支障のおそれがない場所等での事業計画が立案されていること。

ウ 地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して定められた基準も満たされていること。

第 1 認定事業に対する特例

このため、都道府県基準が定められている場合においては、促進区域における認定促進事業計画に従って行う事業については、配慮書手続の趣旨である事業の位置・規模等の検討段階における環境配慮の検討を義務付けることにより、事業計画の立案の早期段階における重大な環境影響の回避を図ることが地球温暖化対策推進法の制度上担保されていることに加え、環境の保全へのより適正な配慮が図られることが期待されることから、配慮書手続を省略する旨の特例²が措置されています。

なお、都道府県基準は再エネ種ごとのポテンシャルに応じて再エネ種ごとに定めることとされているところ、本特例は、都道府県基準において定められている再エネ種についての認定促進事業計画に対してのみ、適用されます（都道府県基準が定められていない再エネ種についての認定促進事業計画は、本特例の対象となりません。）。

（２） 環境影響評価法特例とその他のワンストップ化の特例との関係

計画策定市町村は、促進事業計画が認定要件を満たす場合には、その認定をするものとされています。促進事業に係る環境保全の観点からは、計画策定市町村が地方公共団体実行計画において「地域の環境の保全のための取組」として定めた事項を満たすことが認定要件となります。計画策定市町村は、認定に当たっては、促進事業計画が「地域の環境の保全のための取組」を満たすものであるかどうかを適切に確認することが必要です。例えば、「地域の環境の保全のための取組」として再エネ事業の実施に係る条件を定めている場合には、当該条件を満たす計画となっていることを確認することが必要です。

また、計画策定市町村は環境影響評価法の対象となる再エネ事業を含む促進事業計画の申請があった場合において、当該再エネ事業が未だ配慮書手続を行っていないときは、当該計画を認定すれば、配慮書手続の特例が適用されます。このような認定促進事業計画に含まれる再エネ事業については、認定の後、環境影響評価法に基づく環境影響評価方法書以降の手続を進めていく過程において、環境影響評価の結果等を踏まえ、より詳細に事業計画が検討され、当初の事業計画がより具体化され、事業計画が変更されることが想定されます。このため、計画策定市町村はこのような再エネ事業の早期の計画立案段階における促進事業計画の認定に当たっては、あらかじめ認定条件として、環境影響評価法及び電気事業法に基づく手続において電気事業法第 46 条の 17 第 2 項に基づき環境影響評価書に係る確定通知を受けた後に、あらためて促進事業計画の変更申請をすること（一括手続の特例は当該変更申請の際

² 特例：認定事業計画に従って認定事業者により促進区域（促進区域設定に係る環境省令で定める基準に従い、かつ、都道府県基準に基づき定められた区域に限る。）において行われる地域脱炭素化促進施設の整備について、配慮書手続が適用されない。

第 1 認定事業に対する特例

に申請すること)を留保した上で、認定をすることが必要となります(この場合、一括手続の特例は当該変更申請について認定がされた場合に適用されることとなり、当初の再エネ事業の早期の計画立案段階における認定において一括手続の特例は適用されません。)

(3) 環境影響評価法特例に係る留意点

配慮書手続が適用されない特例の対象となる促進事業では、環境影響評価法に基づく手続は方法書手続から開始されることとなります。このような場合、計画策定市町村は、この特例が適用される事業計画を認定しようとする時には、地方環境事務所、都道府県及び経済産業省にその旨連絡してください。また、環境影響評価法の手続に関わる者にこのことが伝わるよう、当該事業が配慮書手続の適用を受けない特例の対象である旨を方法書に記載することを事業者に促すことが望ましいです。

第2 事業者インセンティブ

地域脱炭素化促進事業のインセンティブ

市町村向け

■ デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）

地方公共団体が実施する「再生エネルギーの導入と併せて実施し、地域課題の解決や住民の暮らしの質の向上に資する取組」が、地方公共団体実行計画（地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施される、「地域の環境保全の取組」又は「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」に限る）に位置づけられ、地域再生計画にも定められた事業について、一定の要件を満たした上でデジタル田園都市国家構想交付金に申請された場合は、通常の上限申請数を超えて申請できる弾力措置が適用される。

事業者向け

■ 環境省補助事業の加算、優先採択の実施

地球温暖化対策推進法に基づき市町村が定める促進区域内で実施する事業に対して、審査における優先採択や加算措置の対象となる優遇措置を実施。

■ 再生エネルギー特措法（FIT・FIP制度）

① 入札における保証金の免除

地域脱炭素化促進事業計画の認定を受けた事業については入札における保証金が免除される。

② 陸上風力発電、バイオマス発電、中小水力発電、地熱発電の地域活用要件における活用

- ・ 小規模な陸上風力発電、バイオマス発電、中小水力発電、地熱発電の認定基準である地域活用要件の一つとして、「当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備が所在する地方公共団体の名義（第三者との共同名義含む）の取り決めにおいて、当該発電設備による災害時を含む電気を、熱の当該地方公共団体内への供給が、位置付けられているもの」との要件があり、当該要件を満たしている案件については、地域一体型の地域活用電源として、FIT制度による支援の対象となる。
- ・ この「地方公共団体の名義の取り決め」には、地方公共団体から認定を受けた、地域脱炭素化促進事業計画も含まれる。

■ ふるさと融資（地域総合整備資金貸付）

地域振興に資する民間投資を支援するため、都道府県又は市町村が長期の無利子資金を融資する制度である、ふるさと融資制度において、認定地域脱炭素化促進事業については、最も高い融資比率及び融資限度額、雇用要件の特例（都道府県・指定都市「1人以上」）が適用される。

■ 地域未来投資促進法

事業者は、地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の申請において、当該計画が地域脱炭素化促進事業の認定を受けている場合、地域脱炭素化促進事業計画の認定書を添付することで、地域脱炭素化促進事業計画と重複する部分の記載を、省略することが可能となる。



※令和7年3月10日時点であり、今後変更の可能性有り。

促進区域制度を活用する事業者への優遇措置

■ 環境省補助事業において、促進区域内で実施される再エネ事業に関して、審査における優先採択や加点措置を実施。

○令和6年度(補正予算)／令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業	-	加点措置
民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業	ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業	優先採択
	新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業	優先採択
	① 建物における太陽光発電の新たな設置手法活用事業	優先採択
	② 地域における太陽光発電の新たな設置場所活用事業	優先採択
民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業	③ 窓、壁等と一体となった太陽光発電の導入加速化支援事業	加点措置
	⑤ 再エネ熱利用・発電等の価格低減促進事業	加点措置
	⑥ 熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデル創出事業	加点措置
	離島等における再エネ主力化に向けた設備導入等支援事業	加点措置
民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業	① 運転制御設備導入支援事業	加点措置
	平時の省CO ₂ と災害時避難施設を両立する新手法による建物間融通モデル創出事業	加点措置
	① 直流による建物間融通モデル創出事業	加点措置
	② TPOモデルによる建物間融通モデル創出事業	加点措置
建築物等のZEB化・省CO ₂ 化普及加速事業	データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業	加点措置
	① 地域再エネの活用によりゼロエミッション化を目指すデータセンター構築支援事業	加点措置
	② 既存データセンターの再エネ導入等による省CO ₂ 改修促進事業	加点措置
	④ 地域再エネの効率的活用により省CO ₂ 改修促進事業	加点措置
建築物等のZEB化・省CO ₂ 化普及加速事業	ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業	加点措置
	① 新築建築物のZEB普及促進支援事業	加点措置
	② 既存建築物のZEB普及促進支援事業	加点措置
	LCCO ₂ 削減型の先導的な新築ZEB支援事業	加点措置
脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業	① LCCO ₂ 削減型の先導的な新築ZEB支援事業	加点措置
	脱炭素各地域水素サプライチェーン構築事業	加点措置
	③ 再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築等事業	加点措置
	「脱炭素×復興まちづくり」に資する計画策定、導入等補助	加点措置

再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置（固定資産税）

制度概要 【適用期限：令和7年度末まで】

○再生可能エネルギー発電設備について、新たに固定資産税が課せられることになった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準を、課税標準となるべき価格から以下の割合に軽減する。

【太陽光】

【風力】

【中小水力】

【地熱】

【バイオマス】

【課税標準の一覧】

対象設備	発電出力	課税標準（※1）	要件
太陽光発電設備	1,000kW以上	3/4（7/12～11/12）	FIT・FIP認定外 （ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備（※3）または 認定地域脱炭素化促進事業計画に従って取得した一定の設備（※4））
	1,000kW未満	2/3（1/2～5/6）	
風力発電設備	20kW以上	2/3（1/2～5/6）	FIT・FIP認定
	20kW未満	3/4（7/12～11/12）	
中小水力発電設備	5,000kW以上	3/4（7/12～11/12）	
	5,000kW未満	1/2（1/3～2/3）	
地熱発電設備	1,000kW以上	1/2（1/3～2/3）	
	1,000kW未満	2/3（1/2～5/6）	
バイオマス発電設備（2万kW未満）	1万kW以上	2/3（1/2～5/6）（※2）	
	1万kW未満	1/2（1/3～2/3）	

※1 軽減率について、各自治体が一定の幅で独自に設定できる「わがまち特例」を適用（上表の括弧書の間で設定）
※2 木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス区分に該当するものは6/7（11/14～13/14）
※3 グリーンイノベーション基金補助金を受けて取得した1,000kW未満の設備
なお、ペロブスカイト太陽電池を設置するために必要な地下構造部等のうち、償却資産として課税されるものについては、架台として本特例措置の対象に含む
以下①～③のいずれかの補助金等を受けて取得した50kW以上の設備（建築物の屋根及び公有地に設置された設備を除く）
①二酸化炭素排出抑制対策事業費（地域脱炭素移行・再生可能エネルギー推進交付金及び民間企業等による再生主力化・レジリエンス強化促進事業に限る）
②需要家主導型太陽光発電・再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業費（需要家主導型太陽光発電の導入支援事業に限る）
③株式会社脱炭素化支援機構が行う対象事業活動に対する投融資

第3 通知

第 3 通知

環地域調発第 2 4 0 6 2 5 4 号

令和 6 年 6 月 25 日

各都道府県環境行政主管課長 殿

環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官
(公印省略)

地域脱炭素化促進事業制度の運用にあたっての留意事項等について (通知)

日頃より、地球温暖化対策の推進に御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

一部の再生可能エネルギー事業に対する地域の受容性が低下し、地域社会との共生が課題となっている中、令和 3 年度の地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「法」という。）の改正により、地域で合意形成を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に裨益する、地域共生型の再生可能エネルギーの導入拡大を推進する仕組みとして、地域脱炭素化促進事業制度が創設された。当該制度の施行における留意事項等については、「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行等について」（令和 4 年 4 月 1 日付環政計発第 2204017 号）で周知したところであり、令和 6 年 5 月末時点で、全国 36 市町村が地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）を設定し、28 府県が促進区域の設定に関する基準（以下「都道府県基準」という。）を策定し、また、1 件の事業計画認定がなされるなど、制度の活用が進んでいる。

今後、2050 年ゼロエミッション、2030 年度 46%削減目標の達成に向けて、更なる制度の活用が求められていることから、令和 6 年 6 月 19 日に地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 56 号。以下「改正法」という。）が公布され、地域脱炭素化促進事業制度の拡充等が行われた。こうした状況を踏まえ、地域脱炭素化促進事業制度の適切な運用に向けた留意事項等について、改めて下記のとおり通知することとする。これらの事項に十分留意の上、その運用に遺憾なきを期するとともに、貴管下市町村（特別区を含む。）に対しては、貴職より周知願いたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1. 地域脱炭素化促進事業制度の拡充

改正法により地域脱炭素化促進事業制度の拡充等が行われたところであり、改正法の概要

第 3 通知

については別紙 1 を参照されたい。地域共生型の再生可能エネルギー導入拡大に向けた当該制度の拡充については、令和 7 年 4 月 1 日に施行される予定であり、その概要については以下のとおりである。なお、改正法に係る留意事項等については、地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）（令和 6 年 4 月）の改定及び改正法の施行通知等で別途お示しする予定である。

（１）都道府県及び市町村による地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の共同策定

現状、市町村のみが定める地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項について、都道府県及び市町村が共同して定めることができることとする。広域自治体たる都道府県が関与することで、市町村間の調整等が円滑に行われ、より広域的な観点から促進区域の設定が行われることが期待される。

（２）都道府県による地域脱炭素化促進事業計画の認定等

都道府県及び市町村が共同して地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めた場合、2 以上の市町村にわたる地域脱炭素化促進事業計画の認定等については、都道府県が処理することとする。

（３）認定地域脱炭素化促進事業に係る特例措置の対象となる手続の追加

認定地域脱炭素化促進事業に係る特例措置である、関係許認可手続のワンストップ化の対象に、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 12 条第 1 項及び第 30 条第 1 項に基づく許可手続を追加することとする。

2. 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定める際の留意事項

（１）地方公共団体実行計画（区域施策編）において地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項のみを定める場合について

法第 21 条第 5 項に基づき、市町村は、地方公共団体実行計画において法第 21 条第 3 項各号に掲げる事項を定める場合において、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めるよう努めることとされている。地方公共団体実行計画において位置付けられた区域の将来像、区域全体の温室効果ガス削減目標や、再生可能エネルギーの導入目標等を踏まえながら、それらの目標を実現するための施策として、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を検討していくことが基本的な考え方となる。そのため、法第 21 条第 3 項に基づき、区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項を定めた地方公共団体実行計画（以下「地方公共団体実行計画（区域施策編）」という。）において、併せて地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めることが原則となる。

一方で、都道府県、政令市、中核市及び施行時特例市（以下「都道府県等」という。）以外の市町村は、法第 21 条第 3 項各号を規定することが努力義務とされており、これらの市町村

第 3 通知

においては地方公共団体実行計画（区域施策編）が策定されていない場合もある。令和 5 年 8 月に公表された、「「地域脱炭素を推進するための地方公共団体実行計画制度等に関する検討会」とりまとめ」においては、地域脱炭素化促進事業制度の課題として、「促進区域等の設定に当たって、地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定が必要である等、前提となる作業が市町村の負担となっており、再生可能エネルギー導入可能量等を見極めた上で、より実効的な計画を策定するという観点からも、地方公共団体実行計画（区域施策編）の前提となる促進区域設定も考えられるのではないか。」との指摘がなされ、対応の方向性として「促進区域設定手続の柔軟性を高めるため、地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定に先立って、促進区域の設定を可能とする等、制度的な対応を含め、必要な措置を検討する。」ことが提言されたところである。

このような状況を踏まえ地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の定め方について整理を行った結果、都道府県等以外の市町村については、事業提案型の促進区域設定を行う場合や、都道府県及び市町村が共同して促進区域の設定を行う場合など、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項のみを定めた地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定することも差し支えない。その場合、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項が、法第 21 条第 3 項第 1 号及び第 5 号の事項を兼ねることとなるが、法第 21 条第 3 項各号に規定するその他の事項を含めて記載を拡充していくよう努めること。

（２）地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の定め方について

地方公共団体実行計画（区域施策編）において地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定める際に、法第 21 条第 5 項各号に掲げる事項の全てが規定されていない事例が見られる。地域脱炭素化促進事業は、法第 2 条第 6 項により、地域脱炭素化促進施設の整備及びその他の地域の脱炭素化のための取組を一体的に行う事業であって、地域の環境の保全のための取組並びに地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組を併せて行うものと定義されている。法第 22 条の 2 第 1 項においては、地域脱炭素化促進事業を行おうとする者は、地域脱炭素化促進事業計画を作成し、地方公共団体実行計画（法第 21 条第 5 項各号に掲げる事項が定められたものに限る。）を策定した市町村の認定を申請することができることとされている。そのため、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定める際には、法第 21 条第 5 項第 2 号に基づく促進区域のみならず、法第 21 条第 5 項各号に掲げる事項全てを定める必要があることに留意されたい。

３．都道府県基準を定める際の留意事項

地域脱炭素化促進事業制度は、地域で合意形成を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に裨益する、地域共生型の再生可能エネルギーの導入拡大を推進する仕組みである。地域資源である豊富な再生可能エネルギーのポテンシャルを有効利用することで、地域の経済収支の改善等、地域課題の解決につなげることができる。こうした観点から、市町村が地域の実情に応じ

第3 通知

て、中長期的な地域の最適な土地利用の在り方を含め、望ましい地域共生型再生可能エネルギーの在り方について地域で議論し、合意形成を図ることが重要となる。都道府県基準の設定に当たっては、管内市町村がこうした制度趣旨に沿って促進区域の設定に取り組むことができるよう留意されたい。また、都道府県基準は、法第21条第7項に基づき、地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（平成11年総理府令第31号）第5条の3から第5条の6までにおいて定める考え方に基づいて定めることとされている。したがって、都道府県基準は、その区域の自然的社会的条件に適した再生可能エネルギーの利用の促進に関する事項として、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に適正に配慮し、かつ都道府県の再生可能エネルギー導入目標との整合性や再生可能エネルギーの種類毎のポテンシャルを踏まえた上で策定するよう留意されたい。

4. 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置

再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について見直しが行われ、認定地域脱炭素化促進事業計画に従って取得した一定の太陽光発電設備について、令和6年度から課税標準の特例措置の対象となった。特例措置の概要については別紙2のとおりであるため、参考にされたい。

別紙1

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する
法律の概要

パリ協定に基づく我が国の目標（NDC）の確実な達成に向けて国内外で地球温暖化対策を加速するため、以下の措置を講ずる。

- ① 二国間クレジット制度（JCM）の着実な実施を確保するための実施体制強化
- ② 地域共生型再エネの導入促進に向けた地域脱炭素化促進事業制度の拡充 等

■ 背景

- 二国間クレジット制度(JCM)は、優れた脱炭素技術によるパートナー国での排出削減に加え、脱炭素市場の創出を通じた我が国企業の海外展開やNDC達成にも貢献。
- 増加するパートナー国・プロジェクトに関する調整や、排出削減・吸収量の目標達成*に向けて、JCMの実施体制の強化が急務。
- また、地域共生型再エネの導入促進のため、再エネ促進区域の設定等の加速化に向けた制度の拡充が必要。

▼JCMプロジェクトの例



▼地域共生型再エネの例

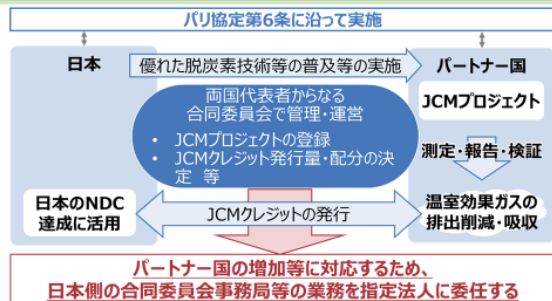


*パートナー国は2022年8月以降12か国増加し計29か国。また、2030年度までに累積1億t-CO2程度の国際的な排出削減・吸収量を確保するとの目標に対し、既存プロジェクトによる累積削減量は約2,300万t-CO2。
(2024年2月時点)

■ 主な改正内容

①二国間クレジット制度（JCM）の実施体制強化等

- パートナー国との調整等を踏まえたJCMクレジットの発行、口座簿の管理等に関する主務大臣の手続等を規定する。
- 現状、業務の内容に応じ、政府及び複数の事業者が分担し実施しているJCM運営業務を統合するとともに、主務大臣に代わり、JCMクレジットの発行、管理等を行うことができる指定法人制度を創設する。



②地域脱炭素化促進事業制度の拡充

- 現状、市町村のみが定める再エネ促進区域*等について、都道府県及び市町村が共同して定めることができることとし、その場合は複数市町村にわたる地域脱炭素化促進事業計画の認定を都道府県が行うこととする。
- 許認可手続のワンストップ化特例について、対象となる手続を新たに追加する。

*再エネ促進区域：地方公共団体実行計画において定められる、地域共生型の再エネ導入等を促進する区域

上記に加えて、日常生活における排出削減を促進するため、以下に関する規定を整備

- ・ 原材料の調達から廃棄までのライフサイクル全体の排出量が少ない製品等の選択の促進
- ・ 排出削減に資するライフスタイル転換の促進 等

<改正法の施行期日> 令和7年4月1日（※一部の規定は公布日等施行）

2030年度の温室効果ガス46%削減、2050年カーボンニュートラルの実現へ

再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置（固定資産税）

【制度概要】 【適用期限：令和7年度末まで】

○再生可能エネルギー発電設備について、新たに固定資産税が課せられることになった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準を、課税標準となるべき価格から以下の割合に軽減する。



【太陽光】



【風力】



【中小水力】



【地熱】



【バイオマス】

【課税標準の一覧】

対象設備	発電出力	課税標準（※1）	要件
太陽光発電設備	1,000kW以上	3/4（7/12～11/12）	FIT・FIP認定外 （ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備（※3）または 認定地熱炭素化促進事業計画に従って取得した一定の設備（※4））
	1,000kW未満	2/3（1/2～5/6）	
風力発電設備	20kW以上	2/3（1/2～5/6）	FIT・FIP認定
	20kW未満	3/4（7/12～11/12）	
中小水力発電設備	5,000kW以上	3/4（7/12～11/12）	
	5,000kW未満	1/2（1/3～2/3）	
地熱発電設備	1,000kW以上	1/2（1/3～2/3）	
	1,000kW未満	2/3（1/2～5/6）	
	1万kW以上	2/3（1/2～5/6）（※2）	
バイオマス発電設備（2万kW未満）	1万kW未満	1/2（1/3～2/3）	

- ※1 軽減率について、各自治体が一定の幅で独自に設定できる「わがまち特例」を適用（上表の括弧書きの間で設定）
 ※2 木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス区分に該当するものは6/7（11/14～13/14）
 ※3 グリーンイノベーション基金補助金を受けて取得した1,000kW未満の設備
 なお、ペロブスカイト太陽電池を設置するために必要な下地構造部等のうち、償却資産として課税されるものについては、架台として本特例措置の対象に含む
 ※4 以下①～③のいずれかの補助金等を受けて取得した50kW以上の設備（建築物の屋根及び公有地に設置された設備を除く）
 ①二酸化炭素排出抑制対策事業費（地域炭素移行・再生可能エネルギー推進交付金及び民間企業等による再生可能エネルギー・レジリエンス強化促進事業に限る）
 ②需要家主導型太陽光発電・再生可能エネルギー・電源併設型蓄電池導入支援事業費（需要家主導型太陽光発電の導入支援事業に限る）
 ③株式会社炭素化支援機構が行う対象事業活動に対する投融資

第4 コラム

1 水力を活用する促進事業について

地域脱炭素化促進施設の対象となる水力発電は、出力 30,000kW 未満のものとして定義されています¹。促進事業において整備される水力発電施設としては、地域の環境への負荷が可能な限り低いものがより望ましいです。

30,000kW 未満の水力発電には、ダムや堰を新たに建設するもののほか、農業用水路や水道用水路などの既存の水路等（利水施設）を活用することで、環境への新たな負荷がほとんど生じない形のものがあります²。各市町村においては、このような既存の水路等を活用した水力発電が積極的に導入されるよう、その潜在的な可能性を検討し、候補地の洗い出しを行い、促進事業として促進していくことが期待されます。

【参考】

■国土交通省：小水力発電と水利使用手続

<https://www.mlit.go.jp/river/riyou/syosuiryoku/index.html>

■農林水産省：小水力等再生可能エネルギー導入の推進

https://www.maff.go.jp/j/nousin/mizu/shousuiryoku/rikatuyousokushinn_teikou.html

¹ 認定省令第2条。電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）においても、出力30,000kW未満の水力発電を対象としている。

² 既存の水路等における流水を利用した小規模な水力発電については、関係省庁からもガイドラインが公表され導入の促進が図られています。

2 バイオマスを活用する促進事業について

バイオマスとは、動植物などから生まれた生物資源の総称です。バイオマス発電では、この生物資源を直接燃焼したり、ガス化したりして発電します。バイオマス熱利用には、バイオマス資源を直接燃焼し、ボイラから発生する蒸気の熱を利用したり、バイオマス資源を発酵させて発生したメタンガスを都市ガス等の代わりに燃焼して利用したりする等の方法があります。また、発電時に生み出される熱を利用すること（熱電併給）も、資源の有効活用観点から効果的です。

燃料として使用されるバイオマス資源には、木質チップ等の木質系のもの、稲わらや牛豚ふん尿等の農業・畜産・水産系のもの、生ごみや下水汚泥等の生活系のもののほか、食品加工産業由来の廃棄物、建築廃材、製紙工場由来の黒液などのように、様々なものがあります。

促進事業において整備されるバイオマス発電・熱供給施設としては、地域の環境への負荷が可能な限り低いものがより望ましく、地域の資源を活用した地産地消型のものが考えられます。例えば、地域における未利用のバイオマス資源の調達や、隣接した地域間で連携した木質バイオマスの効率的なサプライチェーンの構築等、地域のバイオマス資源に着目した地産地消型の事業が期待されます。広域で連携してバイオマス資源を活用する場合には、燃料の調達から輸送、利用までに至る全体的なプロセスを通じた持続可能性の確保にも留意することが重要です。

【参考】

■再生可能エネルギー等の温室効果ガス削減効果に関する LCA ガイドライン（環境省）
<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/lca/>

3 再生可能エネルギー熱供給施設について

促進事業の対象となる再生可能エネルギー熱供給施設は、「地球温暖化対策計画」（令和7年2月18日閣議決定）において、政府が導入拡大を目指す「再生可能エネルギー熱」として特に明記されている、「太陽熱」、「地中熱」、「雪氷熱」、「温泉熱」、「海水熱」、「河川熱」及び「下水熱」等です。

【参考】

■地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）
<https://www.env.go.jp/content/000291669.pdf>

4 促進区域の設定に向けた有効な検討手段：ゾーニングについて

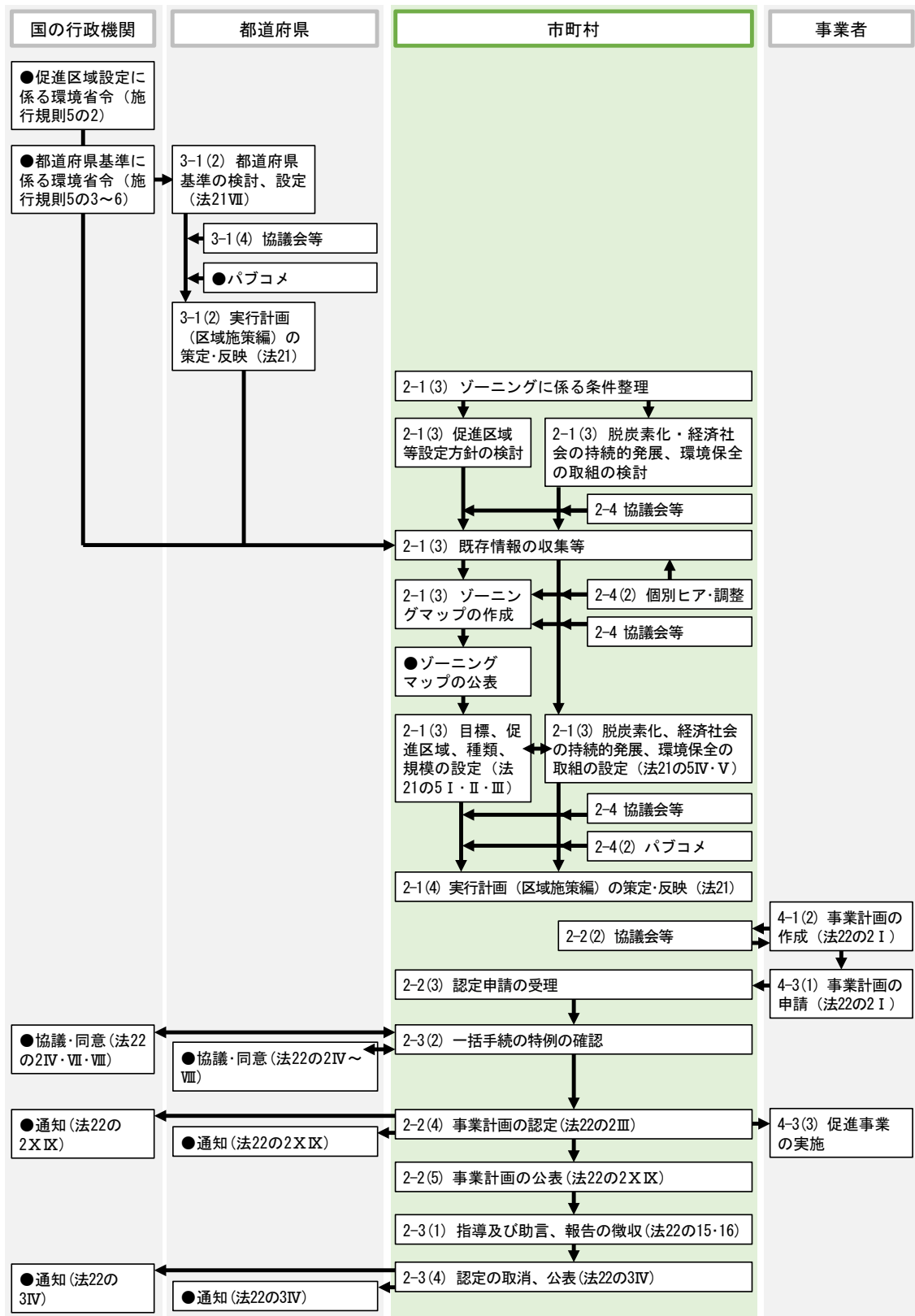
(1) 考え方

促進区域は、マニュアル本編の p.15～の手順において把握・確認した既存情報を元に、再エネ種別に設定する必要があります。その検討手段としては、ゾーニングにより広域的に実施するものと、事業者から具体的な事業提案を受けることによりピンポイントで実施するものに大別されますが、いずれの手段においても、促進区域の設定主体である市町村が中心となり、既存情報の把握・確認を行なうことが重要です。

促進事業は、地域活性化に向けた都市計画やまちづくりの一環として行なわれることが望ましく、広域的ゾーニングにより促進区域を設定することも有用です。以下では広域ゾーニングの実施手法について解説しますが、この作業においては、市町村の区域施策編における再エネ導入目標達成のために必要となる規模のエリアを設定することが望ましく、例えば、環境保全上の支障が比較的小さい区域や、社会的配慮の観点からの考慮が必要な区域については、事業者に対して一定の配慮を求めることを前提に、積極的に促進区域とすることを検討することが重要となります。

広域的ゾーニング型での促進区域等の設定、促進事業計画認定までの流れは図 4-1 に示すとおりです。

第4 コラム



先頭の番号：本マニュアルの見出し番号 （ ）：地球温暖化対策推進法の条文番号

図 4-1 広域的ゾーニングによる促進区域等の設定から事業計画の認定への流れ

(2) ゾーニングマップの作成

マニュアル本編の p.15～の手順において把握・確認した既存情報を整理・取捨選択し、重ね合わせ、ゾーニングマップを作成します。ゾーニングマップの作成に当たっては、都市計画やまちづくりの一環として行うといった観点から、これらに係る計画との連動を図ることを前提に、法定協議会をはじめ多方面の主体が参画する合意形成の場を活用することが望まれます。

参考として、以下においてゾーニングマップの作成例を示します。

ア レイヤーの設定

マニュアル本編の p.15～の手順において収集した1つ1つの地域区分情報を環境配慮、社会的配慮、事業性等の観点から分類します。以下の4区分（レイヤーと呼びます。）に分類することを基本としますが、地域の実情やレイヤーの内容を踏まえて適切な名称に変えることも考えられます。既存情報によっては、地図上での追加の情報処理が必要となる場合もあります（例えば、騒音等の影響について、建物から一定の範囲内を調整レイヤーとし、その他を参考レイヤーとする等）。また、調整レイヤーは必要となる調整の程度に応じて更に細分化すること等も考えられます。

○保全レイヤー

法令等により環境配慮、社会配慮が優先され、再エネ導入が困難と考えられるもの

○調整レイヤー

環境配慮、社会配慮の観点から再エネ導入に当たって調整が必要となるもの

○事業性レイヤー

事業性の観点から再エネ導入が期待されるもの

○参考レイヤー

エリアの境界が不明確である等、ゾーニングのエリア設定に用いることに馴染まないもの

国、都道府県が定める促進区域から除外する区域は、保全レイヤーに分類されます。当該区域以外の既存情報の分類については、促進事業の趣旨や地域特性を踏まえて検討します。

また、再エネ導入に伴い生じ得ると考えられる環境影響等は、再エネ種別やその規模・設置形態等により異なることから、レイヤー設定の段階から再エネ種別等を踏まえて整理・検討する必要があります。

なお、自然公園のように1つの既存情報でも複数のエリア（国立・国定・都道府県立自然公園の特別保護地区・第1・2・3種特別地域・普通地域・海域公園地区）

がある場合は、当該エリア区分に応じてレイヤーを分類します。

イ レイヤーの重ね合わせ

アで整理したレイヤーを重ね合わせて、環境配慮、社会的配慮、事業性等それぞれの観点における重要性の度合いを踏まえて、再エネ導入のなじむエリアからなじまないエリアまでを設定するためのゾーニングマップを作成します。

ゾーニングマップのエリアは以下の3区分が基本と考えられますが、地域の実情やゾーニングの内容を踏まえて適切な名称に変えることも考えられます。また、アのレイヤー検討時と同様に、必要となる調整の程度に応じて調整エリアを細分化する（調整エリアのうち、適切な環境保全措置の実施等によって事業化につながる可能性がある地域を新たに「導入可能性検討エリア」とする等）ことも考えられます。

○保全エリア

法令等により環境配慮、社会配慮が優先され、再エネ導入が困難と考えられるもの

○調整エリア

環境配慮、社会的配慮の観点から再エネ導入に当たって調整が必要となるもの

○促進エリア

環境配慮、社会的配慮の観点から再エネ導入が可能かつ再エネ導入が期待されるもの

エリアの区分方法として、レイヤーを重ね合わせた結果、1種類でも保全レイヤーが重なるエリアは「保全エリア」、保全エリア以外で1種類でも調整レイヤーが重なるエリアは「調整エリア」、保全エリア、調整エリア以外で1種類でも事業性レイヤーが重なるエリアは「促進エリア」とすることが基本となります。（図4-2参照）

第4 コラム

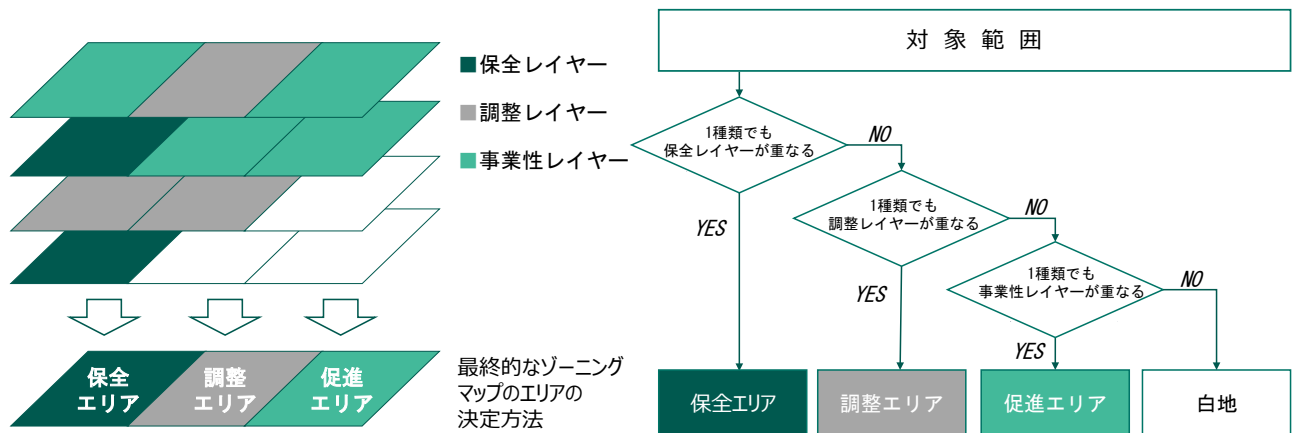


図 4-2 ゾーニングマップのエリア区分の例（左：イメージ 右：フロー）

レイヤー及びエリアの区分、定義付けは、促進事業の趣旨やゾーニング過程における合意形成の結果によって変わります。2024 年現在、区域施策編に促進区域を位置付けた地方公共団体におけるレイヤー区分、事業の検討可否の整理、条件設定（エリアの考え方や採用レイヤー）の例を表 4-1 に示します。

表 4-1 ゾーニングマップ作成条件の例（北海道せたな町）

区分	事業の検討	条件設定（一例）
保全エリア	不可	【法令等の指定地（自然環境、防災関係など）】 自然公園地域（特別保護地区、第1種特別地域）／鳥獣保護区（特別保護地区） ／砂防指定地／地すべり防止区域／急傾斜地崩壊危険区域 など 【上記以外で環境保全を優先すべき条件】 住居、学校、病院等の周辺＜陸上風力＞／森林地域＜太陽光＞ など
調整エリア	可能	【法令等の指定地（自然環境、防災関係など）】 自然公園地域（第2種、第3種、普通地域）／鳥獣保護区（特別保護地区以外） ／環境緑地保護地区等＜陸上風力、太陽光＞ など 【上記以外で特に調整が必要な条件】 住居、学校、病院等の周辺（陸上風力）／学校跡地＜太陽光＞／農用地区域内農地＜太陽光＞ など 【事業性に関する条件】 風速＜陸上風力＞／傾斜度＜陸上風力、太陽光＞／土地利用＜陸上風力、太陽光＞ など
促進エリア		※保全エリア、調整エリア以外 【事業性に関する条件】 風速＜陸上風力＞／傾斜度＜陸上風力、太陽光＞／土地利用＜陸上風力、太陽光＞ など
不適エリア	不可	※保全、調整、促進エリア以外

出典：せたな町 地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）（令和5年11月）

なお、レイヤーの重ね合わせは GIS 等の地理情報システムで行うことが一般的です。ゾーニングに当たっては、地理情報システムを用いた分析、検討が可能な民間会社への委託が必要となる場合があります。

(3) ゾーニングマップの作成を踏まえた促進区域設定の考え方

促進区域の候補となるエリアは、「促進エリア」及び「調整エリア」が念頭に置かれます。促進区域は、単に再エネを促進するのではなく、地域共生型再エネの立地誘導を図りつつ、環境保全の観点や社会的配慮の観点、またポテンシャルの最大限活用の観点から設定される区域です。

したがって、「促進エリア」と整理可能な範囲はその全体を促進区域とし、「調整エリア」と整理された範囲は、環境影響を低減するための措置を講じることで再エネ施設の整備が可能となるため、条件を付す等して促進区域とすることが期待されます。

5 地熱発電に係る再エネポテンシャルの把握について

地熱資源の開発には地下資源特有の難しさ（特に地下深部の情報の取得）があるため、そのポテンシャルは不確実性が高く、実際に資源調査をしなければ把握できません。地熱発電を対象とした促進区域等の設定については、空中物理探査、地表調査等の広域で実施される資源調査結果等を踏まえて検討をする必要があります。

6 地域に裨益する再生可能エネルギー事業の実施に関するガイドライン

岩手県久慈市では、久慈市内における大規模再エネ事業の導入に関し、当該再エネ事業が「地域に裨益する」ものとなるよう再エネ事業者が配慮・実施すべき事項について定めた「地域に裨益する再生可能エネルギー事業の実施に関するガイドライン」を、令和 3 年 10 月に策定しました。

大規模再エネ事業の導入に際しては、市と再エネ事業者間で、「ア 実施いただきたい地元協調策」の内容に基づき協議の上、協定を締結します。協定書には、地元協調策のほか「イ その他、協定書に記載させていただく事項の項目」について記載します。

(1) 実施いただきたい地元協調策（概要、詳細は相談の上決定）

ア 市内企業又は個人による出資の受け入れ

①市内企業又は個人における事業投資先として、②再エネ意識、事業への理解の向上のため出資を受け入れいただく。

イ 建設及び維持管理業務の発注先となり得る市内事業所の育成

市及び久慈商工会議所と連携して、再生可能エネルギー発電設備の建設及び維持管理業務に対する市内事業所等の参入支援（参入セミナー講師、個別企業とのマッチング等）にご協力いただく。

ウ 地域課題解決のために活用可能な資金提供

売電収入の一部（1%程度）を地元産業振興等（再エネ事業者の希望による）の目的として資金提供いただく。

エ 地域新電力と連携したエネルギー地産地消に向けた連携

再生可能エネルギーの地産地消を柱とした「脱炭素」の取り組みを実現するための協議会（久慈地域再生可能エネルギー振興協議会（事務局：久慈地域エネルギー株式会社））の趣旨に賛同いただき、当該協議会に参画いただく。

オ 教育・観光に資する PR 施設の設置

キャリア教育、生涯学習及び観光等の拠点施設として事業箇所ごとに、研修施設（研修室、トイレ）、PR 看板を設置いただく。

第4 コラム

カ 作業用通路等の供用

林業振興等の観点から、開発に伴う作業用通路等を供用いただく。

(2) その他、協定書に記載させていただく事項

ア 災害の防止に関する事項

イ 自然環境、生活環境との調和に関する事項

ウ 地位承継に関する事項

(3) 協定書には、記載しないがご協力いただきたい事項

ア 再エネ事業の実施に係る市の地権者支援に関する PR チラシの配布

ウ 再エネ事業者が実施した風況調査結果等の市への情報提供

【参考】

久慈市「地域にひ益する再生可能エネルギーの事業実施に関するガイドラインの策定」
(令和3年10月)

https://www.city.kuji.iwate.jp/kurashi/kankyo/saise/saisei_energy_guideline.html

7 建築物省エネ法に基づく建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度について

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、令和4年6月に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）が改正され、建築物への太陽光発電設備等の再生可能エネルギー利用設備（以下「再エネ利用設備」という。）の導入促進のための措置として、建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度が令和6年4月から施行されました。本制度では、市町村が、建築物への再エネ利用設備の設置の促進に関する計画（以下「促進計画」という。）を作成・公表した場合、促進計画の対象区域内において、建築士から建築主に対して再エネ利用設備についての説明義務が課せられるとともに、促進計画に即して建築物に再エネ利用設備を設置する際の建築基準法の形態規制（建築物の高さ・容積率・建ぺい率）の特例許可等が措置されます。

（1） 促進計画について

本制度では、市町村は、太陽光発電設備等の再エネ利用設備の建築物への設置の促進を図ることが必要である区域について促進計画を作成することができるとされています。

促進計画には、次の内容を定めることとされています。

- ・再生可能エネルギー利用促進区域（以下「再エネ利用促進区域」という。）の位置、区域
- ・設置を促進する再エネ利用設備の種類
- ・再エネ利用設備を設置する建築物について建築基準法の特例適用要件（建築物の高さ・容積率・建ぺい率の緩和）に関する事項

※このほか、促進計画には、建築物への再エネ利用設備の設置に関する啓発及び知識の普及に関する事項その他建築物再生可能エネルギー利用促進区域内における建築物への再エネ利用設備の設置の促進に関し必要な事項について定めるよう努めることとされています。促進計画の策定主体は、市町村（特別区を含みます。建築物省エネ法の所管行政庁（都道府県及び建築主事を置く市町村）に限らず、全ての市町村が対象です。）とされています。

（2） 再エネ利用促進区域内での義務及び特例

ア 再エネ利用設備の設置に係る建築士の説明義務

再エネ利用促進区域が設定された場合、建築士は、当該区域内において市町村が条例で定める用途に供する建築物の建築で、当該条例で定める規模以上のものに係る設計を行うときは、建築主に対し、当該建築物に設置することができる再エネ

第4 コラム

利用設備について、書面での説明義務が発生します。

イ 促進計画に即して建築物に再エネ利用設備を設置する際の建築基準法の形態規制（建築物の高さ・容積率・建ぺい率）の特例許可

市町村が、促進計画を作成し公表したときは、公表の日以降、再エネ利用促進区域内の建築物に対して、促進計画に定めた建築基準法の形態規制（建築物の高さ・容積率・建ぺい率）の特例許可の適用対象となります。

（3） 促進計画策定の流れと主な特例許可の例

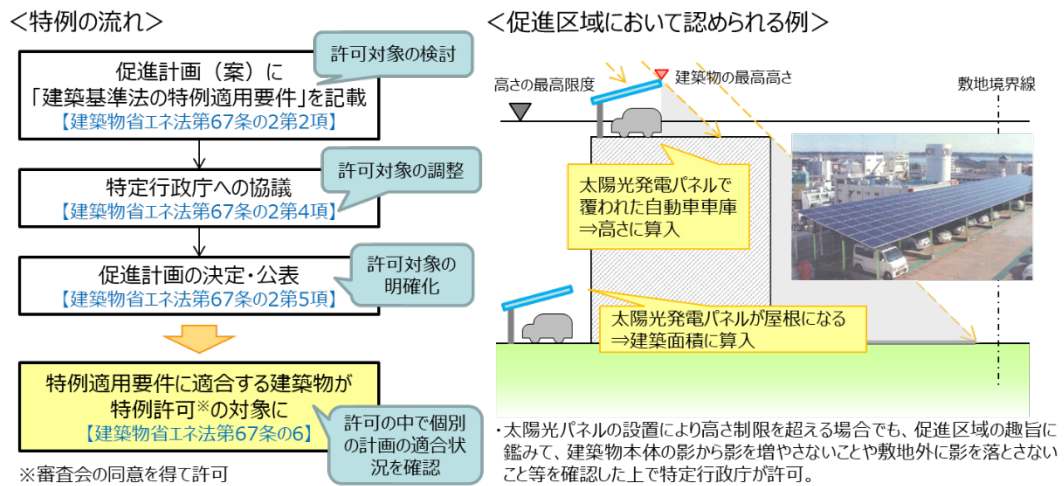


図 4-3 促進計画策定の流れと主な特例許可の例

（4） 建築物省エネ法に基づく再エネ利用促進区域制度と地球温暖化対策推進法に基づく促進区域との関係について

再エネ利用促進区域の設定に当たっては、①再エネ利用設備の設置ポテンシャル、②関係法令等による土地利用規制・建築行為の制限等の有無、③地域住民等の意向等、地域の実情を踏まえて検討するとなるため、地球温暖化対策推進法に基づく促進区域の設定とあわせて検討し、促進区域設定に係る検討体制の活用や、促進区域から除外すべき区域を参照することが想定されます。両制度の仕組みに留意しつつ、効率的・効果的に区域設定がなされることが望ましいと考えられます。

ア 計画の検討体制について

建築物省エネ法に基づく再エネ利用促進区域と地球温暖化対策推進法に基づく促進区域は、それぞれの法目的は異なるものの、再生可能エネルギーの利用を促進

第4 コラム

するという観点では双方の促進区域制度が整合性を確保した形で推進されるよう、促進計画の作成にあたり、建築行政を担当する部局と、地球温暖化対策の観点から再生可能エネルギーの導入促進を担当する部局との連携が図られることが望ましいと考えられます。

イ 促進区域を設定する際の留意点について

再エネ利用促進区域は、建築物を含む土地等が促進区域の対象となりうることが想定されます。一方、地球温暖化対策推進法に基づく促進区域は、建築物の敷地以外の土地も含め、再生可能エネルギーの活用に取り組む区域とされていることから、再エネ利用促進区域を含むことが想定されます。地球温暖化対策推進法に基づく促進区域の種類のうち、特に「地区・街区指定型」により設定された区域等は、再エネ利用促進区域の設定において活用できる可能性が高いと考えられます。

一方で、再エネ利用促進区域と、地球温暖化対策推進法に基づく促進区域では、以下のような違いがあるため、留意する必要があります。

- ・再エネ利用促進区域では、建築物に設置する太陽光発電設備等のみが対象ですが、温対法上の促進区域では野立ての太陽光発電設備等も対象に含まれます。
- ・地球温暖化対策推進法に基づく促進区域は、国や都道府県が定める環境配慮基準に基づき設定する必要がありますが、再エネ利用促進区域として設定できないエリアは法令上定めがありません。

ウ 計画の一体的策定について

地球温暖化対策推進法第21条第8項において、温室効果ガスの排出の量の削減等に関係のある施策について、地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の量の削減等が行われるよう配意するよう定められています。これらを踏まえ、地方公共団体実行計画と建築物再生可能エネルギー利用促進計画との内容の整合性を図ることが望まれるとともに、両者を一体的に策定することも可能です。

【参考】

国土交通省：【建築物省エネ法第67条の2～第67条の6】建築物再生可能エネルギー利用促進区域および関連情報

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/03.html>

8 地熱発電における協議会について

地熱開発と温泉事業が共存・共栄するためには、各種調査やモニタリングの結果などもふまえた関係者間の合意形成が必要不可欠であることから、前述の「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）」においては、地熱発電事業者や温泉事業者に加え、地方公共団体などの第三者を加えた場（協議会等）の設置を推奨し、協議会等において地熱開発に伴う温泉や噴気への影響に関する検証結果、地熱発電の現状報告と将来計画等の説明・報告等を通じて、事業検討のなるべく早い段階から関係者間の合意形成を図っていくことの重要性やその具体的な進め方等を記載しています（表4-2 参照）。

表4-2 地熱発電における協議会について

項目	概要
タイミング	・ 広域調査段階、概査段階、精査段階などの掘削許可申請を行う前段階及び発電所運転以降に開催する。 ・ なるべく早い段階で設置することが望ましい。
構成するステークホルダー	・ 地方公共団体をはじめ地熱専門家等の有識者、温泉事業者など幅広い関係者が参画する。 ・ また、開発対象の地熱貯留層が複数の都道府県・市町村にまたがる場合も考えられるため、そのような場合は、発電所建設地における都道府県・市町村のみでなく、当該地熱貯留層がまたがる都道府県・市町村も協議会等に参画するべきである。
議論すべき事項	・ 掘削を伴わない広域調査の段階においても、調査目的や調査内容、今後の抗井掘削等の調査計画等を共有する。 ・ 発電所運転開始以降も、生産井の噴出量や温度、地熱貯留層の動態、周辺既存源泉や地表部の徴候を対象とするモニタリングを実施し、結果を定期的に協議会において公表し、関係者の保有するデータも併せて意見交換を行うことにより、影響を評価しつつ運転や全体計画を見直す「順応的管理」を進めるべき。 ・ モニタリング実施者やデータの公開方法についても協議会の合意に基づくことが適当。 ・ 地域の地熱資源のカスケード利用をはじめとする有効活用や保護対策（観測井設置等）、温泉への著しい変化等が生じた場合の当面の対応方法や、原因調査及び確認の仕組み、温泉への影響が確認された場合の補償の在り方も含めた対処方針等についても予め協議会等の枠組みの中で定めておくことが望ましい。 ・ 相互理解を図るため、温泉と地熱開発の科学的関係を内容とするセミナーを開催するの一案。 ・ 地域の実情に応じた温泉資源保護のための集中管理などの地域共有の課題についても関係者間で協議することが有用。

第4 コラム

合意形成の仕組みは、調査・開発の段階や地元状況に応じて適切な形をとることが必要です。参考として、協議会体制の構築例を示します（図 4-4、5 参照）。状況によっては、関係者への個別説明や住民説明会等の開催なども考えられますが、いずれの方法であっても、連絡・相談を密にすることが肝要です。協議会等の合意形成の仕組みは、地熱資源開発の過程のなるべく早い段階から設置することが望ましく、これには地元都道府県・市町村の果たす役割が大きいと考えられます。

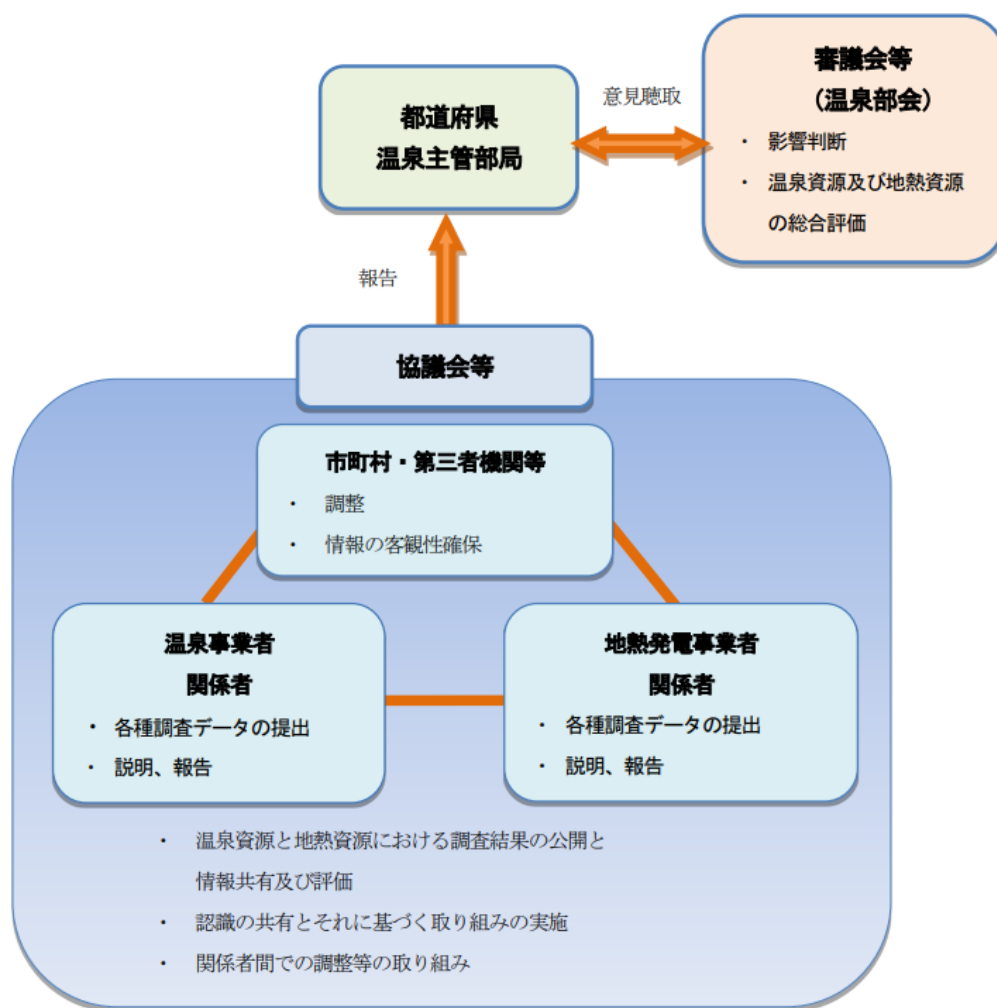


図 4-4 協議会体制の構築例①

出典：環境省自然環境局「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）（改訂）（令和 5 年 3 月）」

<<https://www.env.go.jp/nature/onsen/pdf/guideline202303.pdf>>

第4 コラム

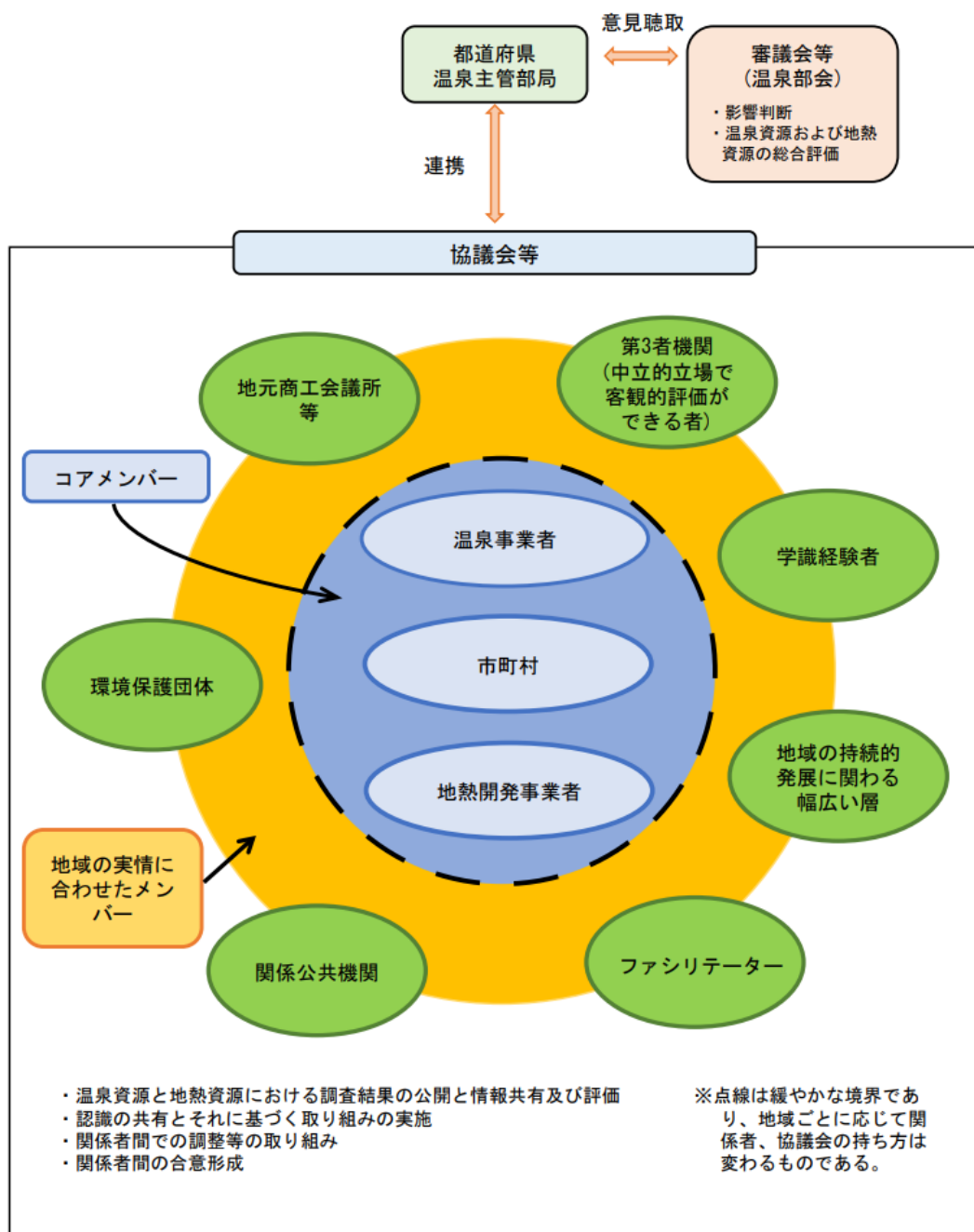


図 4-5 協議会体制の構築例②

出典：環境省自然環境局「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）（改訂）（令和5年3月）」

<<https://www.env.go.jp/nature/onsen/pdf/guideline202303.pdf>>

9 促進事業計画の認定と土地権利の取得について

促進事業計画の認定に当たっては、促進事業の円滑かつ確実な実施の確保を図る観点から、地域脱炭素化促進施設等を設置する場所について所有権その他の使用の権限を有するか、又はこれを確実に取得することができると認められること（以下本コラムにおいて「土地権利の取得」という。）を基準のひとつとして定めています。

この点、国有林野の貸付け又は使用の手続きなど他法令に基づく手続との関係により、促進事業計画の認定申請前に土地権利の取得が明らかに困難となる場合であって、当該地権者が公共機関であるとき、促進事業計画の認定申請に当たっては、当該公共機関において交付する「土地の貸付け等に関する協議を開始している旨の証明書」を添付することで、土地権利の取得の要件を確認することで差し支えないこととします。

また、法又は条例アセスメントが求められている事業については、土地の譲渡又は賃貸予定証明書（参考様式：【賃貸／譲渡】予定証明書）等を添付することで、同要件を確認することで差し支えないこととします。

ただし、促進事業を円滑かつ確実に実施する観点から、市町村が認定する際には、当該土地の貸付け等に係る契約締結等を行った後、速やかにそのことがわかる書類の写しの提出を求めることとします。事後的に契約がなされなかった場合は、認定を取消すことができます。

<参考>

国有林野の貸付け又は使用を伴う促進事業計画の認定申請をしようとする場合は、国有林野の貸付け又は使用の事前相談または手続を開始していることを証明する書類の交付を当該国有林野を管轄する森林管理署等から受けることができます。証明書の交付を依頼する場合の窓口等は、以下の HP に掲載されています。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/gaiyo/kasituke/kokuyuurinyanokat-suyou.html>

第5 法令

1 地球温暖化対策推進法（抄）

（定義）

第二条

- 6 この法律において「地域脱炭素化促進事業」とは、太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、地域の自然的社会的条件に適したものの利用による地域の脱炭素化（次条に規定する脱炭素社会の実現に寄与することを旨として、地域の自然的社会的条件に応じて当該地域における社会経済活動その他の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出の量の削減等を行うことをいう。以下同じ。）のための施設として環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるもの（以下「地域脱炭素化促進施設」という。）の整備及びその他の地域の脱炭素化のための取組を一体的に行う事業であって、地域の環境の保全のための取組並びに地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組を併せて行うものをいう。

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条

- 3 都道府県及び指定都市等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。以下同じ。）は、地方公共団体実行計画において、前項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。
- 一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項
 - 二 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進に関する事項
 - 三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
 - 四 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項
 - 五 前各号に規定する施策の実施に関する目標
- 4 市町村（指定都市等を除く。）は、地方公共団体実行計画において、第二項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量

の削減等を行うための施策に関する事項として前項各号に掲げるものを定めるよう努めるものとする。

- 5 市町村は、地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項を定める場合においては、地域脱炭素化促進事業の促進に関する次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

- 一 地域脱炭素化促進事業の目標
- 二 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）
- 三 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模
- 四 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項
- 五 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき次に掲げる取組に関する事項
 - イ 地域の環境の保全のための取組
 - ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

- 6 共同して地方公共団体実行計画を策定する都道府県及びその区域内の市町村は、当該地方公共団体実行計画において前項各号に掲げる事項を定めることができる。

- 7 促進区域は、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める基準に従い、かつ、都道府県が第三項第一号に掲げる事項として促進区域の設定に関する基準を定めた場合にあっては、当該基準に基づき、定めるものとする。

- 8 前項に規定する都道府県の基準は、環境省令で定めるところにより、同項の環境省令で定める基準に即して、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して定めるものとする。

- 9 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の量の削減等が行われるよう配慮するものとする。

- 10 市町村は、その地方公共団体実行計画の策定に当たっては、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の市町村の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。

- 11 都道府県及び市町村（地方公共団体実行計画において、第三項各号又は第五項各号に掲げる事項を定めようとする市町村に限る。次項において同じ。）は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

- 12 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

- 13 都道府県又は市町村が地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項（都道府県にあっては、第七項に規定する都道府県の基準を含む。）又は第五項各号

に掲げる事項を定めようとする場合において、第二十二條第一項に規定する地方公共団体実行計画協議会が組織されているときは、当該都道府県又は市町村は、これらの事項について当該地方公共団体実行計画協議会における協議をしなければならない。

14 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

15 第十項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

16 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

17 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は温室効果ガスの排出の量の削減等に関し意見を述べることができる。

18 前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画について必要な事項は、環境省令で定める。

（農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の特例）

第二十一条の二 市町村が、地方公共団体実行計画において、前条第五項第五号ロに掲げる事項に促進区域（農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）第五条第五項の農林水産省令で定める基準に適合する区域に限る。）においてその実施を促進する地域脱炭素化促進事業（同法第三条第二項に規定する再生可能エネルギー発電設備（以下この項において「再生可能エネルギー発電設備」という。）の整備を含むものに限る。）と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項を定めた場合であって、当該地方公共団体実行計画のうち前条第五項各号に掲げる事項が同法第四条第一項に規定する基本方針に適合するときは、当該地方公共団体実行計画に定められた再生可能エネルギー発電設備の整備（当該市町村が作成した同法第五条第一項に規定する基本計画（以下この項において「基本計画」という。）に定められているものを除く。）については、当該地方公共団体実行計画を基本計画とみなして、同法第七条（第四項第一号、第三号、第四号及び第七号から第九号まで、第五項、第六項、第七項第一号、第二号及び第四号並びに第九項から第十五項までを除く。）、第八条、第十条、第十二条及び第十三条の規定を適用する。この場合において、同法第七条第一項中「再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者」とあるのは、「地球温暖化対策の推進に関する法律第二十二條の二第三項の規定により認定され

た同条第一項に規定する地域脱炭素化促進事業計画に従って再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者」とする。

- 2 前項に規定する場合においては、市町村は、地方公共団体実行計画において、前条第二項各号、第三項各号及び第五項各号に掲げる事項のほか、当該市町村が行う農林地所有権移転等促進事業（農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第五条第四項に規定する農林地所有権移転等促進事業をいう。）に関する同法第五条第四項各号に掲げる事項を定めることができる。
- 3 地方公共団体実行計画において前項に規定する事項を定めた市町村については、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第十六条第一項に規定する計画作成市町村とみなして、同条から第十九条までの規定を適用する。この場合において、同法第十六条第一項及び第三項第一号中「基本計画」とあるのは、「地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一条の二第一項の規定により基本計画とみなされた地方公共団体実行計画」とする。

（地方公共団体実行計画協議会）

第二十二條 地方公共団体実行計画を策定しようとする都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地方公共団体実行計画の策定及び実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下「地方公共団体実行計画協議会」という。）を組織することができる。

- 2 地方公共団体実行計画協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - 一 地方公共団体実行計画を策定しようとする都道府県及び市町村
 - 二 関係行政機関、関係地方公共団体、第三十七条第一項に規定する地球温暖化防止活動推進員、第三十八条第一項に規定する地域地球温暖化防止活動推進センター、地域脱炭素化促進事業を行うと見込まれる者その他の事業者、住民その他の当該地域における地球温暖化対策の推進を図るために関係を有する者
 - 三 学識経験者その他の当該都道府県及び市町村が必要と認める者
- 3 主務大臣は、地方公共団体実行計画の策定が円滑に行われるように、地方公共団体実行計画協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言、資料の提供その他の協力を行うことができる。
- 4 地方公共団体実行計画協議会において協議が調った事項については、地方公共団体実行計画協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画協議会の運営に関し必要な事項は、地方公共団体実行計画協議会が定める。

（地域脱炭素化促進事業計画の認定）

第二十二條の二 地域脱炭素化促進事業を行おうとする者は、単独で又は共同して、地

方公共団体実行計画協議会が組織されているときは当該地方公共団体実行計画協議会における協議を経て、環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、当該地域脱炭素化促進事業の実施に関する計画（以下「地域脱炭素化促進事業計画」という。）を作成し、地方公共団体実行計画（第二十一条第五項各号に掲げる事項が定められたものに限る。以下この条において同じ。）を策定した市町村（以下「計画策定市町村」という。）の認定を申請することができる。

2 地域脱炭素化促進事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 地域脱炭素化促進事業の目標（温室効果ガスの排出の量の削減等に関する目標を含む。）
- 三 地域脱炭素化促進事業の実施期間
- 四 整備をしようとする地域脱炭素化促進施設の種類及び規模その他の当該地域脱炭素化促進施設の整備の内容
- 五 前号の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容
- 六 第四号の整備及び前号の取組の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積又は水域の範囲
- 七 第四号の整備及び第五号の取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- 八 第四号の整備と併せて実施する次に掲げる取組に関する事項
 - イ 地域の環境の保全のための取組
 - ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組
- 九 その他環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める事項

3 計画策定市町村は、第一項の規定による申請があった場合において、その申請に係る地域脱炭素化促進事業計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 地域脱炭素化促進事業計画の内容が地方公共団体実行計画に適合すること。
- 二 地域脱炭素化促進事業計画に記載された地域脱炭素化促進事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 三 その他環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合すること。

4 計画策定市町村は、前項の認定をしようとする場合において、その申請に係る地域脱炭素化促進事業計画に記載された第二項第四号の整備又は同項第五号の取組に係る行為が次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該地域脱炭素化促進事業計画について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、そ

の同意を得なければならない。

- 一 温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第三条第一項又は第十一条第一項の許可を受けなければならない行為 都道府県知事
- 二 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となっている同項に規定する民有林（保安林（同法第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林をいう。以下同じ。）並びに同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林（森林法第二条第一項に規定する森林をいう。）を除く。第二十二條の七第一項において「対象民有林」という。）において行う行為であって、森林法第十条の二第一項の許可を受けなければならないもの 都道府県知事
- 三 保安林において行う行為であって、森林法第三十四条第一項又は第二項の許可を受けなければならないもの 都道府県知事
- 四 農地（耕作（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下この号において同じ。）の目的に供される土地をいう。以下同じ。）を農地以外のものにし、又は農用地（農地又は採草放牧地（農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得する行為であって、同法第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないもの 都道府県知事
- 五 国立公園（自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二条第二号に規定する国立公園をいう。第二十二條の九において同じ。）の区域内において行う行為であって、同法第二十条第三項の許可を受けなければならないもの又は同法第三十三条第一項の届出をしなければならないもの 環境大臣
- 六 国定公園（自然公園法第二条第三号に規定する国定公園をいう。第二十二條の九において同じ。）の区域内において行う行為であって、同法第二十条第三項の許可を受けなければならないもの又は同法第三十三条第一項の届出をしなければならないもの 都道府県知事
- 七 宅地造成等工事規制区域（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十条第一項の宅地造成等工事規制区域をいう。第二十二條の十第一項において同じ。）内において行う行為であって、同法第十二条第一項の許可を受けなければならないもの 都道府県知事
- 八 特定盛土等規制区域（宅地造成及び特定盛土等規制法第二十六条第一項の特定盛土等規制区域をいう。第二十二條の十第二項において同じ。）内において行う

行為であって、同法第三十条第一項の許可を受けなければならないもの 都道府県知事

九 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十三条の二（同法第百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の登録を受けなければならない行為
河川管理者（同法第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者（同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は指定都市の長が同条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。）に係る同法第二十三条の二の登録を行う場合にあっては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長）をいう。第八項において同じ。）

十 熱回収（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第九条の二の四第一項に規定する熱回収をいう。第二十二條の十二第一項において同じ。）を行う行為（申請者が同法第九条の二の四第一項又は第十五条の三の三第一項の認定を受けることを希望する場合に限る。） 都道府県知事

十一 指定区域（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十七第一項の指定区域をいう。第二十二條の十二第二項において同じ。）内において行う行為であって、同法第十五条の十九第一項の届出をしなければならないもの 都道府県知事

5 都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係る地域脱炭素化促進事業計画についての協議があった場合において、当該協議に係る第二項第四号の整備又は同項第五号の取組に係る行為が、それぞれ当該各号に定める要件に該当するものであると認めるときは、前項の同意をするものとする。

一 前項第一号に掲げる行為 温泉法第四条第一項（同法第十一条第二項又は第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により同法第三条第一項又は第十一条第一項の許可をしなければならない場合に該当すること。

二 前項第二号に掲げる行為 森林法第十条の二第二項の規定により同条第一項の許可をしなければならない場合に該当すること。

三 前項第三号に掲げる行為 森林法第三十四条第三項若しくは第四項の規定により同条第一項の許可をしなければならない場合又は同条第五項の規定により同条第二項の許可をしなければならない場合に該当すること。

四 前項第七号に掲げる行為 宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第二項の規定により同条第一項の許可をしてはならない場合に該当しないこと。

五 前項第八号に掲げる行為 宅地造成及び特定盛土等規制法第三十条第二項の規定により同条第一項の許可をしてはならない場合に該当しないこと。

六 前項第十号に掲げる行為 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の二の四第一項又は第十五条の三の三第一項の認定を受けることができる場合に該当

すること。

- 6 都道府県知事は、第四項第四号に掲げる行為に係る地域脱炭素化促進事業計画についての協議があった場合において、当該協議に係る第二項第四号の整備又は同項第五号の取組に係る行為が、次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、第四項の同意をするものとする。
 - 一 農地を農地以外のものにする場合にあっては、農地法第四条第六項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。
 - 二 農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあっては、農地法第五条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。
- 7 環境大臣又は都道府県知事は、第四項第五号又は第六号に掲げる行為（自然公園法第二十条第三項の許可に係るものに限る。）に係る地域脱炭素化促進事業計画についての協議があった場合において、当該協議に係る第二項第四号の整備又は同項第五号の取組に係る行為が、同条第四項の規定により同条第三項の許可をしてはならない場合に該当しないと認めるときは、第四項の同意をするものとする。
- 8 河川管理者は、第四項第九号に掲げる行為に係る地域脱炭素化促進事業計画の協議があった場合において、当該協議に係る第二項第四号の整備に係る行為が、河川法第二十三条の四の規定により同法第二十三条の二の登録を拒否しなければならない場合に該当しないと認めるときは、第四項の同意をするものとする。
- 9 都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係る地域脱炭素化促進事業計画についての協議があった場合において、第四項の同意をしようとするときは、それぞれ当該各号に定める者に協議しなければならない。
 - 一 第四項第一号に掲げる行為（隣接都府県における温泉（温泉法第二条第一項に規定する温泉をいう。）の湧出量、温度又は成分に影響を及ぼすおそれがある場合に限る。） 環境大臣
 - 二 第四項第四号に掲げる行為（当該行為に係る土地に四ヘクタールを超える農地が含まれる場合に限る。） 農林水産大臣
- 10 環境大臣は、前項第一号の規定による協議を受けたときは、関係都府県の利害関係者の意見を聴かなければならない。
- 11 都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係る地域脱炭素化促進事業計画についての協議があった場合において、第四項の同意をしようとするときは、それぞれ当該各号に定める者の意見を聴かなければならない。
 - 一 第四項第一号に掲げる行為 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第五十一条第一項の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関
 - 二 第四項第二号に掲げる行為 都道府県森林審議会
 - 三 第四項第四号に掲げる行為 農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二

- 十六年法律第八十八号) 第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長。次項及び第十三項において同じ。)
- 12 農業委員会は、前項（第三号に係る部分に限る。以下この項及び次項において同じ。）の規定により意見を述べようとするとき（前項の協議に係る同号に掲げる行為が三十アールを超える農地が含まれる土地に係るものであるときに限る。）は、あらかじめ、農業委員会等に関する法律第四十三条第一項に規定する都道府県機構（次項において「都道府県機構」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、同法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。
- 13 前項に定めるもののほか、農業委員会は、第十一項の規定により意見を述べるため必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聴くことができる。
- 14 計画策定市町村が農地法第四条第一項に規定する指定市町村（以下「指定市町村」という。）である場合における第三項及び第四項の規定の適用については、第三項中「要件」とあるのは「要件及び第六項各号に掲げる要件」と、第四項中「次の各号」とあり、及び「当該各号」とあるのは「第一号から第三号まで及び第五号から第十一号まで」とする。
- 15 第九項及び第十一項から第十三項までの規定は、指定市町村である計画策定市町村が地域脱炭素化促進事業計画（第四項第四号に掲げる行為に係る部分に限る。）について第三項の認定をしようとするときについて準用する。この場合において、第九項中「次の各号」とあるのは「第二号」と、「それぞれ当該各号」とあるのは「同号」と、第十一項中「次の各号」とあるのは「第三号」と、「それぞれ当該各号」とあるのは「同号」と読み替えるものとする。
- 16 計画策定市町村が指定都市等である場合における第三項及び第四項の規定の適用については、第三項中「要件」とあるのは「要件並びに第五項第四号及び第五号に定める要件」と、第四項中「次の各号」とあり、及び「当該各号」とあるのは「第一号から第六号まで及び第九号から第十一号まで」とする。
- 17 計画策定市町村が都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第八十七条の二第一項の規定によりその長が同項に規定する宅地造成等関係行政事務を処理する市町村である場合における第三項及び第四項の規定の適用については、第三項中「要件」とあるのは「要件及び第五項第四号に定める要件」と、第四項中「次の各号」とあり、及び「当該各号」とあるのは「第一号から第六号まで及び第八号から第十一号まで」とする。
- 18 計画策定市町村が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四条の二第一項の政令で定める市である場合における第三項及び第四項の規定の適用については、第三項中「要件」とあるのは「要件及び第五項第六号に定める要件」と、第四項中「次の各号」とあり、及び「当該各号」とあるのは「第一号から第九号まで」とする。

- 19 計画策定市町村は、第三項の規定による認定をしたときは、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に対し、速やかに、その旨を通知するとともに、当該認定に係る地域脱炭素化促進事業計画に記載された事項のうち環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるものを公表するものとする。

(地域脱炭素化促進事業計画の変更等)

第二十二條の三 前条第三項の認定を受けた者（以下「認定地域脱炭素化促進事業者」という。）は、当該認定に係る地域脱炭素化促進事業計画を変更しようとするときは、地方公共団体実行計画協議会が組織されているときは当該地方公共団体実行計画協議会における協議を経て、環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、計画策定市町村の認定を受けなければならない。ただし、環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 認定地域脱炭素化促進事業者は、前項ただし書の環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を計画策定市町村に届け出なければならない。

- 3 計画策定市町村は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第三項の認定を取り消すことができる。

一 認定地域脱炭素化促進事業者が前条第三項の認定に係る地域脱炭素化促進事業計画（第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定地域脱炭素化促進事業計画」という。）に従って地域脱炭素化促進事業を行っていないとき。

二 認定地域脱炭素化促進事業計画が前条第三項第一号から第三号までのいずれかに該当しないものとなったとき。

- 4 計画策定市町村は、前項の規定による認定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に通知するとともに、公表するものとする。

- 5 前条第三項から第十九項までの規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。

(地域脱炭素化促進事業計画の認定の特例)

第二十二條の四 地方公共団体が、単独で又は当該地方公共団体以外の者と共同して、地域脱炭素化促進事業計画を作成し、又は変更しようとするときは、第二十二條の二第一項又は前条第一項の規定にかかわらず、当該地域脱炭素化促進事業計画について当該地方公共団体が計画策定市町村の長と協議し、その協議が成立することをもって、第二十二條の二第三項又は前条第一項の認定があったものとみなす。

- 2 第二十二條の二第四項から第十九項までの規定は、計画策定市町村が前項の規定による協議を受けた場合について準用する。

(数市町村にわたる事項の処理等)

第二十二條の五 二以上の計画策定市町村の区域（第二十一條第六項の規定により地方公共団体実行計画において定められた促進区域内に限る。）内において地域脱炭素化促進事業を行おうとする者が、地域脱炭素化促進事業計画を作成し、第二十二條の二第三項の認定を受ける場合には、同条、第二十二條の三、第二十二條の十五及び第二十二條の十六の規定において計画策定市町村又は計画策定市町村の長の権限に属させた事項は、当該計画策定市町村が属する都道府県又は都道府県知事が処理する。

- 2 都道府県は、前項の規定により第二十二條の二第三項の認定（第二十二條の三第一項の規定による変更の認定を含む。以下この条において同じ。）をしようとするときは、あらかじめ当該認定に係る計画策定市町村の長に協議し、その同意を得なければならない。
- 3 計画策定市町村の長は、前項の規定による協議があった場合において、当該協議に係る地域脱炭素化促進事業計画が第二十二條の二第三項第一号に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、前項の同意をするものとする。
- 4 都道府県が、第一項の規定により第二十二條の二第三項の認定をしようとする場合（計画策定市町村が指定市町村、指定都市等、都市再生特別措置法第八十七條の二第一項の規定によりその長が同項に規定する宅地造成等関係行政事務を処理する市町村又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四條の二第一項の政令で定める市である場合を除く。）における第二十二條の二第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項中「要件」とあるのは「要件、第五項各号に定める要件、第六項各号に掲げる要件及び第七項に規定する要件」と、同条第四項中「次の各号」とあり、及び「当該各号」とあるのは「第五号及び第九号」とする。
- 5 都道府県が、第一項の規定により第二十二條の二第三項の認定をしようとする場合（計画策定市町村が指定市町村である場合に限る。）における同項並びに同条第四項及び第六項の規定の適用については、同条第三項中「要件」とあるのは「要件、第五項各号に定める要件及び第七項に規定する要件」と、同条第四項中「次の各号」とあり、及び「当該各号」とあるのは「第四号、第五号及び第九号」と、同項第四号及び同条第六項中「都道府県知事」とあるのは「指定市町村の長」とする。
- 6 都道府県が、第一項の規定により第二十二條の二第三項の認定をしようとする場合（計画策定市町村が指定都市等である場合に限る。）における同項から同条第五項までの規定の適用については、同条第三項中「要件」とあるのは「要件、第五項第一号から第三号まで及び第六号に定める要件、第六項各号に掲げる要件並びに第

七項に規定する要件」と、同条第四項中「次の各号」とあり、及び「当該各号」とあるのは「第五号及び第七号から第九号まで」と、同項第七号及び第八号並びに同条第五項中「都道府県知事」とあるのは「指定都市等の長」と、同項中「次の各号」とあり、及び「当該各号」とあるのは「第四号及び第五号」とする。

- 7 都道府県が、第一項の規定により第二十二条の二第三項の認定をしようとする場合（計画策定市町村が都市再生特別措置法第八十七条の二第一項の規定によりその長が同項に規定する宅地造成等関係行政事務を処理する市町村である場合に限る。）における第二十二条の二第三項から第五項までの規定の適用については、同条第三項中「要件」とあるのは「要件、第五項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に定める要件、第六項各号に掲げる要件並びに第七項に規定する要件」と、同条第四項中「次の各号」とあり、及び「当該各号」とあるのは「第五号、第七号及び第九号」と、同項第七号及び同条第五項中「都道府県知事」とあるのは「都市再生特別措置法第八十七条の二第一項の規定によりその長が同項に規定する宅地造成等関係行政事務を処理する市町村の長」と、同項中「次の各号」とあり、及び「それぞれ当該各号」とあるのは「第四号」とする。
- 8 都道府県が、第一項の規定により第二十二条の二第三項の認定をしようとする場合（計画策定市町村が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四条の二第一項の政令で定める市である場合に限る。）における第二十二条の二第三項から第五項までの規定の適用については、同条第三項中「要件」とあるのは「要件、第五項第一号から第五号までに定める要件、第六項各号に掲げる要件及び第七項に規定する要件」と、同条第四項中「次の各号」とあり、及び「当該各号」とあるのは「第五号及び第九号から第十一号まで」と、同項第十号及び第十一号中「都道府県知事」とあるのは「同法第二十四条の二第一項の政令で定める市の長」と、同条第五項中「都道府県知事」とあるのは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四条の二第一項の政令で定める市の長」と、「次の各号」とあり、及び「それぞれ当該各号」とあるのは「第六号」とする。
- 9 第二十二条の二第九項から第十三項までの規定は、都道府県が第一項の規定により地域脱炭素化促進事業計画（第五項に規定する場合にあっては、同条第四項第四号に掲げる行為に係る部分を除く。）について同条第三項の認定をしようとするときについて準用する。
- 10 第二十二条の二第九項及び第十一項から第十三項までの規定は、第五項に規定する場合において、指定市町村が地域脱炭素化促進事業計画（同条第四項第四号に掲げる行為に係る部分に限る。）について同条第四項の同意をしようとするときについて準用する。この場合において、同条第九項及び第十一項中「都道府県知事」とあるのは「指定市町村の長」と、同条第九項中「次の各号」とあり、及び「それぞれ当該各号」とあるのは「第二号」と、同条第十一項中「次の各号」とあり、及び

「それぞれ当該各号」とあるのは「第三号」と読み替えるものとする。

(温泉法の特例)

第二十二條の六 認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って第二十二條の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組を行うため温泉法第三条第一項又は第十一条第一項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、これらの許可があったものとみなす。

(森林法の特例)

第二十二條の七 認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って対象民有林において第二十二條の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組を行うため森林法第十条の二第一項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、当該許可があったものとみなす。

- 2 認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って保安林において第二十二條の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組を行うため森林法第三十四条第一項又は第二項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、これらの許可があったものとみなす。

(農地法の特例)

第二十二條の八 認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って第二十二條の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合には、農地法第四条第一項の許可があったものとみなす。

- 2 認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って第二十二條の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組の用に供することを目的として農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第五条第一項の許可があったものとみなす。

(自然公園法の特例)

第二十二條の九 認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って国立公園又は国定公園の区域内において第二十二條の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組を行うため自然公園法第二十条第三項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、当該許可があったものとみなす。

- 2 認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って国立公園又は国定公園の区域内において第二十二條の二第二項第四号の整備又は同項第

五号の取組のため行う行為については、自然公園法第三十三条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

（宅地造成及び特定盛土等規制法の特例）

第二十二条の十 認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って宅地造成等工事規制区域内において第二十二条の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組を行うため宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、当該許可があったものとみなす。

- 2 認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って特定盛土等規制区域内において第二十二条の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組を行うため宅地造成及び特定盛土等規制法第三十条第一項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、当該許可があったものとみなす。

（河川法の特例）

第二十二条の十一 認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って第二十二条の二第二項第四号の整備のため河川法第二十三条の二の登録を受けなければならない行為を行う場合には、当該登録があったものとみなす。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の特例）

第二十二条の十二 認定地域脱炭素化促進事業者（第二十二条の二第一項若しくは第二十二条の三第一項の規定による申請又は第二十二条の四第一項の規定による協議において廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の二の四第一項又は第十五条の三の三第一項の認定を受けることを希望していた者に限る。）が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って第二十二条の二第二項第四号の整備に係る行為として熱回収を行う場合には、これらの規定による認定があったものとみなす。

- 2 認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って指定区域内において第二十二条の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組のため行う行為については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十九第一項の規定は、適用しない。

（環境影響評価法の特例）

第二十二条の十三 環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二章第一節の規定は、認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行う第二十二条の二第二項第四号の整備（第二十一条第七項に規定する都道府県の基準が定められた都道府県の区域内において行うものに限る。）については、適用しない。

(援助)

第二十二条の十四 国及び都道府県は、市町村に対し、地方公共団体実行計画の策定及びその円滑かつ確実な実施に関し必要な情報提供、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(指導及び助言)

第二十二条の十五 計画策定市町村は、認定地域脱炭素化促進事業者に対し、認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行われる第二十二条の二第二項第四号の整備、同項第五号の取組並びに同項第八号イ及びロに掲げる取組の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告の徴収)

第二十二条の十六 計画策定市町村の長は、認定地域脱炭素化促進事業者に対し、認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行われる第二十二条の二第二項第四号の整備、同項第五号の取組並びに同項第八号イ及びロに掲げる取組の実施状況について報告を求めることができる。

2 地球温暖化対策推進法施行規則（抄）

（促進区域の設定に関する環境省令で定める基準）

第五条の二 法第二十一条第七項の環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 促進区域（法第二十一条第五項第二号に規定する促進区域をいう。以下同じ。）に次に掲げる区域が含まれないこと。
 - イ 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第十四条第一項の規定により指定された原生自然環境保全地域及び同法第二十二条第一項の規定により指定された自然環境保全地域
 - ロ 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十一条第一項の規定により指定された特別保護地区、同法第二十二条第一項の規定により指定された海域公園地区及び自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）第九条の十二第一号に規定する第一種特別地域（第一種特別地域にあつては、地熱発電のための地下部における土石の採取を行う地域を除く。）
 - ハ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により指定された特別保護地区（国指定鳥獣保護区（同法第二十八条の二第一項に規定する国指定鳥獣保護区をいう。）に係るものに限る。）
- 二 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号。以下「種の保存法」という。）第三十七条第一項の規定により指定された管理地区
- 三 促進区域に次に掲げる区域が含まれる場合にあつては、当該促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設（法第二条第六項に規定する地域脱炭素化促進施設をいう。以下同じ。）の種類、規模その他の事項に応じ、当該地域脱炭素化促進施設の整備により次に掲げる区域の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを検討し、当該おそれがないと認められること、又は地方公共団体実行計画に法第二十一条第五項第五号イに掲げる事項として当該支障を回避するために必要な措置を定めること。
 - イ 自然公園法第二条第二号に規定する国立公園又は同条第三号に規定する国定公園の区域のうち、前号ロ以外のもの
 - ロ 種の保存法第三十九条第一項に規定する監視地区
 - ハ 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定された砂防指定地
 - ニ 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により指定された地すべり防止区域
 - ホ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域

ヘ 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項又は第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林（同法第二十五条第一項第九号に掲げる目的を達成するために指定されたものを除く。）

三 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類、規模その他の事項に応じ、当該地域脱炭素化促進施設の整備により次に掲げる環境の保全に係る支障を及ぼすおそれがあるかどうかを検討し、当該おそれがないと認められること、又は地方公共団体実行計画に法第二十一条第五項第五号イに掲げる事項として当該支障を回避するために必要な措置を定めること。

イ 種の保存法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種の生息・生育への支障

ロ 騒音その他生活環境への支障

2 促進区域は、環境に影響を及ぼすおそれが少ないと見込まれる場所から定めることを旨とするものとする。

（促進区域の設定に関する都道府県の基準の定め方）

第五条の三 法第二十一条第七項に規定する都道府県の基準（以下「都道府県基準」という。）は、次条から第五条の六までに定めるところにより、定めるものとする。

第五条の四 都道府県基準は、次に掲げる事項を旨として定めるものとする。

- 一 地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮が確保されるものであること。
- 二 当該都道府県が策定する地方公共団体実行計画に掲げる目標との整合が図られるものであること。
- 三 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーの種類ごとの潜在的な利用可能性を踏まえたものであること。
- 四 国又は地方公共団体等が有する情報及び専門家等からの聴取等により得られる客観的かつ科学的な知見に基づくものであること。

2 都道府県基準は、地域脱炭素化促進施設の種類ごとに次に掲げる事項を定めるものとする。ただし、第五条の六第一項の検討の結果、定めることを要しないと認められる事項については、この限りでない。

- 一 地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から促進区域に含めることが適切でないと認められる区域
- 二 環境配慮事項（地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮が確保されるよう考慮すべき事項をいう。以下同じ。）のうち、市町村が促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項（以下「考慮対象事項」という。）、当該考慮対象事項ごとの地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方（地域の環境の保全のための取組であって、地域の自然的社

会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置を定めるための考え方を含む。)並びに当該考慮対象事項を考慮するに当たって収集すべき情報及びその収集の方法

- 3 都道府県は、前項各号に掲げる事項を定めた場合において、必要があると認めるときは、環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）別表第一の第二欄及び第三欄に掲げる要件に該当しない地域脱炭素化促進事業において整備する地域脱炭素化促進施設について、その規模又は設置の形態若しくは場所その他の事項を勘案して検討し、その結果、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮の確保の観点から前項各号に掲げる事項のうち一部のものについて考慮を要しないと認められるものを定めることができる。この場合において、当該都道府県は、当該地域脱炭素化促進施設に係る都道府県基準として、前項各号に掲げる事項のうち必要なもの（以下「特例事項」という。）を定めることができる。
- 4 前項の地域脱炭素化促進施設及び特例事項は、第五条の六に定めるところに準じて検討し、その結果に基づいて定めるものとする。
- 5 都道府県は、第二項各号に掲げる事項を定めた場合において、必要があると認めるときは、環境影響評価法施行令別表第一の第二欄及び第三欄に掲げる要件に該当しない地域脱炭素化促進事業において整備する地域脱炭素化促進施設について、その規模又は設置の形態若しくは場所その他の事項を勘案して検討し、その結果、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮の確保の観点から第二項各号に掲げる事項（第三項の規定により特例事項を定めた場合にあっては当該特例事項を含む。）の考慮を要しないと認められるものを定めることができる。この場合において、当該都道府県は、当該地域脱炭素化促進施設に係る都道府県基準として、第五条の二各号に掲げる事項を定めるものとする。
- 6 前項の地域脱炭素化促進施設は、第五条の六に定めるところを参酌して検討し、その結果に基づいて定めるものとする。

（環境配慮事項）

第五条の五 環境配慮事項は、次の各号に掲げる地域脱炭素化促進施設の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

- 一 地域脱炭素化促進施設であって太陽光を電気に変換するもの 次に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ次に定める事項
 - イ 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する事項 次に掲げる事項
 - (1) 騒音による影響
 - (2) 水の濁りによる影響
 - (3) 重要な地形及び地質への影響
 - (4) 土地の安定性への影響

(5) 反射光による影響

□ 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する事項 次に掲げる事項

- (1) 動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響
- (2) 植物の重要な種及び重要な群落への影響
- (3) 地域を特徴づける生態系への影響

ハ 人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する事項 次に掲げる事項

- (1) 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響
- (2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響

二 地域脱炭素化促進施設であって風力を電気に変換するもの 次に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する事項 次に掲げる事項

- (1) 騒音による影響
- (2) 重要な地形及び地質への影響
- (3) 土地の安定性への影響
- (4) 風車の影による影響

□ 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する事項 次に掲げる事項

- (1) 動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響
- (2) 植物の重要な種及び重要な群落への影響
- (3) 地域を特徴づける生態系への影響

ハ 人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する事項 次に掲げる事項

- (1) 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響
- (2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響

三 地域脱炭素化促進施設であって水力を電気に変換するもの 次に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する事項 次に掲げる事項

- (1) 水の汚れによる影響
- (2) 富栄養化による影響
- (3) 水の濁りによる影響
- (4) 溶存酸素量による影響
- (5) 水温による影響

□ 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する事項 次に掲げる事項

- (1) 動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響
- (2) 植物の重要な種及び重要な群落への影響
- (3) 地域を特徴づける生態系への影響

ハ 人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する事項 次に掲げる事項

- (1) 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響

(2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響

四 地域脱炭素化促進施設であって地熱を電気に変換するもの 次に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する事項 次に掲げる事項

- (1) 硫化水素による影響
- (2) 水の汚れによる影響
- (3) 騒音による影響
- (4) 温泉への影響
- (5) 重要な地形及び地質への影響

ロ 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する事項 次に掲げる事項

- (1) 動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響
- (2) 植物の重要な種及び重要な群落への影響
- (3) 地域を特徴づける生態系への影響

ハ 人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する事項 次に掲げる事項

- (1) 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響
- (2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響

五 地域脱炭素化促進施設であってバイオマスを電気に変換するもの 次に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する事項 次に掲げる事項

- (1) 大気質への影響
- (2) 騒音による影響
- (3) 悪臭による影響

ロ 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する事項 次に掲げる事項

- (1) 動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響
- (2) 植物の重要な種及び重要な群落への影響
- (3) 地域を特徴づける生態系への影響

ハ 人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する事項 次に掲げる事項

- (1) 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響
- (2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響

六 地域脱炭素化促進施設であって再生可能エネルギー熱供給施設であるもの 地域の自然的社会的条件又は地域脱炭素化促進施設の規模その他の事項に応じて環境の保全への適正な配慮が確保されるよう考慮が必要と判断する事項

2 前項各号に掲げるもののほか、都道府県は、地域の自然的社会的条件又は地域脱炭素化促進施設の種類、規模その他の事項に応じて環境の保全への適正な配慮が確保されるよう特に考慮が必要と判断する事項について、環境配慮事項とすることができる。

(都道府県基準の検討の方法等)

第五条の六 都道府県が都道府県基準を定めるに当たっては、環境配慮事項ごとに、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮が確保されるよう検討するものとする。

2 前項の検討は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める情報その他都道府県が必要と判断するものを収集して行うものとする。

一 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する環境配慮事項のうち大気質への影響並びに硫化水素、騒音、悪臭、反射光及び風車の影による影響 住居がまとまって存在している地域の状況及び学校、病院その他環境の保全についての配慮が特に必要な施設の種類

二 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する環境配慮事項のうち水の汚れ、富栄養化、水の濁り、溶存酸素量及び水温による影響 水道原水取水地点（水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）第二条第三項に規定する取水地点をいう。）等の状況

三 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する環境配慮事項のうち温泉への影響 温泉の状況

四 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する環境配慮事項のうち重要な地形及び地質への影響 地形及び地質の状況

五 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する環境配慮事項のうち土地の安定性への影響 土地の形状が保持される性質の状況

六 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する環境配慮事項のうち動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響並びに植物の重要な種及び重要な群落への影響並びに地域を特徴づける生態系への影響 国又は地方公共団体の調査により確認された人為的な改変をほとんど受けていない自然環境、野生生物の重要な生息地又は生育地としての自然環境その他まとまって存在し生態系の保全上重要な自然環境の状況

七 人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する環境配慮事項のうち主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響 眺望の状況及び景観資源の分布状況

八 人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する環境配慮事項のうち主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響 野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況

3 前項の情報の収集は、次に掲げる方法により行うものとする。

一 国又は地方公共団体等有する文献その他の資料（法令（条例を含む。）に基づく土地利用に関する規制等の対象となる地域の指定等の状況を示した図面等を含

む。)を収集する方法

二 専門家等から科学的知見を聴取する方法

- 4 都道府県は、第一項の検討の経緯及びその内容並びに当該検討に際して参考にした資料等を適時に明らかにするものとする。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報その他公になっていない情報の公開に当たっては、当該情報のうち秘匿することが必要であるものについて必要な措置を講じるものとする。
- 5 都道府県は、地方公共団体実行計画に定めた法第二十一条第三項第五号に掲げる目標（同項第一号に規定する施策の実施に関する目標に限る。）の達成状況及び関連する施策の実施状況並びに地域の自然的社会的条件の状況を勘案しつつ、必要があると認めるときは、都道府県基準の見直しを行うものとする。

3 地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令（抄）

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 再生可能エネルギー電気 再生可能エネルギー発電施設を用いて、エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成二十一年政令第二百二十二号。以下「高度化法施行令」という。）第四条第一号から第四号まで及び第七号に掲げるものを変換して得られる電気をいう。
- 二 再生可能エネルギー熱 再生可能エネルギー熱供給施設を用いて、高度化法施行令第四条第四号から第七号までに掲げるものから得られる熱をいう。
- 三 再生可能エネルギー発電施設 高度化法施行令第四条第一号から第四号まで及び第七号に掲げるものであって地域の自然的社会的条件に適したものを電気に変換する施設及びその附属設備（再生可能エネルギー電気の発電、変電、送電又は配電に欠くことのできないものに限る。）をいう。
- 四 再生可能エネルギー熱供給施設 次に掲げるものをいう。
 - イ 高度化法施行令第四条第四号から第六号までに掲げるものであって地域の自然的社会的条件に適したものを熱として利用し又は供給するための施設
 - ロ 高度化法施行令第四条第七号に掲げるものであって地域の自然的社会的条件に適したものを熱源とする熱を利用し又は供給するための施設
- ハ 前二号に掲げるものの附属設備（再生可能エネルギー熱の利用又は供給に欠くことのできないものに限る。）
- 五 地域脱炭素化促進施設等 地域脱炭素化促進施設及び法第二十二條の二第二項第五号の取組を実施するために必要な施設（漁港（漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第二条に規定する漁港をいう。）の区域内の水域若しくは公共空地又は海岸保全区域（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域をいい、同法第四十条第一項第二号及び第三号に規定するものに限る。）以外の海域に設置されるものを除く。）をいう。

（地域脱炭素化促進施設の定義）

第二条 法第二条第六項の環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 再生可能エネルギー発電施設（高度化法施行令第四条第三号に掲げるものを電気に変換するものにあってはその出力が三万キロワット未満のものに限り、同条第四号

に掲げるものを電気に変換するものにあつては同号に掲げるものの探査に係る調査のための掘削設備を含む。以下同じ。)

二 再生可能エネルギー熱供給施設

三 前二号に掲げるものに附帯する設備又は施設であつて、蓄電池設備、蓄熱設備、水素を製造又は貯蔵する設備その他の地域の脱炭素化の促進に資するもの

(地域脱炭素化促進事業計画の認定の申請)

第三条 法第二十二条の二第一項の規定により地域脱炭素化促進事業計画の認定を申請しようとする者は、別記様式第一による申請書を計画策定市町村（法第二十二条の五第一項の規定により法第二十二条の二、第二十二条の三、第二十二条の十五及び第二十二条の十六の規定において計画策定市町村又は計画策定市町村の長の権限に属させた事項を当該計画策定市町村が属する都道府県又は都道府県知事が処理する場合にあつては、当該都道府県。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 申請者が法人である場合にあつてはその定款又はこれに代わる書面、申請者が法人でない団体である場合にあつては規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類

二 申請者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあつては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

三 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面

四 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等の規模及び構造を明らかにした図面

五 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等を設置しようとする場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができるものと認められるための書類（認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業計画に法第二十二条の二第四項第四号に掲げる行為（農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する行為に限る。）を記載する場合を除く。）

六 認定の申請に係る再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設において高度化法施行令第四条第七号に掲げるものを利用する場合にあつては、利用するものの種類ごとに、それぞれの調達先その他当該利用するものの出所に関する情報を示す書類

七 認定の申請に係る再生可能エネルギー発電施設を電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者及び同項第十三号に規定する特定送配電事業者をいう。以下同じ。）が維持し、及び運用する電線路と電氣的に接続する場合にあつては、当該接続について当該電気事業者の同意を得ていることを証明する書類の写し

- 八 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等の点検及び保守に係る体制その他の当該事業の実施体制を示す書類
- 九 認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業に係る関係法令（条例を含む。以下同じ。）に係る手続の実施状況を示す書類
- 十 認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業に係る関係法令を遵守する旨の誓約書
- 十一 前各号に掲げる書類のほか、地域脱炭素化促進事業計画に別表の上欄に掲げる行為を記載する場合にあっては、当該行為の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる書類

（地域脱炭素化促進事業計画の記載事項）

第四条 法第二十二條の二第二項第九号の環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の使用期間
- 二 整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の撤去及び原状回復に関する事項

（地域脱炭素化促進事業計画の認定基準）

第五条 法第二十二條の二第三項第二号の地域脱炭素化促進事業計画に記載された地域脱炭素化促進事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれる基準は、次のとおりとする。

- 一 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等を設置する場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができると認められること。
- 二 認定の申請に係る再生可能エネルギー発電施設を電気事業者が維持し、及び運用する電線路と電氣的に接続する場合にあっては、当該接続について電気事業者の同意を得ていること。
- 三 認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を円滑かつ確実に実施するために必要な関係法令の規定を遵守するものであること。

（地域脱炭素化促進事業計画の認定基準）

第六条 法第二十二條の二第三項第三号の環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等を適切に保守点検し、及び維持管理するため、柵又は塀の設置（当該地域脱炭素化促進施設等が、当該認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を行おうとする者その他の関係者以外の者が立ち入ることのできない場所に設置される場合を除く。）その他の必要な体制を整備し、実施するものであること。

- 二 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等には、その外部から見やすいように、当該認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を行おうとする者の氏名又は名称その他の事項について記載した標識を掲げるものであること。ただし、高度化法施行令第四条第一号に掲げるものを電気に変換する再生可能エネルギー発電施設であって、その出力が二十キロワット未満のもの又は屋根に設置されるものにあつては、この限りでない。
- 三 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等の廃棄その他の当該認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を廃止する際の地域脱炭素化促進施設等の取扱いに関する計画が適切であること。
- 四 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設の種類に応じて適切に事業を実施するものであること。
- 五 認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を営むに当たって、関係法令の規定を遵守するものであること。
- 六 認定の申請に係る書類に虚偽の記載がないこと。

(地域脱炭素化促進事業計画に係る情報の公表)

第七条 法第二十二条の二第十九項の環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 認定地域脱炭素化促進事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 認定地域脱炭素化促進事業の目標（温室効果ガスの排出の量の削減等に関する目標を含む。）
- 三 認定地域脱炭素化促進事業の実施期間
- 四 整備をしようとする地域脱炭素化促進施設の種類及び規模その他の当該地域脱炭素化促進施設の整備の内容
- 五 前号の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容
- 六 第四号の整備及び前号の取組の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積又は水域の範囲
- 七 第四号の整備と併せて実施する次に掲げる取組に関する事項
 - イ 地域の環境の保全のための取組
 - ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組
- 2 計画策定市町村は、前項各号に掲げる事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

(地域脱炭素化促進事業計画の変更の認定の申請)

第八条 法第二十二条の三第一項の規定により地域脱炭素化促進事業計画の変更の認定

を受けようとする認定地域脱炭素化促進事業者は、別記様式第三による申請書を計画策定市町村に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に計画策定市町村に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

一 地域脱炭素化促進事業計画に従って行われる次の取組の実施状況を記載した書類

イ 地域脱炭素化促進施設の整備

ロ イの整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組

ハ イの整備と併せて実施する次に掲げる取組

(1) 地域の環境の保全のための取組

(2) 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

二 第三条第二項各号に掲げる書類

(地域脱炭素化促進事業計画の軽微な変更)

第九条 法第二十二条の三第一項ただし書の環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

一 認定地域脱炭素化促進事業者の変更

二 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等の設置の場所若しくは形態、種類、規模、構造、出力又は色彩の変更（色彩の変更にあっては、認定地域脱炭素化促進事業計画に法第二十二条の二第四項第五号又は第六号に掲げる行為を記載した場合に限る。）

三 前号に掲げるもののほか、認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等に係る主要な変更

四 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等に係る保守点検及び維持管理を行う体制の変更

五 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等の撤去及び原状回復に関する事項の変更

六 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域の脱炭素化のための取組の内容の変更

七 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した次に掲げる取組に関する事項の内容の変更

イ 地域の環境の保全のための取組

ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

八 前各号に掲げるもののほか、地域脱炭素化促進事業計画に記載した内容の実質的な変更

4 高度化法施行令（抄）

（再生可能エネルギー源）

第四条 法第二条第三項の政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 太陽光
- 二 風力
- 三 水力
- 四 地熱
- 五 太陽熱
- 六 大気中の熱その他の自然界に存する熱（前二号に掲げるものを除く。）
- 七 バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（法第二条第二項に規定する化石燃料を除く。）をいう。）

第6 付録（様式・参考様式集）

第 6 付録（様式・参考様式集）

本章では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進事業計画の認定等に関する様式として、促進事業計画に係る認定申請書、促進事業計画の変更に係る認定申請書等について示します。

様式第 1	地域脱炭素化促進事業計画に係る認定申請書（法第 22 条の 2 関係）	
	別紙	地域脱炭素化促進事業計画
	別表 1	地域脱炭素化促進施設の整備を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
	別表 2	地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
様式第 2		
様式第 2 の 1	温泉法第 3 条第 1 項の特例措置（法第 22 条の 2 第 4 項第 1 号）	
様式第 2 の 2	温泉法第 11 条第 1 項の特例措置（法第 22 条の 2 第 4 項第 1 号）	
様式第 2 の 3	森林法第 10 条の 2 第 1 項の特例措置（法第 22 条の 2 第 4 項第 2 号）	
様式第 2 の 4	森林法第 34 条第 1 項の特例措置（法第 22 条の 2 第 4 項第 3 号）	
様式第 2 の 5	森林法第 34 条第 2 項の特例措置（法第 22 条の 2 第 4 項第 3 号）	
様式第 2 の 6	農地法第 4 条第 1 項の特例措置（法第 22 条の 2 第 4 項第 4 号）	
様式第 2 の 7	農地法第 5 条第 1 項の特例措置（法第 22 条の 2 第 4 項第 4 号）	
様式第 2 の 8	自然公園法第 20 条第 3 項の特例措置（法第 22 条の 2 第 4 項第 5 号又は 6 号）	
様式第 2 の 9	自然公園法第 33 条第 1 項の特例措置（法第 22 条の 2 第 4 項第 5 号又は 6 号）	
様式第 2 の 10	宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の特例措置（法第 22 条の 2 第 4 項第 7 号又は第 8 号（宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係るものに限る。））	
様式第 2 の 11	宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の特例措置（法第 22 条の 2 第 4 項第 7 号又は第 8 号（土石の堆積に関する工事に係るものに限る。））	
様式第 2 の 12	河川法第 23 条の 2 の特例措置（法第 22 条の 2 第 4 項第 9 号）	
様式第 2 の 13	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 2 の 4 第 1 項の特例措置（法第 22 条の 2 第 4 項第 10 号）	
様式第 2 の 14	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 3 の 3 第 1 項の特例措置（法第 22 条の 2 第 4 項第 10 号）	
様式第 2 の 15	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 19 第 1 項の特例措置（法第 22 条の 2 第 4 項第 11 号）	
様式第 3	地域脱炭素化促進事業計画の変更に係る認定申請書（法第 22 条の 3 第 1 項）	
—	【賃貸／譲渡】予定証明書	

第6 付録（様式・参考様式集）

別記様式第1（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2関係）

地域脱炭素化促進事業計画に係る認定申請書

年 月 日

{ 都道府県知事 }
{ 市 町 村 長 } 殿

申請者
住 所
氏 名

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の2第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので、申請します。

（備考）

- 1 「申請者」には、地域脱炭素化促進事業を実施する全ての者を記載すること。
- 2 申請者が法人又は法人でない団体である場合にあっては、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を、「住所」には「主たる事務所の所在地」を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第6 付録（様式・参考様式集）

（別紙）

地域脱炭素化促進事業計画

1 申請者の概要

申請者(代表者)	
氏名又は名称： 住所又は主たる事務所の所在地： 連絡先 電 話 番 号： E-mailアドレス： 担 当 者 名：	
共同申請者(共同して申請する者がいる場合に記載)	
氏名又は名称： 住所又は主たる事務所の所在地： 連絡先 電 話 番 号： E-mailアドレス： 担 当 者 名：	

(注)1 共同申請者が2者以上存在する場合にあっては、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 個人の場合であって、「住所」が「主たる事務所の所在地」と異なるときには、「住所」及び「主たる事務所の所在地」を併記すること。

2 地域脱炭素化促進事業の目標(温室効果ガスの排出の量の削減等に関する目標を含む。)

地域脱炭素化促進事業による温室効果ガスの排出の量の削減見込量	t-CO2
地域脱炭素化促進事業による温室効果ガスの吸収の量の見込量	t-CO2
その他地域脱炭素化促進事業に係る目標	

3 地域脱炭素化促進施設の整備の内容

(1)再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設の整備の内容

①再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設(附属設備を除く。)

番号	施設の種類	出力 (kW)／ (MJ/h)	年間発電電 力量(kWh) ／年間熱供 給量(MJ)	建築 面積	施設の用に供す る土地の所在	地番	地目		面積	水域の 範囲	氏名又 は名称	備考
							登記簿	現況				
i												
ii												
iii												

(注)1 「施設の種類」欄には、エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令(平成21年政令第222号。以下「高度化法施行令」という。)第4条を参照し、再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設において用いるものの種類を記入すること。

<参考：エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令(平成21年政令第222号)(抄)>

第4条

- 一 太陽光
- 二 風力
- 三 水力

第6 付録（様式・参考様式集）

四 地熱

五 太陽熱

六 大気中の熱その他の自然界に存する熱(前二号に掲げるものを除く。)

七 バイオマス(動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの((中略)化石燃料を除く。)をいう。)

なお、再生可能エネルギー発電施設において高度化法施行令第4条第4号に掲げるものを用いる場合にあっては、発電方式(バイナリー型、蒸気フラッシュ型等)も記載すること。再生可能エネルギー熱供給施設において高度化法施行令第4条第6号に掲げるものを用いる場合にあっては、その種類(地中熱、雪氷熱、海水熱、河川熱又は下水熱のいずれか)を記載すること。再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設において高度化法施行令第4条第7号に掲げるものを用いる場合にあっては、その種類も記載すること。

2 「氏名又は名称」欄には、再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設の整備を行う者の氏名(法人又は法人でない団体にあっては、名称)を記載すること。

3 「8 特例措置に関する事項」の(注)のいずれかに該当する行為に係る施設については、「備考」欄にその番号を記載すること。

②附属設備

番号	附属設備の種類	建築面積	附属設備の用に供する土地の所在	地番	地目		面積	水域の範囲	氏名又は名称	備考
					登記簿	現況				
a										
b										
c										

(注)1 ①の再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設と同じ土地に整備する附属設備については、附属設備の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積の欄に「○(対応する①の番号)のとおり」と記載し、別の土地に附属設備を整備する場合にあっては、対応する①の番号を「備考」欄に記載すること。

2 「氏名又は名称」欄には、附属設備の整備を行う者の氏名(法人又は法人でない団体にあっては、名称)を記載すること。

3 「8 特例措置に関する事項」の(1)～(13)に該当する行為に係る設備については、「備考」欄にその番号を記載すること。

③附帯設備・施設

番号	附帯設備・施設の種類	建築面積	附帯設備・施設の用に供する土地の所在	地番	地目		面積	水域の範囲	氏名又は名称	備考
					登記簿	現況				
a										
b										
c										

第6 付録（様式・参考様式集）

- (注)1 ①の再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設と同じ土地に整備する附帯設備・施設については、附帯設備・施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積の欄に「○(対応する①の番号)のとおり」と記載し、別の土地に附帯設備・施設を整備する場合にあっては、対応する①の番号を「備考」欄に記載すること。
- 2 「氏名又は名称」欄には、附帯設備・施設を整備を行う者の氏名(法人又は法人でない団体にあっては、名称)を記載すること。
- 3 「8 特例措置に関する事項」の(1)～(13)に該当する行為に係る設備・施設については、「備考」欄にその番号を記載すること。

(2)再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設を整備を行う期間

番号	整備を行う期間
i	年 月 日～ 年 月 日
ii	年 月 日～ 年 月 日
iii	年 月 日～ 年 月 日

- (注)1 (1)①の再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設の番号と対応するように記載すること。
- 2 「整備を行う期間」欄には、工事の開始から実際に再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設が稼動し、発電又は熱供給が可能な状態になるまでに要する期間を記載すること。

(3)再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設の使用期間

番号	施設の使用期間
i	年 月 日～ 年 月 日
ii	年 月 日～ 年 月 日
iii	年 月 日～ 年 月 日

- (注)(1)①の再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設の番号と対応するように記載すること。

(4)再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設を用いて得られた電気又は熱の供給先

--

- (注)電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく電気事業者への売電を行う場合にあっては、同法に基づく再生可能エネルギー発電施設の認定の状況(予定を含む。)及び年間の売電収入の見込みを記載すること。

4 地域脱炭素化促進施設を整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容

(1)地域の脱炭素化のための取組の内容

--

- (注)1 取組内容、取組を行う地域や土地の所在、取組の実施期間等について具体的に記載すること。
- 2 申請者以外の者と連携して取組を行う場合にあっては、その者と申請者が当該取組にそれぞれどのように関わるかについて具体的に記載すること。

(2)地域の脱炭素化のための取組の整備の内容等

①地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な施設の整備の内容

第 6 付録（様式・参考様式集）

番号	新設等	施設の種 類・用途等	建築 面積	施設の用に供す る土地の所在	地番	地目		面積	水域の 範囲	氏名又 は名称	備考
						登記簿	現況				
ア											
イ											
ウ											

(注)1 (2)は、地域の脱炭素化のための取組を実施するために施設の整備が必要である場合に記載すること。

2 「新設等」欄には、新築、改築、用途変更の別を記載すること。

3 「氏名又は名称」欄には、地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な施設の整備を行う者の氏名(法人又は法人でない団体にあつては、名称)を記載すること。

4 「8 特例措置に関する事項」の(1)～(13)に該当する行為に係る施設については、「備考」欄にその番号を記載すること。

②地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な施設の整備を行う者の概要

番号	氏名及び住所
ア	氏名： 住所：
イ	氏名： 住所：
ウ	氏名： 住所：

(注)1 (2)①の施設の整備を行う者が、「1 申請者の概要」に記載した者に含まれない場合に記載すること。

2 (2)①の施設の番号と対応するよう記載すること。

3 地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な施設の整備を行う者が法人又は法人でない団体である場合にあっては、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を、「住所」には「主たる事務所の所在地」を記載すること。

③地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な施設の整備を行う期間

番号	整備を行う期間
ア	年 月 日～ 年 月 日
イ	年 月 日～ 年 月 日
ウ	年 月 日～ 年 月 日

(注)(2)①の施設の番号と対応するよう記載すること。

④地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な施設の使用期間

番号	使用期間
ア	年 月 日～ 年 月 日
イ	年 月 日～ 年 月 日
ウ	年 月 日～ 年 月 日

(注)(2)①の施設の番号と対応するよう記載すること。

第6 付録（様式・参考様式集）

- 5 地域脱炭素化促進施設等の整備及びこれと一体的に行う地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法(別表1及び別表2)

(注)当該整備及び当該取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法について、それぞれ別表1及び別表2に記載の上、これらを添付すること。

- 6 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施する取組に関する事項の内容

- (1)地域の環境の保全のための取組の内容

--

- (注)1 取組内容、取組を行う地域や土地の所在、取組の実施期間等について具体的に記載すること。
2 申請者以外の者と連携して取組を行う場合にあっては、その者と申請者が当該取組にそれぞれどのように関わるかについて具体的に記載すること。

- (2)地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組(農林漁業の健全な発展に資する取組を含む。)

--

- (注)1 取組内容、取組を行う地域や土地の所在、取組の実施期間等について具体的に記載すること。
2 申請者以外の者と連携して取組を行う場合にあっては、その者と申請者が当該取組にそれぞれどのように関わるかについて具体的に記載すること。

- 7 地域脱炭素化促進施設等の撤去及び原状回復に関する事項

- (1)地域脱炭素化促進施設等の撤去及び処分費用並びにそれらの算定方法

撤去及び処分費用	算定方法

- (2)地域脱炭素化促進施設等の撤去及び処分に係る費用の負担及びその確保の方法

費用負担の方法		備考
負担総額	確保の方法	

- (注)1 「確保の方法」欄には、地域脱炭素化促進施設等の整備を行う者による地域脱炭素化促進施設等の撤去に要する費用の確保の方法(資金の積立て等)を記載すること。
2 地域脱炭素化促進施設等が複数ある場合にあっては、欄を追加するとともに備考欄に3(1)①から⑤まで、及び4(2)①の各施設等の対応する番号を記載すること。

- (3)土地等の原状回復等

--

- (注)1 地域脱炭素化促進施設等を整備する土地等の権利者との間で取り決められた土地等の原状回復の内容等について具体的に記載すること。
2 添付書類として、地域脱炭素化促進施設等を整備する土地等の権利者との間の土地等の原状回復に係る契約書等の取決めを定めた書類の写しを添付すること。

第6 付録（様式・参考様式集）

8 特例措置に関する事項（別記様式第2の1～別記様式第2の15）

- (1) 温泉法(昭和23年法律第125号)第3条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第2の1に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (2) 温泉法第11条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第2の2に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (3) 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第2の3に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (4) 森林法第34条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第2の4に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (5) 森林法第34条第2項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第2の5に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (6) 農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第2の6に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (7) 農地法第5条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第2の7に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (8) 自然公園法(昭和32年法律第181号)第20条第3項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第2の8に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (9) 自然公園法第33条第1項の届出をしなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第2の9に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (10) 宅地造成等工事規制区域(宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和38年法律第191号)第10条第1項の宅地造成等工事規制区域をいう。以下同じ。)内において行う行為であって、同法第12条第1項の許可を受けなければならないもの又は特定盛土等規制区域(同法第28条第1項の特定盛土等規制区域をいう。以下同じ。)内において行う行為であって、同法第30条第1項の許可を受けなければならないものを行う場合にあって、宅地造成(同法第2条第2号に掲げる宅地造成をいう。)又は特定盛土等(同法第2条第3号に掲げる特定盛土等をいう。)に関する工事に係るものにあっては、別記様式第2の10に必要事項を記載の上、その正本及び副本を添付すること。
- (11) 宅地造成等工事規制区域内において行う行為であって、宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の許可を受けなければならないもの又は特定盛土等規制区域内において行う行為であって、同法第30条第1項の許可を受けなければならないものを行う場合にあって、土石の堆積(同法第2条第4号に掲げる土石の堆積をいう。)に関する工事に係るものにあっては、別記様式第2の11に必要事項を記載の上、その正本及び副本を添付すること。
- (12) 河川法(昭和39年法律第187号)第23条の2(同法第100条第1項において準用する場合を含む。)の登録を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第2の12に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (13) 熱回収(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第9条の2の4第1項に規定する熱回収をいう。申請者が同法第9条の2の4第1項の認定を受けることを希望する場合に限る。)を行う場合にあっては、別記様式第2の13に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (14) 熱回収(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項に規定する熱回収をいう。申請者が同法第15条の3の3第1項の認定を受けることを希望する場合に限る。)を行う場合にあっては、別記様式第2の14に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (15) 指定区域(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17第1項の指定区域をいう。)内において行う行為であって、同法第15条の19第1項の届出をしなければならないものを行う場合にあっては、別記様式第2の15に必要事項を記載の上、これを添付すること。

9 添付書類

以下の書類を添付すること。

- (1) 申請者が法人である場合にあってはその定款又はこれに代わる書面、申請者が法人でない団体である場合にあっては規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類
- (2) 申請者の最近2期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書(これらの書類がない場合にあっては、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類)

第6 付録（様式・参考様式集）

- (3) 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設の位置を明らかにした図面
- (4) 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設の規模及び構造を明らかにした図面
- (5) 4(2)①を記載する場合にあっては、整備をしようとする施設の位置を明らかにした図面並びに規模及び構造を明らかにした図面
- (6) 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等を設置しようとする場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができると認められるための書類（認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業計画に法第二十二條の二第四項第四号に掲げる行為（農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する行為に限る。）を記載する場合を除く。）
- (7) 認定の申請に係る再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設において高度化法施行令第4条第7号に掲げるものを利用する場合にあっては、利用するものの種類ごとに、それぞれの調達先その他当該利用するものの出所に関する情報を示す書類
- (8) 認定の申請に係る再生可能エネルギー発電施設を電気事業者（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者及び同項第13号に規定する特定送配電事業者をいう。以下同じ。）が維持し、及び運用する電線路と電氣的に接続する場合にあっては、当該接続について当該電気事業者の同意を得ていることを証明する書類の写し
- (9) 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等の点検及び保守に係る体制その他の当該事業の実施体制を示す書類
- (10) 認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業に係る関係法令（条例を含む。以下同じ。）に係る手続の実施状況を示す書類
- (11) 認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業に係る関係法令を遵守する旨の誓約書

第 6 付録（様式・参考様式集）

（別表1）

地域脱炭素化促進施設の整備を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

（単位：千円）

番号	施設の種類	必要な資金の額			調達方法					備 考
		①設備投資額	②初年度の 運転資金額	合計(①+②)	①自己資金	②借入金	③補助金等	④その他	合 計 (① + ② + ③ + ④)	
i										
ii										
iii										
合 計										

（注）1 （別紙）の3①～③までの地域脱炭素化促進施設の番号と対応するように記載すること。

2 「調達方法」欄には、金額以外にも、借入先、資金名称、補助金名等を括弧書きで記載すること。

3 「借入金」・「補助金等」欄には、計画申請時点における予定を記載すること。

4 附属設備の整備を実施するために必要な資金の額及びその調達方法を含めて記載すること。

（添付書類）

預金残高証明書、融資予定証明書等の資金調達方法を証する書類を添付すること。

第 6 付録（様式・参考様式集）

（別表2）

地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

（1）地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法（（2）の場合は除く。）

（単位：千円）

取組内容	実施者	必 要 な 資金の額	調達方法							備 考
			① 申請者による資金	② 申請者以外による資金	③地域脱炭素化促進事業による売電等の収益	④借入金	⑤補助金等	⑥その他	合 計（ ① + ② + ③ + ④ + ⑤+⑥）	
合 計										

（注）1 取組内容が年ごとに異なる場合にあっては、それぞれ記載すること。

2 「実施者」欄には、申請者以外に連携して取り組む者がいる場合にあっては、それらの者を含め全て記載すること。

3 「調達方法」欄には、金額以外にも、借入先、資金名称、補助金名等を括弧書きで記載すること。

4 「地域脱炭素化促進事業による売電等の収益」・「借入金」・「補助金等」欄には、計画申請時点における予定を記載すること。

第 6 付録（様式・参考様式集）

(2)地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な施設を整備するために必要な資金の額及びその調達方法

（単位：千円）

番号	施設の種 類・用途 等	実施者	必要な資金の額			調達方法							備 考
			① 設 備 投 資 額	②初年度 の運転資 金額	合計 (①+②)	① 申 請 者 による資 金	②申請者 以 外 に よる資金	③ 地 域 脱 炭 素 化 促 進 事 業 に よる 売 電 等の収益	④借入金	⑤ 補 助 金 等	⑥その他	合計(①+ ②+③+④ +⑤+⑥)	
ア													
イ													
ウ													
合 計													

(注)1 (別紙)の4(2)①の整備の内容の番号と対応するように記載すること。

- 2 「実施者」欄には、申請者以外に連携して取り組む者がいる場合にあっては、それらの者を含め全て記載すること。
- 3 「調達方法」欄には、金額以外にも、借入先、資金名称、補助金名等を括弧書きで記載すること。
- 4 「地域脱炭素化促進事業による売電等の収益」・「借入金」・「補助金等」欄には、計画申請時点における予定を記載すること。

(添付書類)

預金残高証明書、融資予定証明書等の資金調達方法を証する書類を添付すること。

第6 付録（様式・参考様式集）

別記様式第2の1

別記様式第1別紙3（1）又は別紙4（2）①の施設等の番号

温泉法第3条第1項の特例措置
(地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第1号)関係

温泉法第3条第1項の特例の適用を受けようとする者	住 所	
	ふり 氏 名 又は 名 称	
温泉掘削地の所在、地番及び地目		
温泉掘削地付近の状況		
湧出路の口径		
湧出路の深さ		
工事の施行方法		
主要な設備の構造		
主要な設備の能力		
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備 考		

- (注) 1 「温泉掘削地の所在、地番及び地目」欄には、その記載事項が地域脱炭素化促進施設等の用に供する土地の所在及び地番と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。
2 工事の着手及び完了の予定日は、その記載事項が地域脱炭素化促進施設等の整備を行う期間と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- (1) 当該行為に係る地点を明示した図面及びその付近の見取図(整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面と同じものは、省略できる。)
- (2) 当該行為に係る設備の配置図及び主要な設備の構造図
- (3) 当該行為のための施設の位置、構造及び設備並びに掘削の方法が温泉法施行規則(昭和23年厚生省令第35号)第1条の2各号に掲げる基準に適合することを証する書面
- (4) 温泉法施行規則第1条の2第10号に規定する掘削時災害防止規程
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、当該行為が温泉法(昭和23年法律第125号)第4条第1項第1号から第3号までに該当するかどうかを審査するために必要となる書類
- (6) 申請者が温泉法第3条第2項に規定する権利を有することを証する書類
- (7) 申請者が温泉法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることを誓約する書面

第 6 付録（様式・参考様式集）

別記様式第2の2

別記様式第 1 別紙 3 （1）又は別紙 4 （2）①の施設等の番号

温泉法第11条第1項の特例措置
(地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第1号)関係

温泉法第11条第1項の特例の適用を受けようとする者	住 所	
	氏 名 又は 名 称	
増掘又は動力装置の場 所		
増掘又は動力装置の場所の付近の状況		
温泉の現状	湧 出 量	
	温 度	
	成 分	
	湧出路の口径	
	湧出路の深さ	
増掘する場合	増掘後の口径	
	増掘後の深さ	
	工事の施行方法	
	主要な設備の構造	
	主要な設備の能力	
動力を装置する場合	動力装置の種類	
	動力装置の出力	
	動力装置の詳細	
予定日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備 考		

第6 付録（様式・参考様式集）

- (注) 1 「増掘又は動力装置の場所」欄には、その記載事項が地域脱炭素化促進施設等の用に供する土地の所在及び地番と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。
- 2 工事の着手及び完了の予定日は、その記載事項が地域脱炭素化促進施設等の整備を行う期間と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。

（添付書類）

以下の書類を添付すること。

- (1) 当該行為に係る地点を明示した図面及びその付近の見取図（整備しようとする地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面と同じものは、省略できる。）
- (2) 当該行為が増掘である場合にあっては、設備の配置図及び主要な設備の構造図
- (3) 当該行為が増掘である場合にあっては、増掘のための施設の位置、構造及び設備並びに増掘の方法が温泉法施行規則（昭和23年厚生省令第35号）第1条の2各号に掲げる基準に適合することを証する書面
- (4) 当該行為が増掘である場合にあっては、増掘に係る掘削時災害防止規程
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、当該行為が温泉法（昭和23年法律第125号）第11条第2項において準用する同法第4条第1項第1号から第3号まで又は同法第11条第3項において準用する同法第4条第1項第1号若しくは第3号に該当するかどうかを審査するために必要となる書類
- (6) 申請者が温泉法第11条第2項又は第3項において準用する同法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることを誓約する書面

第6 付録（様式・参考様式集）

別記様式第2の3

別記様式第1別紙3(1)又は別紙4(2)①の施設等の番号

森林法第10条の2第1項の特例措置
(地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第2号)関係

森林法第10条の2 第1項の特例の適 用を受けようとする者	住 所	
	ふりがな 氏 名 又は 名 称	
開発行為に係る森林の 所 在 場 所	市 町 大字 字 地番 郡 村	
開発行為に係る森林の 土 地 の 面 積		
開発行為の着手予定年月日		
開発行為の完了予定年月日		
開 発 行 為 の 施 行 体 制		
備 考		

- (注)1 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。
- 2 開発行為を行うことについて環境影響評価法(平成9年法律第81号)等に基づく環境影響評価手続を必要とする場合には、「備考」欄にその手続の状況を記載すること。
- 3 「開発行為に係る森林の所在場所」欄には、その記載事項が地域脱炭素化促進施設等の用に供する土地の所在及び地番と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。
- 4 「開発行為に係る森林の土地の面積」欄には、その記載事項が地域脱炭素化促進施設等の用に供する土地の面積と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。
- 5 「開発行為の着手予定年月日」欄及び「開発行為の完了予定年月日」欄には、これらの記載事項が地域脱炭素化促進施設等の整備を行う期間と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。
- 6 「開発行為の施行体制」欄には、開発行為の施行者を記載するとともに、その施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること。なお、申請時において開発行為の施行者が確定していない場合における当該欄の記入に

第6 付録（様式・参考様式集）

については、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等の提出をもってこれに代えることができる。

（添付書類）

以下の書類を添付すること。

- (1)当該行為に係る森林の位置図及び区域図（整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面において、当該行為に係る森林の位置及び区域を明らかにした場合には、省略できる。）
- (2)当該行為に関する計画書
- (3)当該行為に係る森林について当該行為の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることを証する書類
- (4)申請者が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
- (5)当該行為に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合（法第22条の2第4項各号（第2号を除く。）に掲げる行為に係る場合を除く。）には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）
- (6)当該行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類
- (7)その他必要と認める書類

第6 付録（様式・参考様式集）

別記様式第2の4

別記様式第1別紙3(1)又は別紙4(2)①の施設等の番号

森林法第34条第1項の特例措置
(地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第3号)関係

森林法第34条第1項の特例の適用を受けようとする者の氏名又は名称											
保安林の指定の目的											
森林の所在場所		森林所有者		伐採の方法		伐採する立木の樹種及び年齢	伐採面積及び伐採立木材積	伐採の期間	森林経営計画の有無	備考	
市	町	大字	地番	住所	氏名又は名称		ha(m ³)				

- (注)1 指定施業要件を定めるについて同一の単位とされる保安林等ごとに、伐採年度ごとに、作成すること。
- 2 「森林の所在場所」欄には、その記載事項が地域脱炭素化促進施設等の用に供する土地の所在及び地番と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。
- 3 「伐採の方法」欄には、皆伐、択伐の別を記載すること。
- 4 「伐採する立木の樹種及び年齢」欄には、樹種別に行を分けて記載し、立木の年齢は、伐採する立木のうち最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「○～○」のように記載すること。
- 5 「伐採面積及び伐採立木材積」欄には、皆伐による場合にあっては、伐採立木材積の記載を要しない。
- 6 伐採の面積は、実測又は見込みとし、小数第4位まで記載すること。
- 7 「伐採の期間」欄には、その記載事項が地域脱炭素化促進施設等の整備を行う期間と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。
- 8 「森林経営計画の有無」欄には、伐採しようとする立木の存する森林が森林法(昭和26年法律第249号)第34条第10項ただし書に規定する森林経営計画等の対象とする森林である場合にあっては、「有」と記載すること。
- 9 「備考」欄には、次の事項を記載すること。
- (1)皆伐による伐採をしようとする場合にあっては、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の面積
- (2)伐採跡地について行う植栽の時期

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- (1) 当該行為に係る森林の位置図及び区域図(添付する森林の位置図及び区域図の様式は、森林法施行規則(昭和28年農林省令第54号)第48条第1項の申請書の様式のイの申請書に添付する森林の位置図及び区域図の様式に準ずること。ただし、整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面に

第6 付録（様式・参考様式集）

において、当該行為に係る森林の位置及び区域を明らかにした場合には、省略できる。）

- (2) 申請者が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
- (3) 当該行為に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合（法第22条の2第4項各号（第3号を除く。）に掲げる行為に係る場合を除く。）には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）
- (4) 当該行為に係る森林の土地の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）
- (5) 申請者が当該行為に係る森林の土地の所有者でない場合には、当該森林において当該行為を行う権原を有することを証する書類
- (6) 申請者が当該行為に係る森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類（森林法施行規則第59条第2項の規定により添付を省略することができる場合を除く。）
- (7) その他必要と認める書類

第6 付録（様式・参考様式集）

別記様式第2の5

別記様式第1別紙3(1)又は別紙4(2)①の施設等の番号

森林法第34条第2項の特例措置
(地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第3号)関係

森林法第34条第2項の特例の適用を受けようとする者	住 所	
	ふりがな 氏 名 又は 名 称	
森林(土地)の所在場所		市 町 郡 村 大字 字 地番
保安林の指定の目的		
行 為 の 方 法		
期 間	始期	
	終期	
備 考		

- (注)1 行為を行うべき箇所ごとに作成すること。
- 2 「行為の方法」欄には、次の事項を記載すること。
- (1)立竹の伐採にあっては、伐採面積、伐採する立竹の年齢及び束数並びに伐採跡地の取扱い
 - (2)立木の損傷にあっては、損傷の目的、損傷する立木の樹種、年齢、本数及び面積並びに損傷後の取扱い
 - (3)家畜の放牧にあっては、放牧面積、家畜の種類及び頭数並びに管理方法
 - (4)下草、落葉又は落枝の採取にあっては、採取物の種類及び数量並びに採取方法
 - (5)土石又は樹根の採掘にあっては、採掘の目的、種類(土石の採掘の場合に限る。)、面積、方法及び数量、採掘設備、土地の形質の変更の状況並びに採掘後の取扱い
 - (6)開墾にあっては、開墾の目的、面積及び方法、土地の形質の変更の状況並びに開墾地に係る使用目的達成後の取扱い
 - (7)土石及び樹根の採掘並びに開墾以外の土地の形質を変更する行為にあっては、変更の目的、行為の種類、内容及び面積、土地の形質の変更の状況、施行設備並びに行為地に係る使用目的の達成後の取扱い
- 3 面積を記載する場合にあっては、実測又は見込みにより、ヘクタールを単位とし、小数第4位まで記載すること。
- 4 「森林(土地)の所在場所」欄には、その記載事項が地域脱炭素化促進施設等の用に供する土地の所在及び地番と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。
- 5 「期間」欄には、その記載事項が地域脱炭素化促進施設等の整備を行う期間と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。

第6 付録（様式・参考様式集）

において、当該行為に係る森林の位置及び区域を明らかにした場合には、省略できる。）

- (2) 申請者が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
- (3) 当該行為に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合（法第22条の2第4項各号（第3号を除く。）に掲げる行為に係る場合を除く。）には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）
- (4) 当該行為に係る森林の土地の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）
- (5) 申請者が当該行為に係る森林の土地の所有者でない場合には、当該森林において当該行為を行う権原を有することを証する書類
- (6) 申請者が当該行為に係る森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類（森林法施行規則第59条第2項の規定により添付を省略することができる場合を除く。）
- (7) その他必要と認める書類

第6 付録（様式・参考様式集）

別記様式第2の6

別記様式第1 別紙3（1）又は別紙4（2）①の施設等の番号

農地法第4条第1項の特例措置
(地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第4号)関係

1 農地を転用する者の氏名及び住所	氏 名		住 所	
2 施設の種類の				
3 土地の所在等	土地の所在	地番	耕作者の氏名	
	計	筆	m ² (田	m ² , 畑 m ²)
4 転用の時期	工事計画	着工	年 月 日から	年 月 日まで
		施設の種類の	棟数	建築面積
	土地造成			m ²
	建築物			m ²
	小計			
	工作物			
	小計			
	計			
5 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要				

- (注) 1 農地を転用する者ごとに作成し、欄を繰り返し設けて記載すること。
2 記載に当たっては、他の記載事項及び添付書類と整合性を図ること。
3 農地を転用する者又は耕作者が法人の場合にあつては、「氏名」欄には名称及び代表者の氏名を、「住所」欄には主たる事務所の所在地を記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- (1) 農地を転用する者が法人の場合にあつては、定款若しくは寄附行為の写し(別紙の添付書類と同じ場合には、省略できる。)又は法人の登記事項証明書
- (2) 土地の位置を示す地図(整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面と同じ場合には、省略できる。)及び当該土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)
- (3) 土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面
- (4) 地域脱炭素化促進施設等の整備をするために必要な資力及び信用があることを証する書面(別表1及び別表2並びにそれらの添付書類と整合を図ること。それらの添付書類と同じ場合には、省略できる。)
- (5) 農地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合にあつては、その同意があつたことを証する書面
- (6) 農地が土地改良区の地区内にある場合にあつては、当該土地改良区の意見書(意見を求めた日から30日を経過してもなおその意見を得られない場合にあつては、その事由を記載した書面)
- (7) その他参考となるべき書類

第 6 付録（様式・参考様式集）

別記様式第2の7

別記様式第 1 別紙 3（1）又は別紙 4（2）①の施設等の番号

農地法第5条第1項の特例措置
(地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第4号)関係

1 当事者の氏名及び住所	当事者の別	氏 名		住 所		
	譲 受 人					
	譲 渡 人					
2 施設の種類の						
3 土地の所有者の氏名等	土地の所在	地番	土地の所有者 の氏名	所有権以外の使用収益権が 設定されている場合		
				権利の種類及び内容	権利者の氏名	
	計	筆	㎡(田	㎡、畑	㎡、採草放牧地	㎡)
4 権利を設定し、又は移転 しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定 ・移転の別	権 利 の 設 定 ・移転の時期	権利の存続期間		
5 転用の時期	工事計画	着工 年 月 日から 年 月 日まで				
	土地造成	施設の種類の	棟数	建築面積	所要面積	
	建築物			㎡	㎡	
	小計					
	工作物					
	小計					
	計					
6 転用することによって生 ずる付近の農用地、作物 等の被害の排除施設の概 要						

- (注) 1 譲受人ごとに作成し、欄を繰り返し設けて記載すること。
 2 記載に当たっては、他の記載事項及び添付書類と整合性を図ること。
 3 当事者、土地の所有者又は権利者が法人の場合にあつては、「氏名」欄には名称及び代表者の氏名を、「住所」欄には主たる事務所の所在地を記載すること。
 4 譲渡人が2者以上存在する場合にあつては、1及び3の欄には「表記載のとおり」と記載し、次の表1及び表2により記載することができるものとする。

第6 付録（様式・参考様式集）

（添付書類）

以下の書類を添付すること。

- (1) 譲受人が法人の場合にあつては、定款若しくは寄附行為の写し（別紙の添付書類と同じ場合には、省略できる。）又は法人の登記事項証明書
- (2) 土地の位置を示す地図（整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面と同じ場合には、省略できる。）及び当該土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）
- (3) 土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面
- (4) 地域脱炭素化促進施設等の整備をするために必要な資力及び信用があることを証する書面（別表1及び別表2並びにそれらの添付書類と整合を図ること。それらの添付書類と同じ場合には、省略できる。）
- (5) 農用地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合にあつては、その同意があつたことを証する書面
- (6) 農用地が土地改良区の地区内にある場合にあつては、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から30日を経過してもなおその意見を得られない場合にあつては、その事由を記載した書面）
- (7) その他参考となるべき書類

（表1）別記様式第2の7中、「1 当事者の氏名及び住所」の欄

当事者の別	氏 名	住 所
譲 受 人		
譲 渡 人		

（表2）別記様式第2の7中、「3 土地の所有者の氏名等」の欄

土地の所在	地番	土地の所有者の 氏名	所有権以外の使用収益権が設定されている場合	
			権利の種類及び内容	権利者の氏名
計	筆	m ² （田	m ² 畑	m ² 採草放牧地 m ² ）

（注）本表は、（表1）の譲渡人の順に名寄せして記載すること。

第 6 付録（様式・参考様式集）

別記様式第2の8

別記様式第1別紙3(1)又は別紙4(2)①の施設等の番号

自然公園法第20条第3項の特例措置
(地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第5号又は第6号)関係

自然公園法第20条第3項の特例の適用を受けようとする者	住 所	
	ふりがな 氏 名 (法人等に あつては、名 称及び代表 者氏名)	
国立・国定公園名		
目 的		
場 所		
行為地及び その付近の状況		
行 為 の 内 容	工作物の新改増築	
	木竹の伐採	
	鉱物の掘採又は土石の採取	
	水位(水量)に増減を及ぼさせる行為	
	広告物の設置等	
	土地の形状変更等	
	その他の関連行為	
施行後の周辺の取扱		
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備 考		

(注)1 「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番(地先)等を記載すること。なお、これらが地域脱炭素化促進施設等の用に供する土地の所在及び地番と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。

2 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生、着生する動植物等周辺の状況を示す上で

第6 付録（様式・参考様式集）

必要な事項及び水位(水量)に増減を及ぼさせる行為がある場合は現在の水位(水量)(一定の期間ごとに水位(水量)が異なる場合には、その期間別の水位(水量))(水量の単位は立方メートル毎秒)を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

- 3 「工作物の新改増築」欄には、工作物の種類、敷地面積、規模、構造、主要材料、外部の仕上げ及び色彩を記載すること。主たる行為である場合はその旨を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 4 「木竹の伐採」欄には、伐採樹種、伐採面積、伐採本数を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 5 「鉱物の掘採又は土石の採取」欄には、鉱物(土石)の種類、掘採(採取)方法、掘採(採取)量、掘採(採取)設備、掘採(採取)に伴い土地の形状を変更する面積、掘採(採取)後の土地の形状を記載すること。主たる行為である場合はその旨を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 6 「水位(水量)に増減を及ぼさせる行為」欄には、水位(水量)の増減の及ぶ範囲、水位(水量)の増減の原因となる行為・設備等、水位(水量)の増減の内容(当該行為による水位(最高水位、最低水位等)又は水量(取水量、放流量等)の変化)を記載すること。一定の期間ごとに水位(水量)の増減の内容が異なる場合には、その期間別に記入すること。主たる行為である場合はその旨を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 7 「広告物の設置等」欄には、独立して設置する場合の敷地面積、広告物を掲出又は表示する広告物の種類及びその箇所、規模及び構造、主要材料、色彩、表示の内容を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 8 「土地の形状変更等」欄には、土地の形状を変更する面積、工事の方法、変更後の土地の形状を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 9 「その他の関連行為」欄には、支障となる動植物の除去、残土量とその処理方法、工所用仮工作物の設置等、当該行為に伴う行為の内容を具体的に記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 10 「施行後の周辺の取扱」欄には、跡地の整理、修景のための植栽等風致景観の保護のために行う措置を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 11 「予定日」欄には、その記載事項が地域脱炭素化促進施設等の整備を行う期間と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。行為ごとに期間が異なる場合は、それぞれ記載すること。
- 12 「備考」欄には、次の事項を記載すること。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものである場合にあっては、その手続の進捗状況
 - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合にあっては、土地所有者の諾否又はその見込み
 - ウ 過去に自然公園法(昭和32年法律第161号)の許可を受けたものにあっては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

(添付書類)

自然公園法施行規則(昭和32年厚生省令第41号)第11条各項に規定する許可基準を満たしていること

第6 付録（様式・参考様式集）

を示す以下の書類を添付すること。ただし、行為の規模が大きいため、以下の縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められる場合にあっては、当該施設の規模及び構造に応じて適切と認められる縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

- (1)行為の場所を明らかにした縮尺1：25,000程度の地形図
- (2)行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1：5,000程度の概況図及び天然色写真(カラー写真)
- (3)行為の施行方法を明らかにした縮尺1：1,000程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図(立面図に彩色したものでも可)
- (4)行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1：1,000程度の修景図
- (5)(1)から(4)までに掲げる図面について、整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面と同じものは、省略できる。
- (6)行為(道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。)の場所の面積が1ヘクタール以上である場合、行為がその延長が2キロメートル以上若しくはその幅員が10メートル以上となる計画になっている道路の新築(自然公園法の規定による許可を現に受け、又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。)である場合又は行為が当該行為の場所若しくはその周辺の風致若しくは景観に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要があると認められる場合にあっては、次に掲げる事項を記載した書類
 - ①当該行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致又は景観の状況並びに特質
 - ②当該行為により得られる自然的、社会経済的な効用
 - ③当該行為が風致又は景観に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するための措置
 - ④当該行為の施行方法に代替する施行方法により当該行為の目的を達成し得る場合にあっては、当該行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を風致又は景観の保護の観点から比較した結果
- (7)その他、行為の施行方法の表示に必要な図面(構造図等)

第6 付録（様式・参考様式集）

別記様式第2の9

別記様式第1別紙3(1)又は別紙4(2)①の施設等の番号

自然公園法第33条第1項の特例措置
(地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第5号又は第6号)関係

自然公園法第33条第1項の特例の適用を受けようとする者	住 所	
	ふりがな 氏 名 (法人等に あつては、名 称及び代表者 氏名)	
国立・国定公園名		
目 的		
場 所		
行為地及び その付近の状況		
行 為 の 内 容	工作物の新改増築	
	鉱物の掘採又は 土石の採取	
	水位(水量)に増減を及 ぼさせる行為	
	広告物の設置等	
	土地の形状変更等	
	その他の関連行為	
施行後の周辺の取扱		
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備 考		

- (注)1 「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番(地先)等を記載すること。なお、これらが地域脱炭素化促進施設等の用に供する土地の所在及び地番と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。
- 2 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生、着生する動植物等周辺の状況を示す上で必要な事項及び水位(水量)に増減を及ぼさせる行為がある場合は現在の水位(水量)(一定の期間

第6 付録（様式・参考様式集）

ごとに水位(水量)が異なる場合には、その期間別の水位(水量))(水量の単位は立方メートル毎秒)を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

3 「工作物の新改増築」欄には、工作物の種類、敷地面積、規模、構造、主要材料、外部の仕上げ及び色彩を記載すること。主たる行為である場合はその旨を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

4 「鉱物の掘採又は土石の採取」欄には、鉱物(土石)の種類、掘採(採取)方法、掘採(採取)量、掘採(採取)設備、掘採(採取)に伴い土地の形状を変更する面積、掘採(採取)後の土地の形状を記載すること。主たる行為である場合はその旨を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

5 「水位(水量)に増減を及ぼさせる行為」欄には、水位(水量)の増減の及ぶ範囲、水位(水量)の増減の原因となる行為・設備等、水位(水量)の増減の内容(当該行為による水位(最高水位、最低水位等)又は水量(取水量、放流量等)の変化)を記載すること。一定の期間ごとに水位(水量)の増減の内容が異なる場合には、その期間別に記入すること。主たる行為である場合はその旨を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

6 「広告物の設置等」欄には、独立して設置する場合の敷地面積、広告物を掲出又は表示する広告物の種類及びその箇所、規模及び構造、主要材料、色彩、表示の内容を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

7 「土地の形状変更等」欄には、土地の形状を変更する面積、工事の方法、変更後の土地の形状を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

8 「その他の関連行為」欄には、支障となる動植物の除去、残土量とその処理方法、工事中仮工作物の設置等、当該行為に伴う行為の内容を具体的に記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

9 「施行後の周辺の取扱い」欄には、跡地の整理、修景のための植栽等風致景観の保護のために行う措置を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

10 「予定日」欄には、その記載事項が地域脱炭素化促進施設等の整備を行う期間と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。行為ごとに期間が異なる場合は、それぞれ記載すること。

11 「備考」欄には、次の事項を記載すること。

ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものである場合にあっては、その手続の進捗状況

イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合にあっては、土地所有者の承諾又はその見込み

ウ 過去に自然公園法(昭和32年法律第181号)の許可を受けたものにあっては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

(添付書類)

以下の書類を添付すること。ただし、行為の規模が大きいため、以下の縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められる場合にあっては、当該施設の規模及び構造に応じて適切と認められる縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

(1)行為の場所を明らかにした縮尺1:25,000程度の地形図

第6 付録（様式・参考様式集）

- (2)行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1：5,000程度の概況図及び天然色写真(カラー写真)
- (3)行為の施行方法を明らかにした縮尺1：1,000程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図(立面図に彩色したものでも可)
- (4)行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1：1,000程度の修景図
- (5)(1)から(4)までに掲げる図面について、整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面と同じものは、省略できる。
- (6)その他、行為の施行方法の表示に必要な図面(構造図等)

第 6 付録（様式・参考様式集）

別記様式第 2 の 10

別記様式第 1 別紙 3(1)又は別紙 4(2)①の施設等の番号			
宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第 1 項又は第30条第 1 項の特例措置 (地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の 2 第 4 項第 7 号又は第 8 号 (宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係るものに限る。)) 関係			
宅地造成及び特定盛土等規制法 {第12条第 1 項 第30条第 1 項} の特例の適用を受けようとする者	氏 名		
1 工 事 主 住 所 氏 名 (法 人 役 員 住 所 氏 名)	()		
2 設 計 者 住 所 氏 名			
3 工 事 施 行 者 住 所 氏 名			
4 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番 (代 表 地 点 の 緯 度 経 度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)		
5 土 地 の 面 積	平方メートル		
6 工事着手前の土地利用状況			
7 工事完了後の土地利用			
8 盛 土 の タ イ プ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土		
9 土 地 の 地 形	溪流等への該当 有・無		
イ 盛 土 又 は 切 土 の 高 さ	メートル		
ロ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル		
ハ 盛 土 又 は 切 土 の 土 量	盛 土	立方メートル	
	切 土	立方メートル	

第 6 付録（様式・参考様式集）

10 工 事 の 概 要	二 撞 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	ホ 崖 面 崩 壊 防 止 施 設	番 号	種 類	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	ハ 排 水 施 設	番 号	種 類	内 ^{のり} 法寸法	延 長
				センチ メートル	メートル
	ト 崖 面 の 保 護 の 方 法				
	チ 崖面以外の地表面の保護の方法				
	リ 工事中の危害防止のための措置				
ヌ そ の 他 の 措 置					
ル 工 事 着 手 予 定 年 月 日					
ヲ 工 事 完 了 予 定 年 月 日					
ワ 工 程 の 概 要					
11 そ の 他 必 要 な 事 項					

- 注1 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項又は第30条第1項の特例の適用を受けようとする者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入すること。
- 3 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付すこと。
- 4 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 5 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第1位まで記入すること。
- 6 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付すこと（複数選択可）。

第 6 付録（様式・参考様式集）

- 7 9 欄は、溪流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第12条に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付すこと。
- 8 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

第 6 付録（様式・参考様式集）

別記様式第 2 の11

別記様式第 1 別紙 3(1)又は別紙 4(2)①の施設等の番号		
宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第 1 項又は第30条第 1 項の特例措置 (地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の 2 第 4 項第 7 号又は第 8 号 (土石の堆積に関する工事に係るものに限る。)) 関係		
宅地造成及び特定盛土等規制法 {第12条第 1 項} {第30条第 1 項} の特例の適用を受けようとする者	氏 名	
1 工 事 主 住 所 氏 名 (法 人 役 員 住 所 氏 名)	()	
2 設 計 者 住 所 氏 名		
3 工 事 施 行 者 住 所 氏 名		
4 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番 (代 表 地 点 の 緯 度 経 度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)	
5 土 地 の 面 積	平方メートル	
6 工 事 の 目 的		
イ 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	
ロ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	
ハ 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	
ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配		
ホ 勾配が10分の 1 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置		

第 6 付録（様式・参考様式集）

工 事 の 概 要	ヘ 土石の堆積を行う土地における 地盤の改良その他の必要な措置		
	ト 空地の設置	番 号	空地の幅
			メートル
	チ 雨水その他の地表水を有効に排 除する措置		
	リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂 の流出を防止する措置		
	ヌ 工事中の危害防止のための措置		
	ル そ の 他 の 措 置		
	ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日	
ワ 工事完了予定年月日	年 月 日		
	カ 工程の概要		
8	そ の 他 必 要 な 事 項		

- 注1 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項又は第30条第1項の特例の適用を受けようとする者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入すること。
- 3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第1位まで記入すること。
- 5 7欄は、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入すること。
- 6 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

第 6 付録（様式・参考様式集）

別記様式第2の12

別記様式第1 別紙3（1）又は別紙4（2）①の施設等の番号

河川法第23条の2（同法第100条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）の特例
（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第9号）関係

河川法第23条の2の特例の適用を受けようとする者（申請者）	住 所 氏 名	
河川の名称		
発電施設の名称及び位置		
従属元水利使用の許可を受けた者等		
取水口、注水口又は放水口の位置		
取水量等		
水利使用の期間		
工 期		
河川法第23条の2の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に関する許可の手續の実施状況		☐ 河川法第24条の許可の手續を行っている。 ☐ 河川法第26条第1項の許可の手續を行っている。 ☐ 河川法第27条第1項の許可の手續を行っている。

- (注) 1 「河川法第23条の2の特例の適用を受けようとする者（申請者）」欄については、当該者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 「従属元水利使用の許可を受けた者等」欄については、河川法（昭和39年法律第167号）第23条の2の登録に係る流水の占用に係る発電のために利用する同条に規定する流水に関する次に掲げる事項のいずれかを記載すること。
- イ 河川法第23条の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）
- ロ 河川法施行令（昭和40年政令第14号）第14条の2に規定する流水が放流されるダム又は堰の位置及び名称
- 3 「取水量等」欄の記載については、次のとおりとすること。
- (1) 取水量及び使用水量の単位は、立方メートル毎秒とすること。
- (2) 最大取水量及び常時取水量のほか、総落差及び有効落差並びに最大理論水力及び常時理論水力を記載し、かつ、最大出力、常時出力及び常時尖頭出力を付記すること。
- (3) 取水量と使用水量とが異なるときは、使用水量を併せて記載すること。
- (4) その他水利使用の条件があるときは、これを記載すること。
- 4 「河川法第23条の2の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に関する許可の手續の実施状況」欄の記載については、当該申請に関連し、河川管理者に申請している河川法に係る手續について該当する□にレ印を付すこと（地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令第3条第2項第9号に規定する書類と整合を図ること。）。

第 6 付録（様式・参考様式集）

（添付書類）

以下の書類を添付すること。

（１）申請者が河川法第23条の4第1号から第3号までに該当しないことを誓約する書面

（２）次に掲げる者の同意書の写し

①申請者と当該申請に係る流水の占有に係る発電のために利用する流水の占有について河川法第23条の許可を受けた者とが異なるときは、当該許可を受けた者

②申請者と当該申請に係る流水の占有に係る発電のために利用する河川法施行令第14条の2に規定する流水が放流されるダム又は堰を設置した者とが異なるときは、当該ダム又は堰を設置した者

（３）次に掲げる事項を記載した図書

①水利使用に係る事業の計画の概要

②使用水量の算出の根拠

（４）当該申請に係る流水の占有に係る発電のために利用する流水の占有に関する河川法第23条の許可に関する次に掲げる事項を記載した書面

①水利使用の目的

②許可水量

③許可期間

④取水口又は注水口の位置

⑤許可に条件が付されている場合にあっては、当該条件

（５）河川法第26条第1項の許可を要しない工作物の新築、改築又は除却を伴う場合にあっては、当該工事の計画の概要を記載した図書

（６）その他参考となるべき事項を記載した図書

第 6 付録（様式・参考様式集）

別記様式第2の13

別記様式第 1 別紙 3 （ 1 ） 又は別紙 4 （ 2 ） ①の施設等の番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の特例措置
(地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第10号)関係

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の特例の適用を受けようとする者	住 所	
	氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
	熱回収施設の設置の場所	
熱回収に必要な設備に関する事項	設備の種類及びその設備の能力	
	△設備の位置、構造等の設置に関する計画	
	△設備の維持管理に関する計画	
熱回収の内容に関する計画	熱回収施設において処分する一般廃棄物の種類	
	熱回収の方法	
	熱回収率	%
許可の年月日及び許可番号		年 月 日 第 号
備考		

- (注) 1 設備の種類については、ボイラー、発電機、熱交換器の別を記入すること。
 2 設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量(トン/時)、発電機の出力(キロワット)、熱交換器の能力(キロジュール/時、複数ある場合はそれぞれの能力)を記載すること。
 3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、△印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、次の図面等を含むこと。
 (1) 設備の位置、構造等の設置に関する計画については、熱回収に必要な設備の位置及び構造、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図を添付すること。
 (2) 設備の維持管理に関する計画については、ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画を記載すること。また、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、

第6 付録（様式・参考様式集）

補修等の計画も記載すること。

- 4 熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用、発電・熱利用の併用の別を記入すること。
- 5 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。
- 6 各欄に記載すべき内容が、他の申請書類に記載した内容と同一であるときは、同欄に「別記様式第1号3(1)①iのとおり」等を記載することをもって足りる。

（添付書類）

以下の書類を添付すること。ただし、当該書類の内容が、他の添付書類の内容と同一であるときは、その旨を備考欄に記載して、添付を省略することができる。

- (1) 熱回収施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条の2の4第1項に規定する熱回収施設をいう。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、処理工程図及び設計計算書並びに当該熱回収施設の付近の見取図
- (2) 熱回収率の算定の根拠を明らかにする書類
- (3) 当該熱回収施設における過去一年間の熱回収の内容に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号イからハまでに掲げる事項を記載した書類
- (4) 熱回収施設について廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の許可を受けていることを証する書類（バイオマス由来の廃棄物が許可対象の廃棄物として含まれているもののみ添付書類として認められる。）

第 6 付録（様式・参考様式集）

別記様式第2の14

別記様式第1 別紙3（1）又は別紙4（2）①の施設等の番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の特例措置
(地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第10号)関係

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の特例の適用を受けようとする者	住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
熱回収施設の設置の場所		
熱回収に必要な設備に関する事項	設備の種類及びその設備の能力	
	△設備の位置、構造等の設置に関する計画	
	△設備の維持管理に関する計画	
熱回収の内容に関する計画	熱回収施設において処分する産業廃棄物の種類	
	熱回収の方法	
	熱回収率	%
許可の年月日及び許可番号		年 月 日 第 号
備考		

- (注) 1 設備の種類については、ボイラー、発電機、熱交換器の別を記入すること。
 2 設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量(トン/時)、発電機の出力(キロワット)、熱交換器の能力(キロジュール/時、複数ある場合はそれぞれの能力)を記載すること。
 3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、△印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、次の図面等を含むこと。
 (1) 設備の位置、構造等の設置に関する計画については、熱回収に必要な設備の位置及び構造、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図を添付すること。
 (2) 設備の維持管理に関する計画については、ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画を記載すること。また、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、

第6 付録（様式・参考様式集）

補修等の計画も記載すること。

- 4 熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用、発電・熱利用の併用の別を記入すること。
- 5 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。
- 6 各欄に記載すべき内容が、他の申請書類に記載した内容と同一であるときは、同欄に「別記様式第1号3(1)①iのとおり」等を記載することをもって足りる。

（添付書類）

以下の書類を添付すること。ただし、当該書類の内容が、他の添付書類の内容と同一であるときは、その旨を備考欄に記載して、添付を省略することができる。

- (1) 熱回収施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の3の3第1項に規定する熱回収施設をいう。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、処理工程図及び設計計算書並びに当該熱回収施設の付近の見取図
- (2) 熱回収率の算定の根拠を明らかにする書類
- (3) 当該熱回収施設における過去一年間の熱回収の内容に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号イからハまでに掲げる事項を記載した書類
- (4) 熱回収施設について廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の許可を受けていることを証する書類（バイオマス由来の廃棄物が許可対象の廃棄物として含まれているもののみ添付書類として認められる。）

第 6 付録（様式・参考様式集）

別記様式第2の15

別記様式第1 別紙3（1）又は別紙4（2）①の施設等の番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の19第1項の特例措置
（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第11号）関係

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の19の特例の適用を受けようとする者	住 所 氏 名 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
指定区域の所在地		
土地の形質の変更の種類		
土地の形質の変更の場所		
土地の形質の変更の施行方法		
土地の形質の変更の内容		
地下にある廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物、水銀処理物又は石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）		
地下にある廃棄物の搬出の有無及び搬出先		
土地の形質の変更の着手予定日		
土地の形質の変更の完了予定日		
備 考		

（添付書類）

以下の書類を添付すること。

- (1) 土地の形質の変更の施行に当たり周辺の生活環境に及ぼす影響について実施する調査の計画書
- (2) 土地の形質の変更の施行に係る工事計画書
- (3) 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした指定区域の図面
- (4) 土地の形質の変更をしようとする指定区域の状況を明らかにした図面
- (5) 埋立地に設置された設備の場所を明らかにした図面
- (6) 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
- (7) 土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面
- (8) 石綿含有一般廃棄物、水銀処理物、廃水銀等処理物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が地下にある場合は、当該廃棄物の位置を示す図面

第6 付録（様式・参考様式集）

別記様式第3（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の3第1項関係）

地域脱炭素化促進事業計画の変更に係る認定申請書

年 月 日

{都道府県知事}
{市 町 村 長} 殿

申請者
住 所
氏 名

年 月 日付けで認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画について、下記のとおり変更したいので、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の3第1項の規定に基づき、認定を申請します。

記

- 1 変更事項の内容
- 2 変更理由
- 3 添付を省略する書類（既に提出されている書類のうち、内容に変更がないもの）

（備考）

- 1 「申請者」には、地域脱炭素化促進事業を実施する全ての者を記載すること。
- 2 申請者が法人又は法人でない団体である場合にあっては、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を、「住所」には「主たる事務所の所在地」を記載すること。
- 3 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

【賃 貸／譲 渡】予 定 証 明 書

〇〇〇〇年〇月〇日

依頼人
住 所
氏 名

証明者
住 所
氏 名 印

証明者は、下記の土地について、依頼人に対して【賃貸／譲渡】する用意があることを証明致します。

但し、依頼人が、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）に基づく事業計画が不認定又は認定取消しその他地域脱炭素化促進事業が実施できない場合、この限りではありません。

なお、証明者は、本証明により【賃貸／譲渡】義務を負うものではありません。また、本証明書を地球温暖化対策推進法に基づく事業計画認定申請の目的以外に使用した場合は、この証明書の効力は消滅するものとします。

本証明書によって第三者に損害を与え、当該第三者に対して賠償義務を負う場合は依頼人において損害を賠償するものとし、証明者は一切の責任を負いません。

記

1 【賃貸／譲渡】する用意がある土地

所在 〇〇区〇〇町〇丁目
地番 〇番〇
地目 〇〇
地積 〇〇〇〇．〇〇平方メートル

2 証明期間

証明書発行日から〇〇日

以上